

平成31年度

建設廃棄物の再資源化に関する調査・検討業務

報 告 書

令和2年3月

株式会社日本能率協会総合研究所

## 目 次

<b>1. 業務概要</b>	
1. 1 業務目的	1
1. 2 業務概要	1
1. 3 業務項目	1
<b>2. 建設廃棄物の発生状況の整理</b>	
2. 1 建設廃棄物の発生状況	2
2. 2 需給バランス	13
<b>3. 再資源化の促進</b>	
3. 1 特定建設資材への新たな建設資材の追加	24
3. 2 再資源化等完了後の地方公共団体等への報告のあり方	25
<b>4. 適正処理の徹底</b>	
4. 1 有害物質の取扱いについての情報提供等	34
<b>5. 建設系廃プラスチックの発生及び再資源化状況の整理</b>	
5. 1 建設系廃プラスチックの発生及び現場分別状況	36
5. 2 建設系廃プラスチックの再資源化状況	42
<b>6. 建設リサイクル法見直しのためのアンケート調査</b>	
6. 1 地方公共団体向け建設リサイクル法の施行状況に関する調査	43
6. 2 関係業界向け建設リサイクル法の施行状況に関する調査	60
<b>&lt;資料編&gt;</b>	
資料6. 1 地方公共団体向け建設リサイクル法の施行状況に関する調査票	
資料6. 2 関係業界向け建設リサイクル法の施行状況に関する調査票	

## 1. 業務概要

### 1. 1 業務目的

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）が平成12年度に制定されて以降、同法は着実に施行され、中央環境審議会等においても、廃棄物の排出量及び最終処分量の減少並びに廃棄物適正処理の推進による不法投棄の減少が図られ、循環型社会の形成に大きく寄与していると評価されているところである。

他方で、新たに検討を要する課題についても指摘がなされている。例えば、今後、高度経済成長期に建設された建築物が大量に解体される一方で道路工事件数が減少することが見込まれ、建設廃棄物の再資源化が滞る可能性があるとの指摘がある。このような課題に対しては、まずは建設廃棄物の発生量を削減するため、リデュース及びリユースを進めることが重要である。建設廃棄物が発生する時期は建物の建築から数十年後であることから、将来の建設廃棄物の発生抑制については、十分に前もって対策を講じる必要がある。

また、リデュース及びリユースを促進した上で発生する建設廃棄物については、リサイクルを促進していくことが重要である。そのためには、再生資材の利用を促進することが重要である。そこで、特定建設資材の再生利用について取組の実態及び課題を調査し、特定建設資材の再生利用を建設リサイクル法で促進するための、制度的対応の在り方及びその効果や実現可能性について調査・検討を行う。

このため、本業務では、建設リサイクルを引き続き適正に推進していく上での課題について整理するとともに、その対応策を明らかにすることを目的とする。

### 1. 2 業務概要

- (1) 業務名：平成31年度建設廃棄物の再資源化に関する調査・検討業務
- (2) 契約日：平成31年4月26日
- (3) 工期：平成31年4月26日～令和2年3月27日
- (4) 発注者：環境省 環境再生・資源循環局
- (5) 受注者：株式会社 日本能率協会総合研究所

### 1. 3 業務項目

本業務は、次の項目について実施した。

- (1) 建設廃棄物の発生状況の整理
- (2) 再資源化の促進
- (3) 適正処理の徹底
- (4) 建設系廃プラスチックの発生及び再資源化状況の整理及び有効活用に向けた方策
- (5) 建設リサイクル法見直しのためのアンケート調査

## 2. 建設廃棄物の発生状況の整理

### 2. 1 建設廃棄物の発生状況

本業務の目的に、「今後、高度経済成長期に建設された建築物が大量に解体される一方で、道路工事件数が減少することが見込まれ、建設廃棄物の再資源化が滞る可能性があるとの指摘がある。」との記載がある。

まず、建築物の解体状況を把握するため、国土交通省「建築物滅失統計」を用いて「除却延床面積」を整理した。

- ①建築物の除却延床面積は、1974年度から1994年度にかけて増加傾向にあった。
- ②1994年度をピークに、近年はそのピークの6割程度で横ばい傾向にある。

図2. 1-1より、高度経済成長期に建設された建築物は解体されていると想定されるが、一度に大量に解体されていることは確認できなかった。1980～1990年代に除却延床面積のピークを迎えているが、高度経済成長期（1950～1970年代）から20年しか経過していないため、高度経済成長期の建築物とは言い難い。

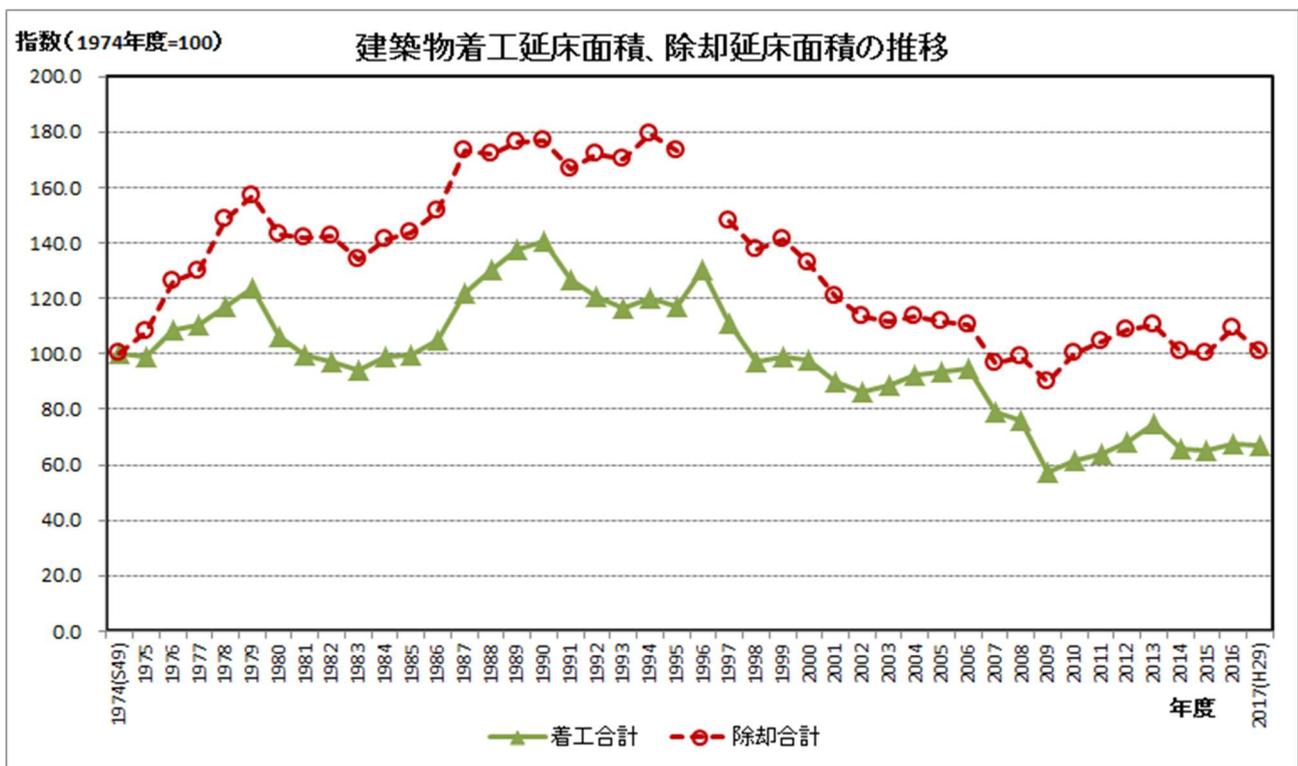


図2. 1-1 建築物着工延床面積、除却延床面積の推移  
(1974年度=100とした場合)

続いて、建設廃棄物の発生状況について整理を行った。建設廃棄物の発生量については、国土交通省が原則5年に一度実施している「建設副産物実態調査」で公表している。

最新の「建設副産物実態調査」は、平成30年度に竣工した工事を対象とした「平成30年度建設副産物実態調査」であり、令和2年1月24日に公表<sup>\*</sup>されている。

※[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page\\_020101census.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020101census.htm)

建設廃棄物の発生状況について、地理的・長期的な観点から、次の視点で整理した。

表2. 1-1 整理視点

視点	整理項目
地理的	全国・地方別
長期的	平成7年度、12年度、14年度、17年度、20年度、24年度、30年度
品目	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、その他

表 2. 1-2 全国における建設廃棄物場外搬出量（単位：千トン）

	H7	H12	H14	H17	H20	H24	H30
アスファルトコンクリート塊	35,654	30,094	29,747	26,065	19,920	25,771	20,675
コンクリート塊	36,467	35,272	35,118	32,153	31,273	30,917	36,896
建設汚泥	9,778	8,252	8,460	7,520	4,508	6,572	6,233
建設混合廃棄物	9,523	4,848	3,375	2,928	2,670	2,795	2,284
建設発生木材	6,320	4,770	4,644	4,707	4,099	4,998	5,534
その他（廃プラ、紙くず、金属くず等）	1,403	1,530	1,385	3,626	1,340	1,638	2,781
合計	99,140	84,756	82,729	76,998	63,810	72,692	74,403

- ・コンクリート塊の場外搬出量は、平成7年度から24年度まで減少傾向にあったが、平成30年度は増加に転じている。都市部での再開発により、既存の非木造建築物の解体・改修工事が増えたことが想定される。
- ・アスファルト・コンクリート塊の場外搬出量は、年々減少傾向にある。平成20年度から平成24年度にかけて場外搬出量が増加している。
- ・建設汚泥の場外搬出量は、平成7年度から20年度まで減少傾向にあったが、平成24年度は増加に転じている。
- ・建設混合廃棄物の場外搬出量は、平成7年度から14年度まで減少傾向にあったが、平成14年度以降はほぼ横ばいとなっている。
- ・その他の建設廃棄物の場外搬出量は、年度により変動する。

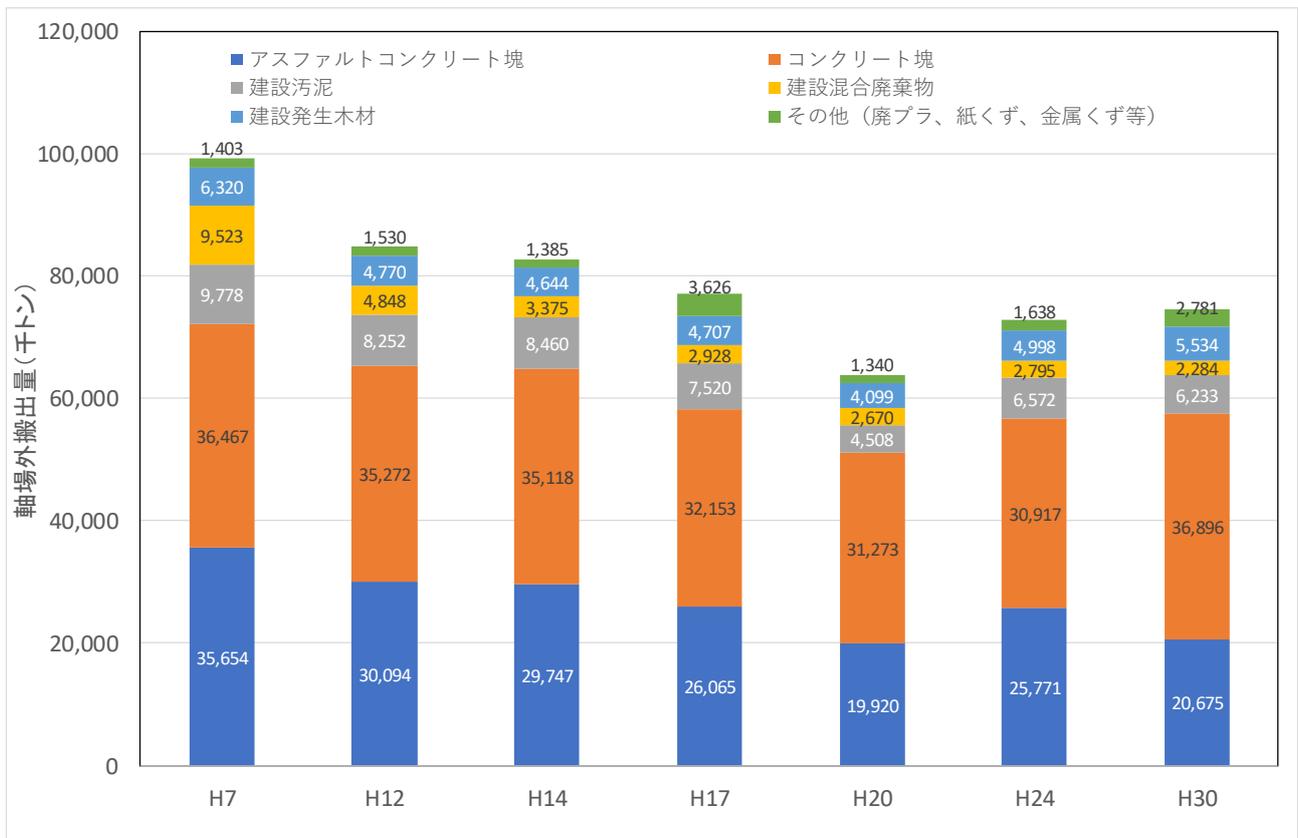


図 2. 1-2 全国における建設廃棄物の場外搬出量推移

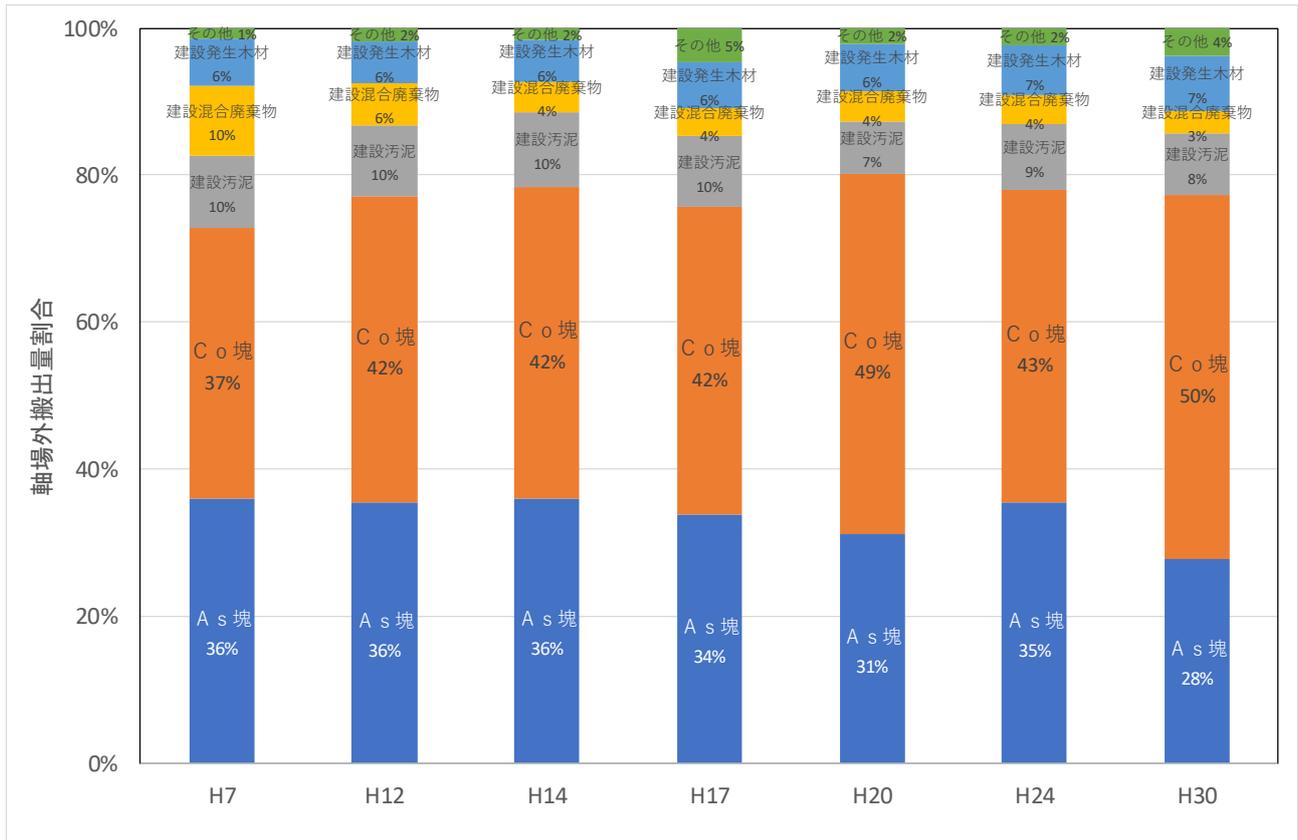


図 2. 1 - 3 全国における建設廃棄物の場外搬出割合推移

＜アスファルト・コンクリート塊＞

- ・平成 20 年度から 24 年度にかけて、アスファルト・コンクリート塊の場外搬出量が大きく増加しているが、東北地域での影響が大きい。これは、東日本大震災により道路工事が増加したためである。
- ・平成 7 年度から平成 30 年度にかけて、各地方の場外搬出量は減少している。とくに、北海道、関東、北陸、近畿、沖縄では半減している。
- ・地方では、関東地域での場外搬出量が最も多く、近畿地域、中部地域が続いている。

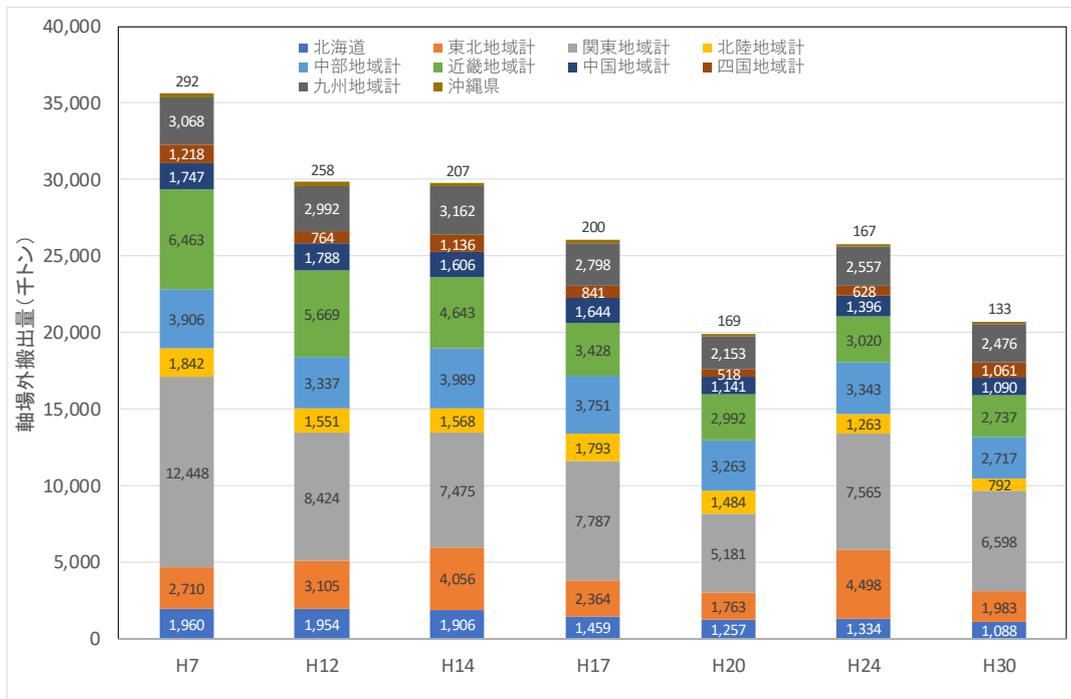


図 2. 1-4 地方別アスファルト・コンクリート塊の場外搬出量推移

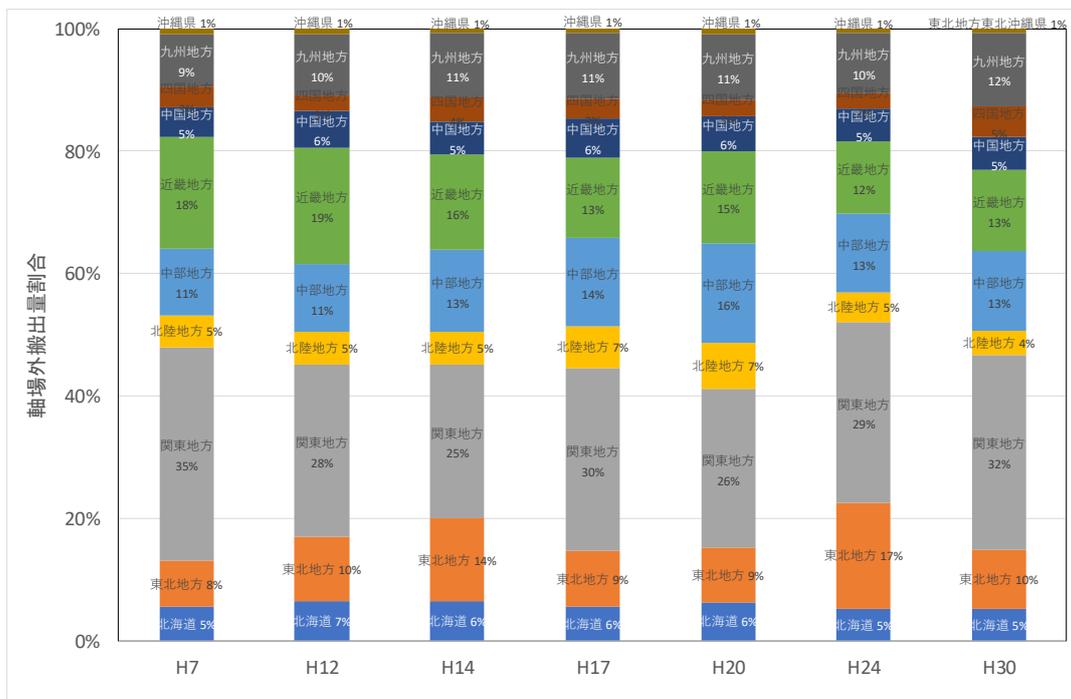


図 2. 1-5 地方別アスファルト・コンクリート塊の場外搬出割合推移

### <コンクリート塊>

- ・平成 17 年度から 24 年度にかけて、コンクリート塊の場外搬出量は減少傾向にあったが、平成 30 年度は増加に転じている。
- ・とくに北海道、関東、近畿、中国、四国、九州、沖縄では増加傾向にある。
- ・地方では、関東地域での場外搬出量が最も多く、近畿地域、九州地域が続いている。

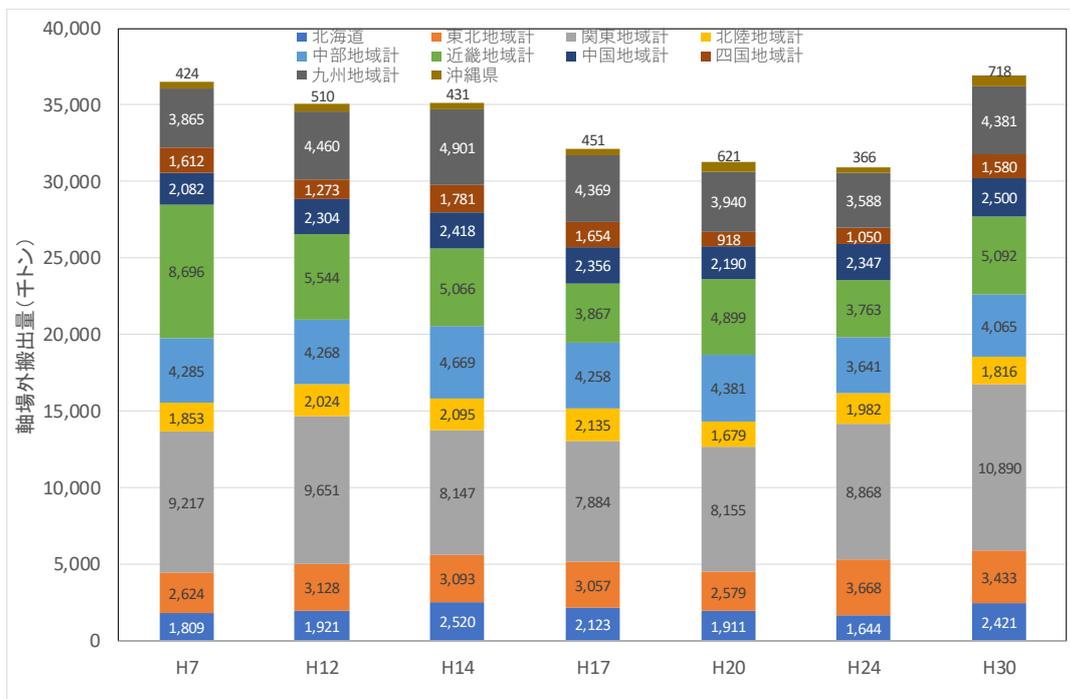


図 2. 1-6 地方別コンクリート塊の場外搬出量推移



図 2. 1-7 地方別コンクリート塊の場外搬出割合推移

### <建設発生木材>

- ・平成7年度から20年度にかけて、建設発生木材の場外搬出量は減少傾向にあったが、平成24年度から増加に転じている。
- ・とくに北海道、中部、中国、九州、沖縄では増加傾向にある。
- ・地方では、関東地域での場外搬出量が最も多く、近畿地域、中部地域が続いている。

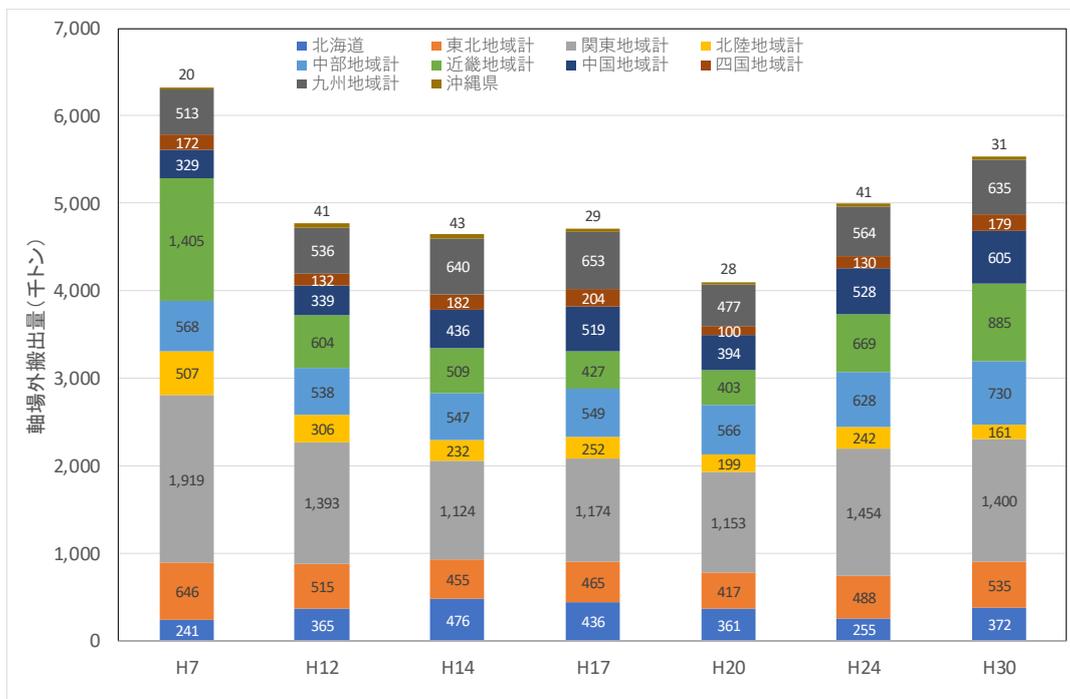


図2. 1-8 地方別建設発生木材の場外搬出量推移

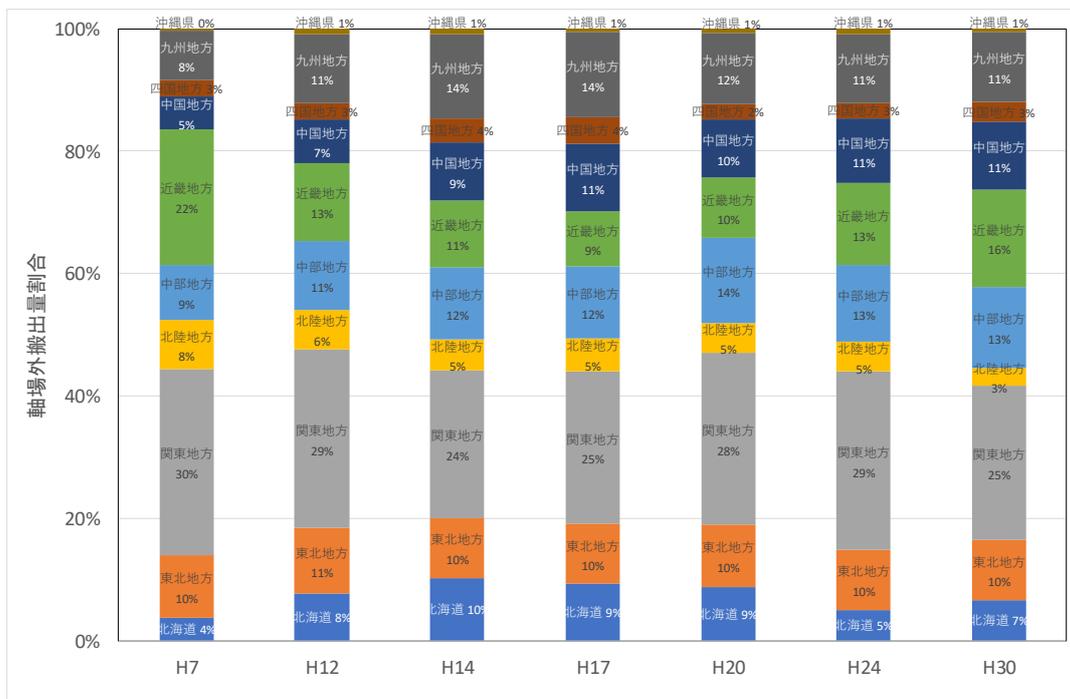


図2. 1-9 地方別建設発生木材の場外搬出割合推移

### <建設汚泥>

- ・平成7年度から20年度にかけて、建設汚泥の場外搬出量は減少傾向にあったが、平成24年度は増加に転じており、平成30年度はほぼ横ばいであった。
- ・平成7年度から平成30年度にかけて、各地方の場外搬出量は減少している。とくに、北海道、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄では半減している。
- ・地方では、関東地域での場外搬出量が最も多く、中部地域、近畿地域が続いている。

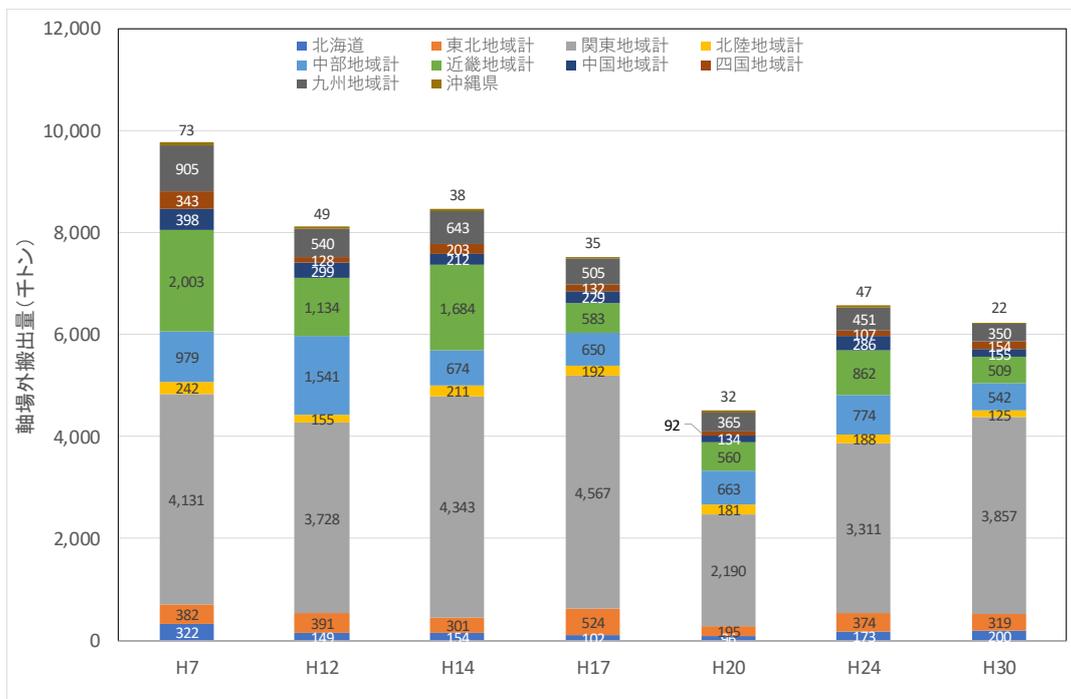


図2. 1-10 地方別建設汚泥の場外搬出量推移

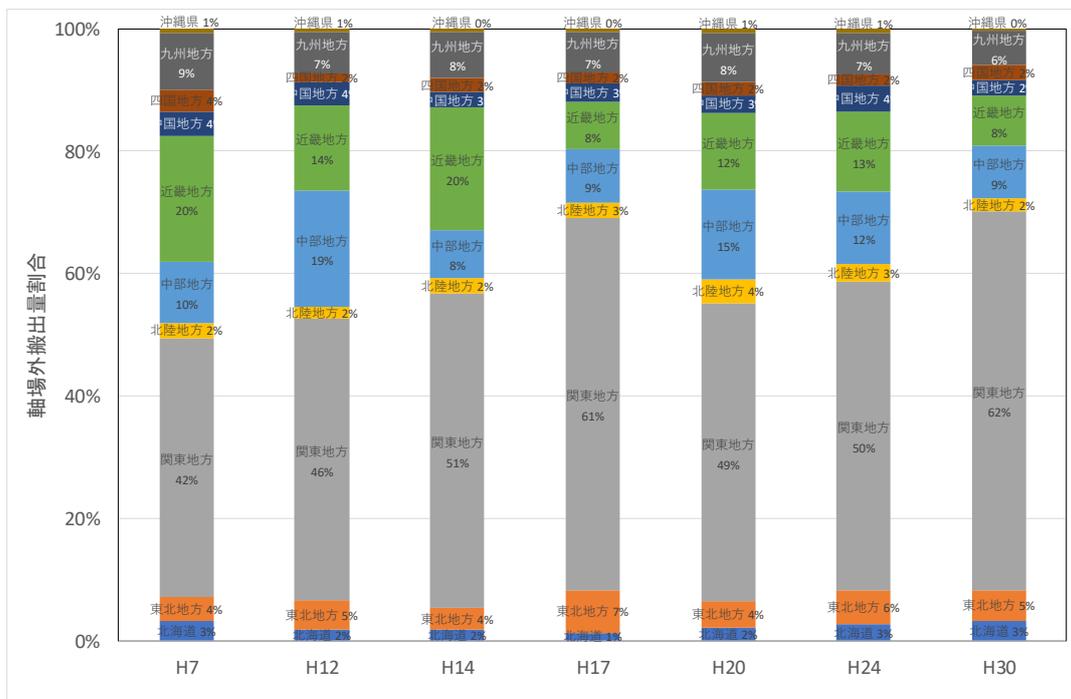


図2. 1-11 地方別建設汚泥の場外搬出割合推移

＜建設混合廃棄物＞

- ・平成7年度から平成30年度にかけて、各地方の場外搬出量は減少している。とくに、近畿、九州地域での場外搬出量が大きく減少している。
- ・地方では、関東地域での場外搬出量が最も多く、中部地域、近畿地域が続いている。

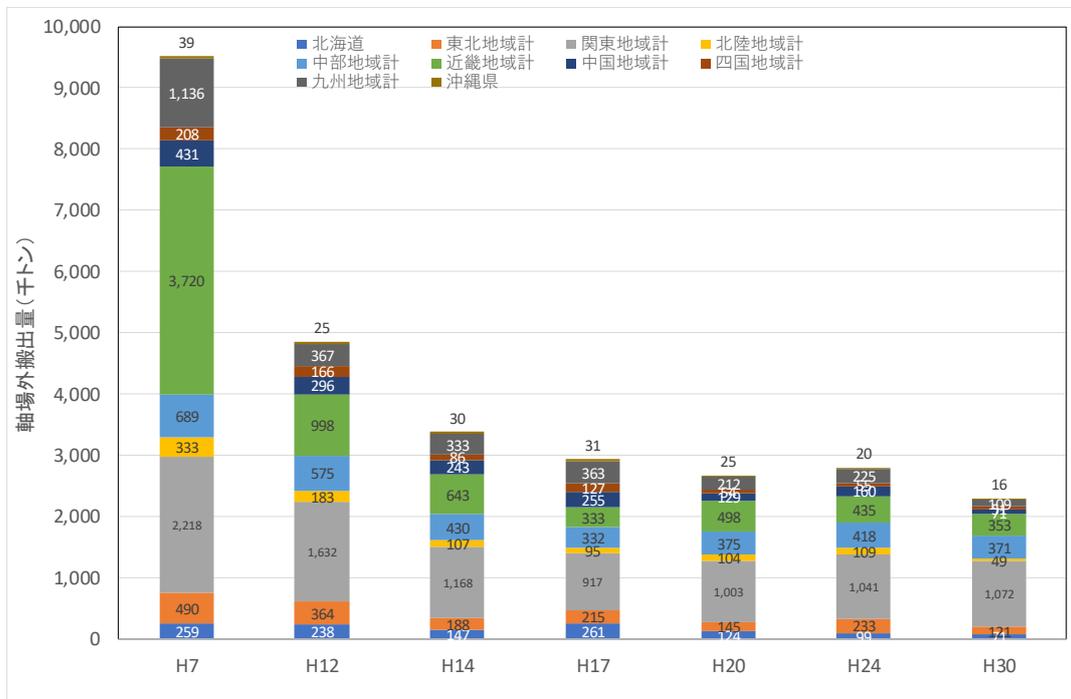


図2. 1-12 地方別建設混合廃棄物の場外搬出量推移

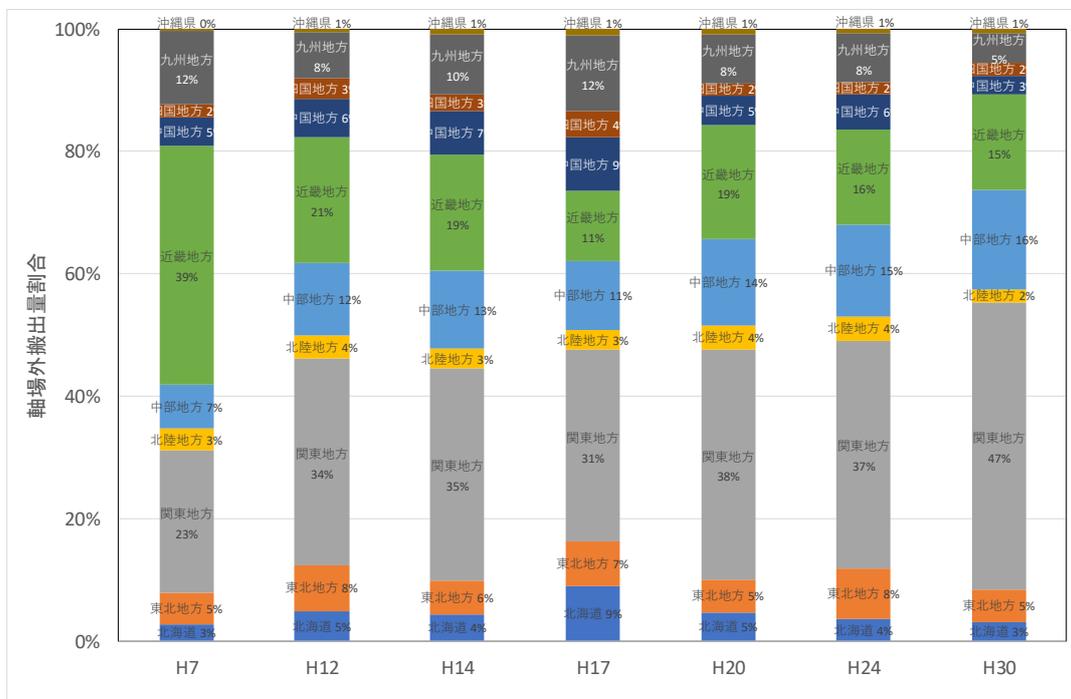


図2. 1-13 地方別建設混合廃棄物の場外搬出割合推移

<その他の建設廃棄物（廃プラ、紙くず、金属くず等）>

- ・平成7年度から平成30年度にかけて、各地方の場外搬出量は増加している。とくに、北海道、東北、関東、中国、四国、九州、沖縄での場外搬出量が大きく増加している。
- ・地方では、関東地域での場外搬出量が最も多く、近畿地域、中部地域が続いている。

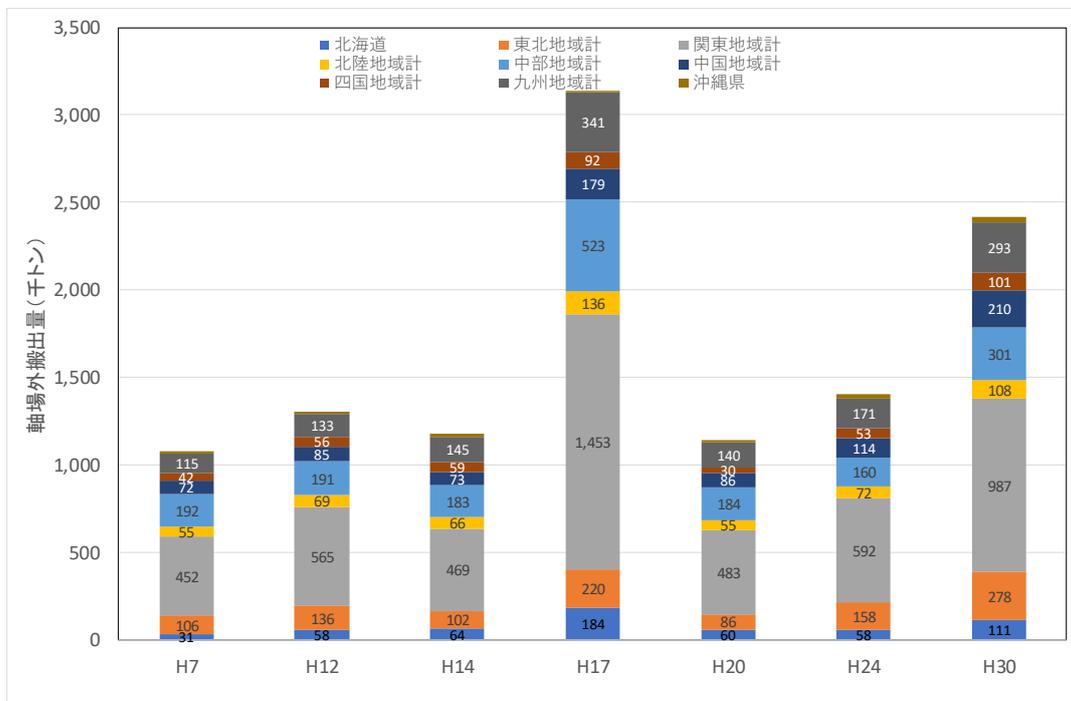


図2. 1-14 地方別その他建設廃棄物の場外搬出量推移

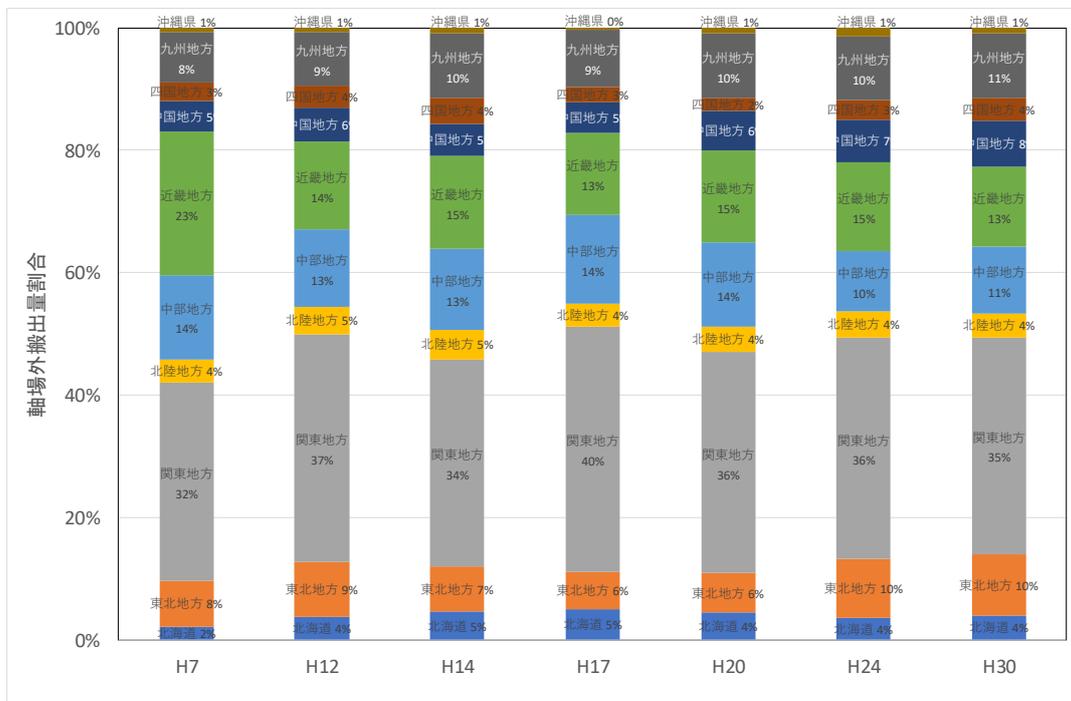


図2. 1-15 地方別その他建設廃棄物の場外搬出割合推移

＜廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継手を含む）＞

- ・平成7年度から平成20年度にかけて、場外搬出量は減少傾向にあった。しかし、平成24年度から一転して増加している。とくに、東北、関東での場外搬出量が大きく増加している。
- ・地方では、関東地域での場外搬出量が最も多く、近畿地域、東北地域が続いている。

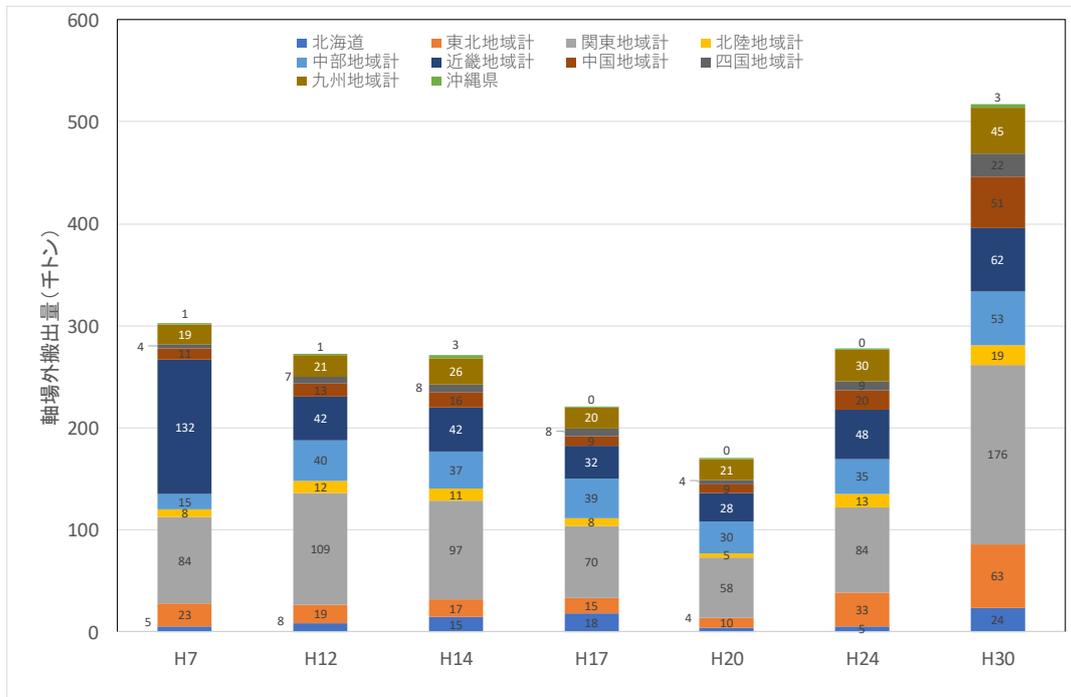


図2. 1-16 地方別廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継手を含む）場外搬出量推移

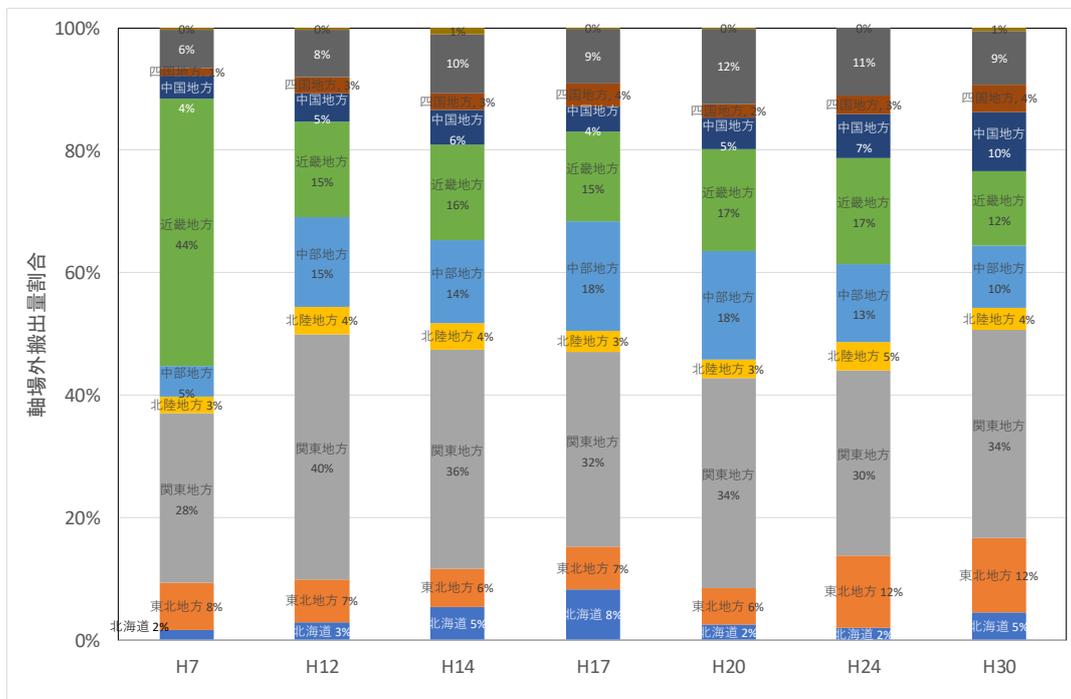


図2. 1-17 地方別廃プラスチック類（廃塩化ビニル管・継手を含む）場外搬出割合推移

## 2. 2 需給バランス

### (1) 建設副産物実態調査

建設廃棄物の多くは中間処理施設へ搬出され、リサイクルされている。主要な建設廃棄物は、表2. 2-1に示すような品目にリサイクルされている。

表2. 2-1 リサイクル製品

建設廃棄物	リサイクル製品例
コンクリート塊	再生砕石、再生アスファルト用骨材、再生砂など
アスファルト・コンクリート塊	再生アスファルト用骨材、再生砕石など
建設発生木材	燃料用チップ、ボード用チップなど
建設汚泥	建設汚泥改良土、流動化処理土、再生砂など

このうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥については、建設産業でリサイクルがなされている。

そこで、「建設副産物実態調査」結果を用いて、需給バランスを確認した(表2. 2-2~2. 2-4参照)。

表2. 2-2 コンクリート塊搬出量 - 砕石利用量

単位:千トン

	H7		H12		H14		H17		H20		H24		H30	
	コンクリート塊	砕石												
北海道	1,809	27,146	1,921	15,884	2,520	21,172	2,123	21,267	1,911	13,812	1,644	14,333	2,421	14,333
東北地域計	2,624	30,422	3,128	23,977	3,093	30,437	3,057	22,528	2,579	17,939	3,668	20,090	3,433	20,090
関東地域計	9,217	60,967	9,651	34,569	8,147	41,016	7,884	44,931	8,155	27,727	8,868	29,953	10,890	29,953
北陸地域計	1,853	13,227	2,024	10,356	2,095	12,007	2,135	12,229	1,679	8,775	1,982	9,463	1,816	9,463
中部地域計	4,285	19,469	4,268	16,677	4,669	22,579	4,258	18,827	4,381	16,749	3,641	13,854	4,065	13,854
近畿地域計	8,696	27,670	5,544	20,943	5,066	24,683	3,867	19,944	4,899	13,496	3,763	11,137	5,092	11,137
中国地域計	2,082	14,707	2,304	11,881	2,418	13,396	2,356	11,485	2,190	7,670	2,347	8,312	2,500	8,312
四国地域計	1,612	7,392	1,273	5,303	1,781	8,671	1,654	6,272	918	4,094	1,050	3,877	1,580	3,877
九州地域計	3,865	26,743	4,460	22,666	4,901	27,233	4,369	23,135	3,940	17,325	3,588	13,969	4,381	13,969
沖縄県	424	4,608	510	2,251	431	2,995	451	2,343	621	2,358	366	2,126	718	2,126
全国計	36,467	232,351	35,083	164,507	35,118	204,190	32,153	182,961	31,273	129,946	30,917	127,114	36,896	127,114

表2. 2-3 アスファルト・コンクリート塊搬出量 - アスファルト合材利用量

単位:千トン

	H7		H12		H14		H17		H20		H24		H30	
	アスファルト塊	アスファルト合材												
北海道	1,960	7,140	1,954	5,836	1,906	4,488	1,459	3,482	1,257	2,875	1,334	2,573	1,088	2,242
東北地域計	2,710	7,631	3,105	8,227	4,056	8,190	2,364	4,939	1,763	4,252	4,498	7,037	1,983	4,669
関東地域計	12,448	22,164	8,424	17,858	7,475	11,215	7,787	12,791	5,181	10,346	7,565	10,345	6,598	9,074
北陸地域計	1,842	5,937	1,551	4,250	1,568	3,419	1,793	3,575	1,484	2,586	1,263	2,221	792	1,637
中部地域計	3,906	7,550	3,337	8,500	3,989	6,888	3,751	7,413	3,263	6,263	3,343	5,182	2,717	4,262
近畿地域計	6,463	11,893	5,669	8,839	4,643	6,528	3,428	5,993	2,992	5,138	3,020	4,299	2,737	4,209
中国地域計	1,747	4,748	1,788	4,720	1,606	3,235	1,644	3,144	1,141	2,682	1,396	2,331	1,090	2,009
四国地域計	1,218	2,866	764	2,759	1,136	2,431	841	1,485	518	1,301	628	1,159	1,061	1,265
九州地域計	3,068	7,899	2,992	7,957	3,162	6,469	2,798	5,529	2,153	4,681	2,557	4,209	2,476	4,011
沖縄県	292	780	258	736	207	447	200	381	169	322	167	357	133	388
全国計	35,654	78,608	29,842	69,682	29,747	53,310	26,065	48,733	19,920	40,447	25,771	39,715	20,675	33,764

表2. 2-4 建設汚泥搬出量 - 土砂利用量

単位:千m3

	H7		H12		H14		H17		H20		H24		H30	
	建設汚泥	土砂	建設汚泥	土砂	建設汚泥	土砂	建設汚泥	土砂	建設汚泥	土砂	建設汚泥	土砂	建設汚泥	土砂
北海道	230	17,506	106	14,128	110	11,731	73	12,111	69	9,452	124	8,365	143	8,267
東北地域計	273	30,394	279	25,906	215	20,547	375	14,580	139	10,072	267	12,861	228	19,439
関東地域計	2,951	36,268	2,663	25,973	3,102	18,850	3,262	18,182	1,564	13,138	2,365	14,257	2,755	10,381
北陸地域計	173	16,194	111	10,555	150	7,182	137	8,992	129	6,039	134	5,718	89	2,241
中部地域計	699	18,883	1,101	15,622	481	21,928	464	11,204	474	8,729	553	8,205	387	6,073
近畿地域計	1,431	26,372	810	20,681	1,203	14,322	417	10,634	400	8,024	615	6,824	364	4,522
中国地域計	284	19,065	214	11,474	151	10,503	163	9,924	96	5,141	204	6,756	111	4,785
四国地域計	245	10,653	91	5,952	145	5,154	94	6,392	66	2,314	76	3,389	110	1,691
九州地域計	646	26,604	386	24,069	459	17,559	361	14,286	261	10,893	322	11,132	250	6,687
沖縄県	52	1,792	35	1,793	27	1,337	25	979	23	1,182	34	900	16	1,166
全国計	6,984	203,731	5,796	156,153	6,043	129,113	5,372	107,285	3,220	74,984	4,694	78,408	4,452	65,250

前頁の表2. 2-2～2. 2-4より、各地方及び全国において、建設資材（砕石、アスファルト合材、土砂）の利用量が、建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥）の場外搬出量を大きく上回っていることから、需給バランスが崩れるようなことは確認できなかった。

ただし、要求する砕石の品質や再生材に対する意識、季節変動などにより、一時的に需給バランスが崩れることも想定される（統計等結果では把握できなかった）。

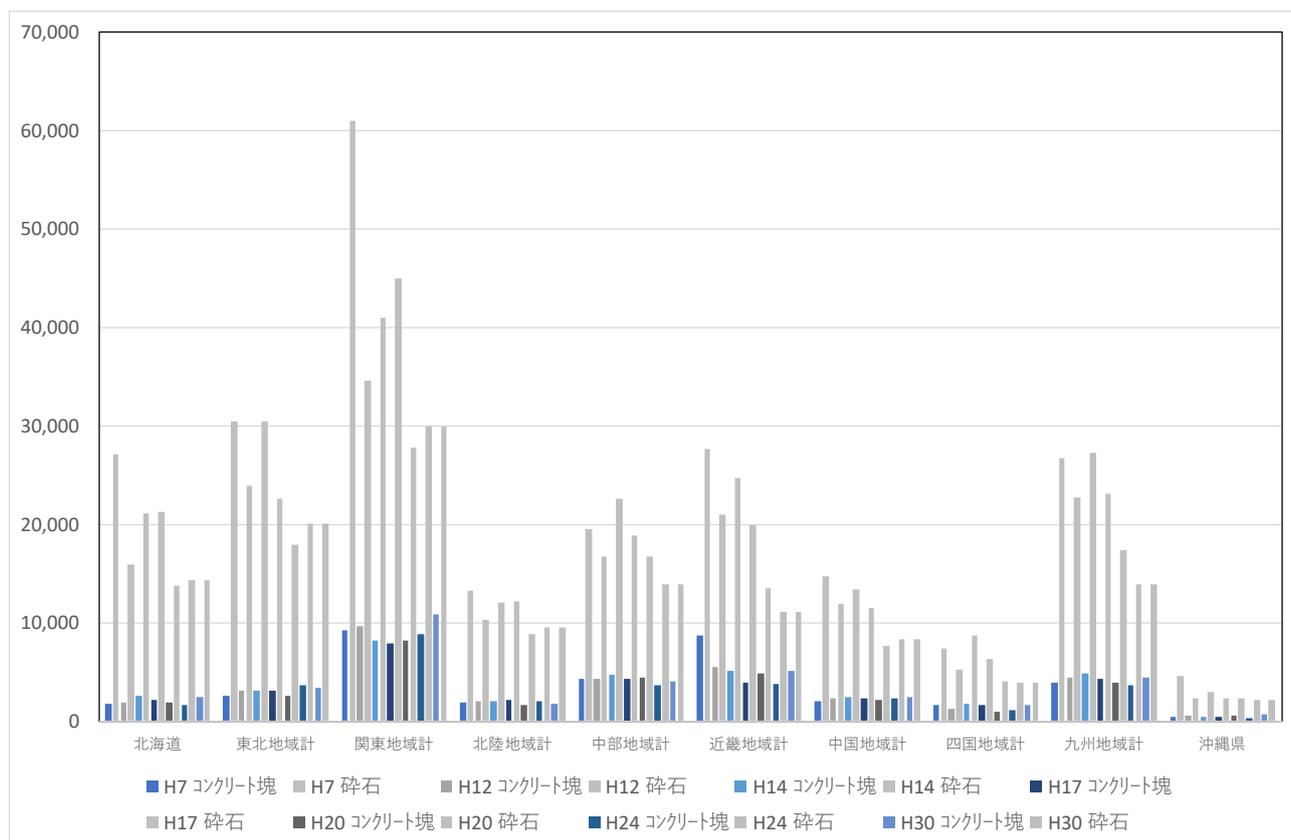


図2. 2-1 コンクリート塊場外搬出量と砕石利用量との比較（灰色が砕石利用量）

## (2) 砕石等動態統計調査

数年前、東京や大阪において、がれきの中間処理施設で再生砕石が滞留していることが指摘されている。これは、ビルなどの非木造建築物は大都市に集中しており、コンクリート塊が多く発生している。コンクリート塊は、これまで破砕処理を行い、再生砕石として道路の路盤材に多く利用されてきた。大都市では、道路新設工事が少なくなったため、中間処理施設で滞留していると考えられている。

前述(1)では、コンクリート塊排出量と砕石利用量との比較を行い、需給バランスが崩れているような状況は確認できなかった。

ここでは、経済産業省「砕石等動態統計調査」を用いて、コンクリート塊の搬出量と比較し、需給バランスを確認した。

コンクリート塊を破砕した再生砕石の主な利用用途である道路用砕石の出荷量の推移は、次のとおりであり、平成5年度から平成21年度まで減少傾向にあり、その後横ばいの状態である(近年は約5,000万トンで推移)。

表2. 2-2よりコンクリート塊の搬出量は3,000~3,500万トンで推移していることから、需給バランスが崩れるようなことは確認できなかった。

一方、アスファルト・コンクリート塊の搬出量(表2. 2-3)も2,000~3,500万トンで推移しており、一部が再生砕石へ再資源化されていることから、要求する砕石の品質や季節変動、地域などにより、一時的に需給バランスが崩れることも想定される。

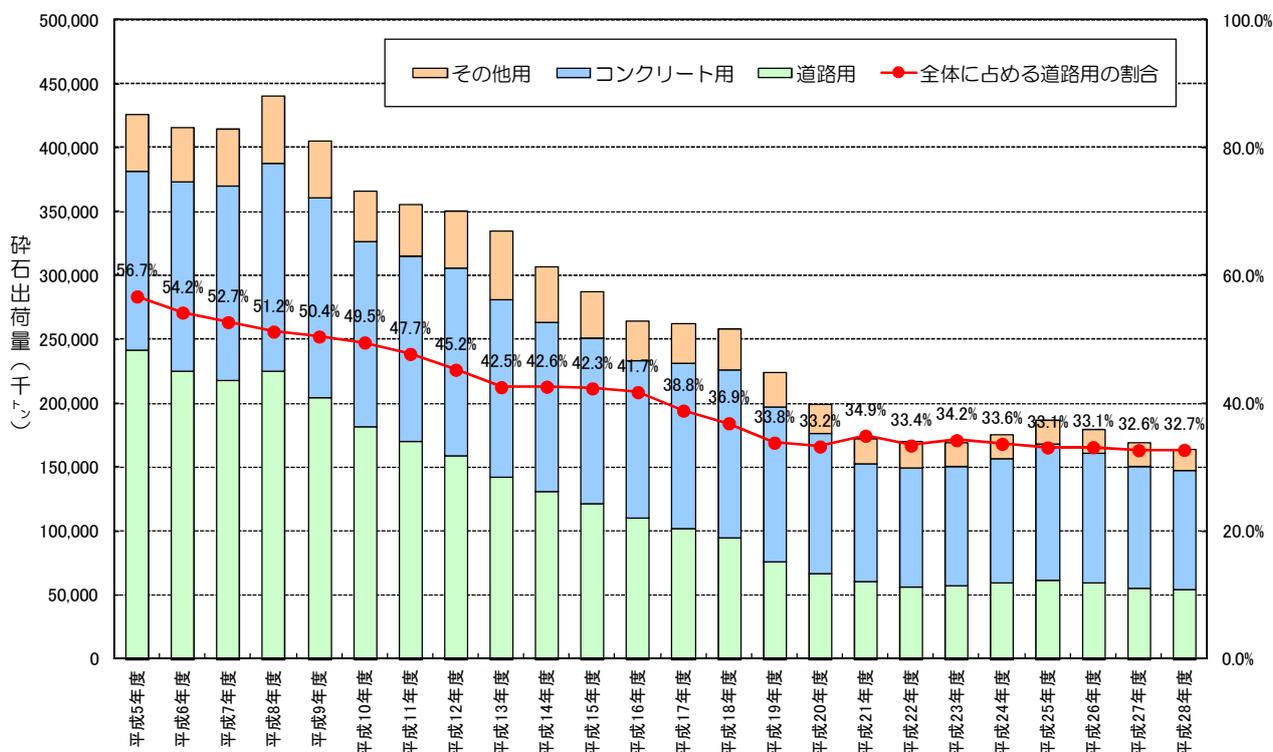


図2. 2-2 砕石出荷量の推移

出典：砕石等動態統計調査（経済産業省）

### (3) 主要建設資材需給・価格動向調査

再生砕石の在庫数量そのものを把握している統計は、存在しない。

しかし、「主要建設資材需給・価格動向調査」(国土交通省)では、再生砕石の需要動向を把握している。

**<主要建設資材需給・価格動向調査>**

①調査目的  
 建設工事に使用する主要建設資材の需給及び価格の変動状況を適正かつ早期に把握することにより、建設資材の需給並びに価格安定対策の基礎資料とすることを目的とし、総務省の承認を受けた統計調査として、昭和50年6月より調査を実施している。

②調査対象業者  
 建設資材の供給側(生産者、商社、問屋、販売店、特約店)と需要側(建設業者)から約2,000社のモニターを選定し、調査を実施している。

③調査項目

- ・現在及び将来(3ヶ月先)の価格動向(下落・やや下落・横ばい・やや上昇・上昇)
- ・現在及び将来(3ヶ月先)の需給動向(緩和・やや緩和・均衡・ややひっ迫・ひっ迫)
- ・現在の在庫状況(豊富・普通・やや品不足・品不足)

前述のとおり、数年前に東京や大阪で再生砕石の滞留が指摘されていたため、まず東京都、大阪府及び全国の結果を整理した。

東京都(赤線)では平成25年は在庫量が豊富にあったが、平成26年に解消されている。一方、大阪府(青線)では平成24年や平成28年の一時的に豊富な時期もあった。

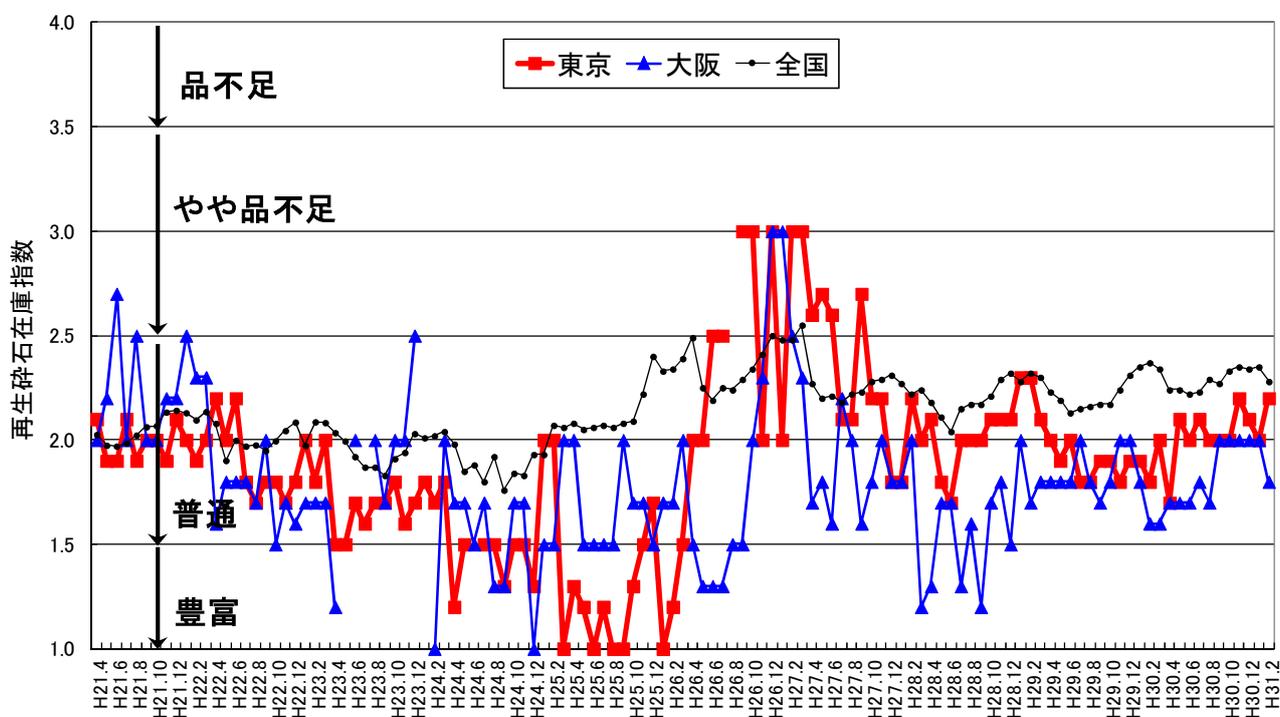


図2. 2-3 再生砕石の在庫状況

出典：主要建設資材需給・価格動向調査(国土交通省)

<北海道>

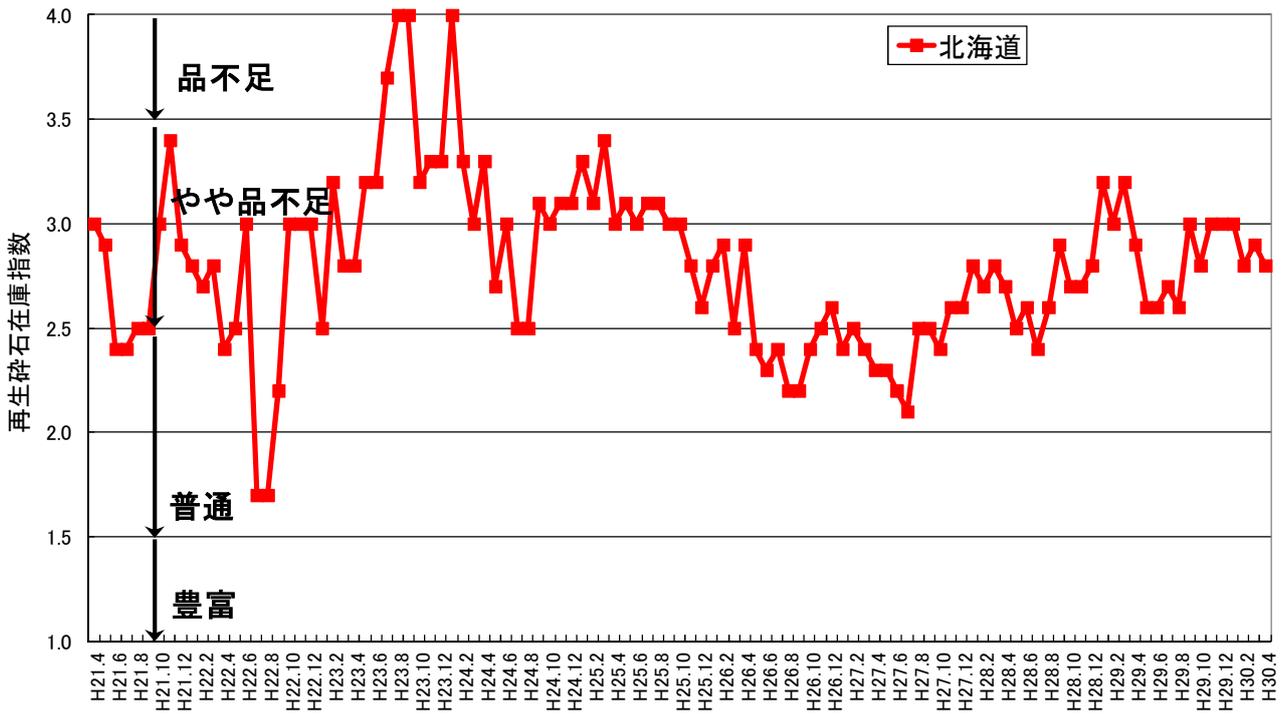


図 2. 2-4 再生砕石の在庫状況（北海道）

<東北>

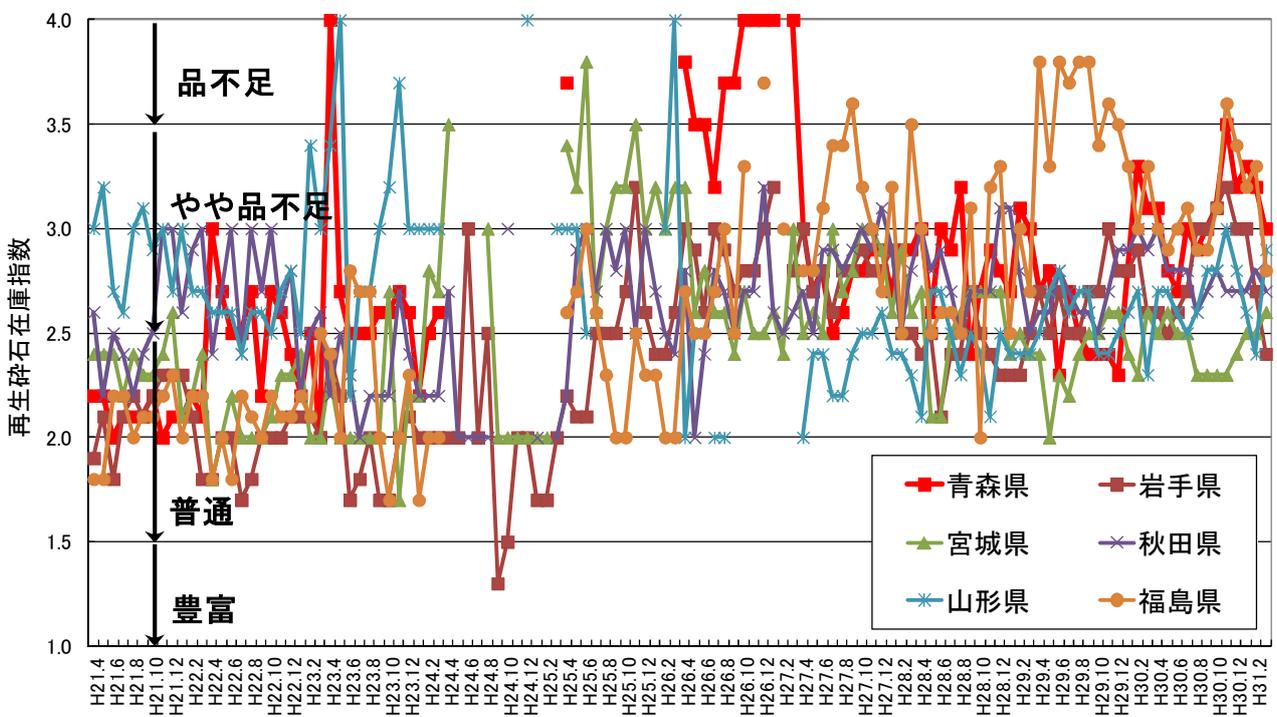


図 2. 2-5 再生砕石の在庫状況（東北）

<関東 1 >

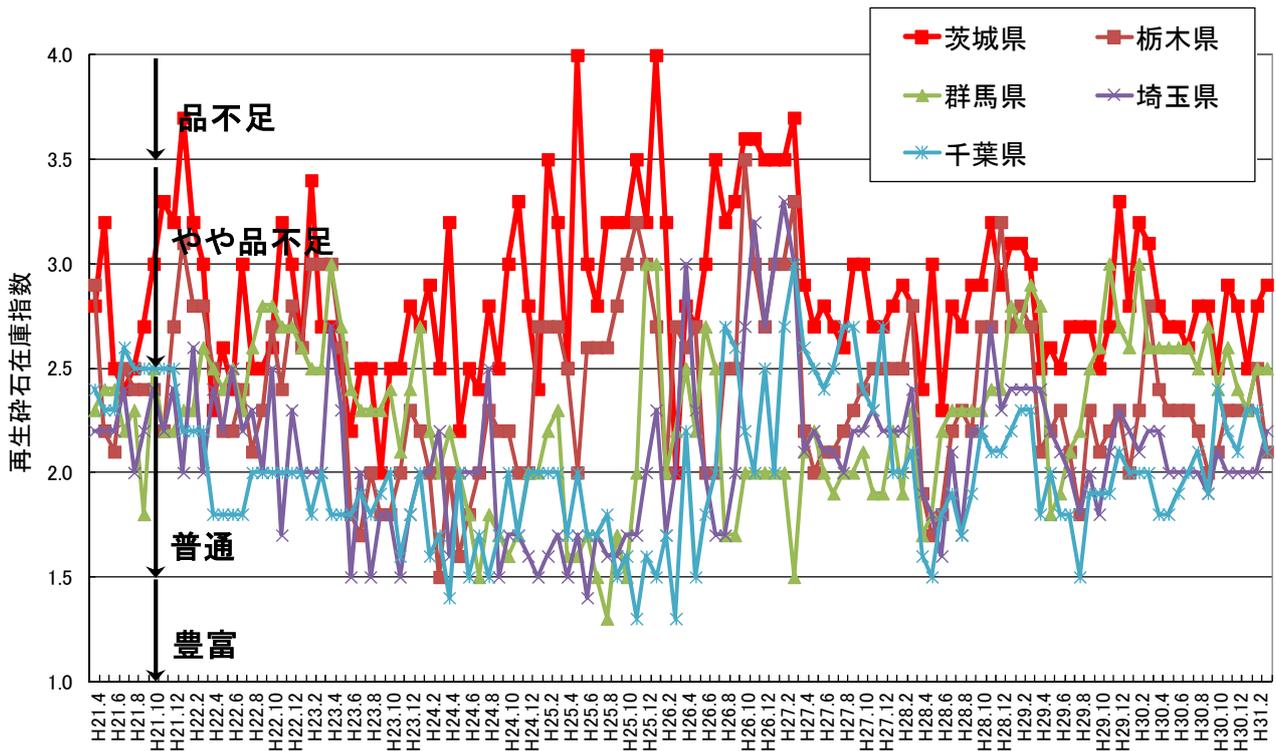


図 2. 2-6 再生砕石の在庫状況（関東1）

<関東2>

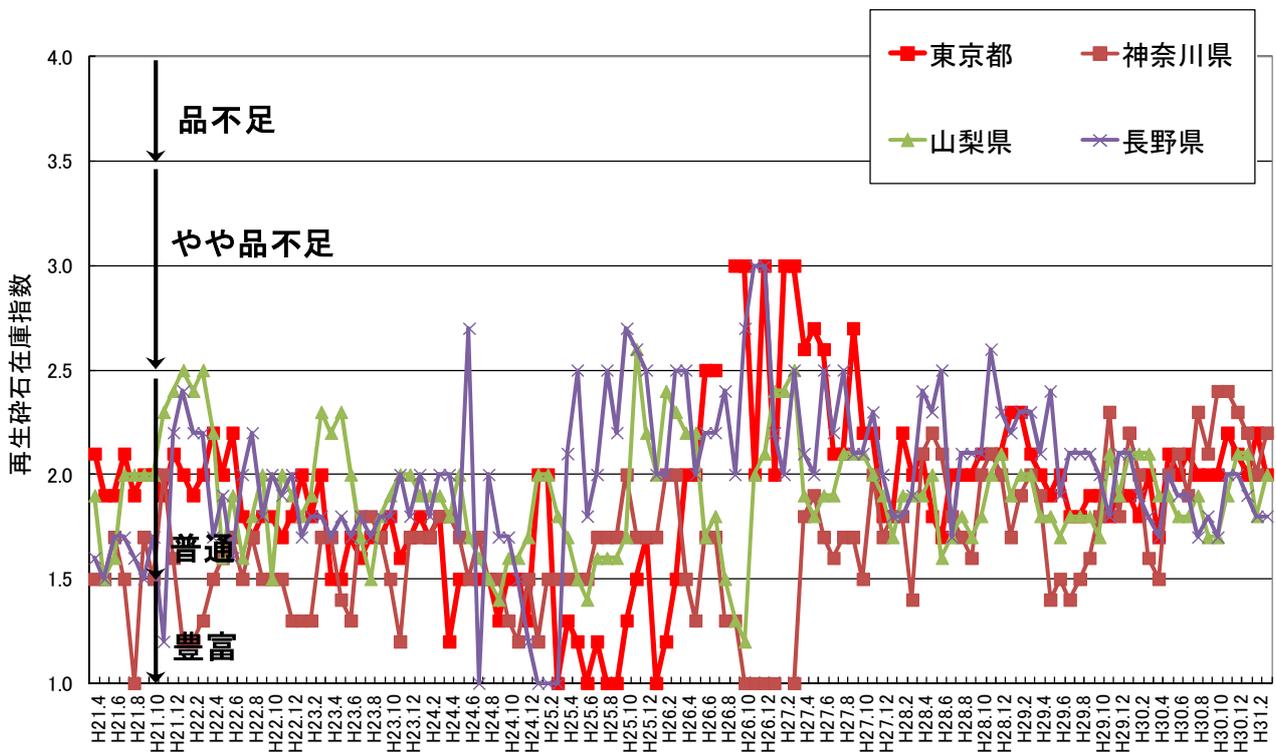


図 2. 2-7 再生砕石の在庫状況（関東2）

<北陸>

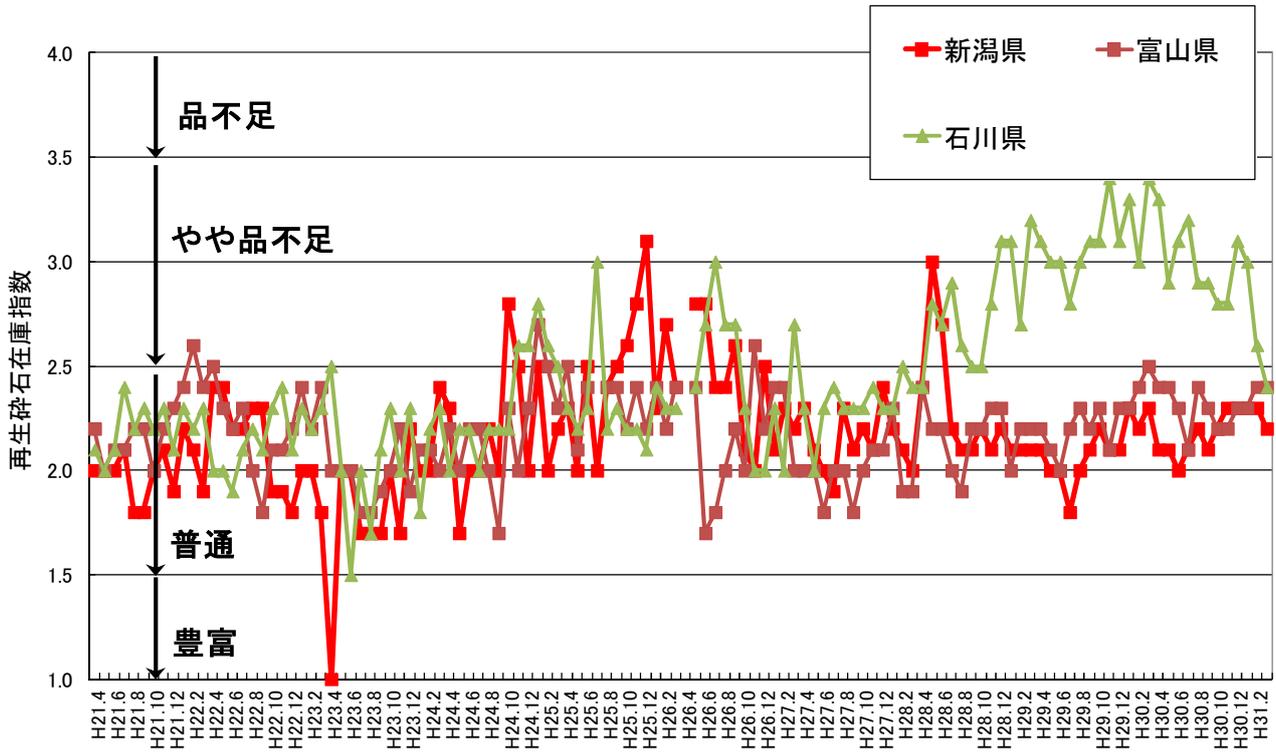


図 2. 2-8 再生砕石の在庫状況（北陸）

<中部>

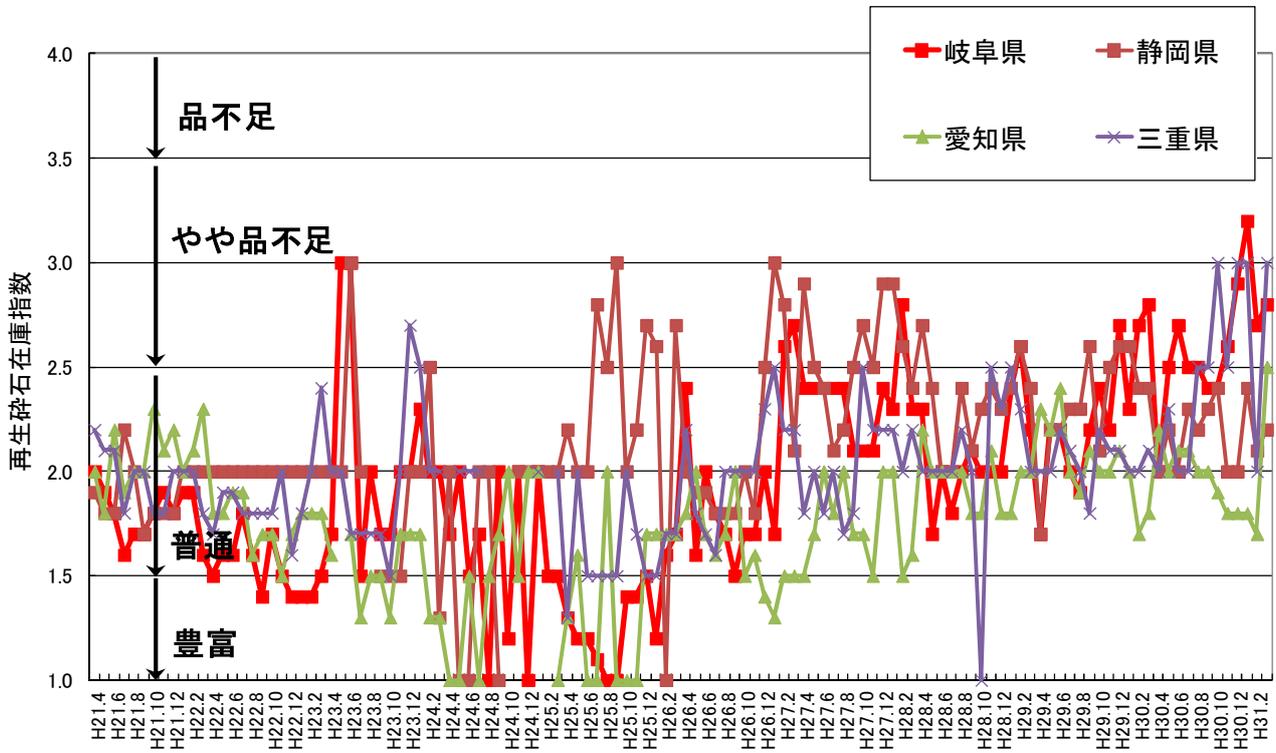


図 2. 2-9 再生砕石の在庫状況（中部）

<近畿1>

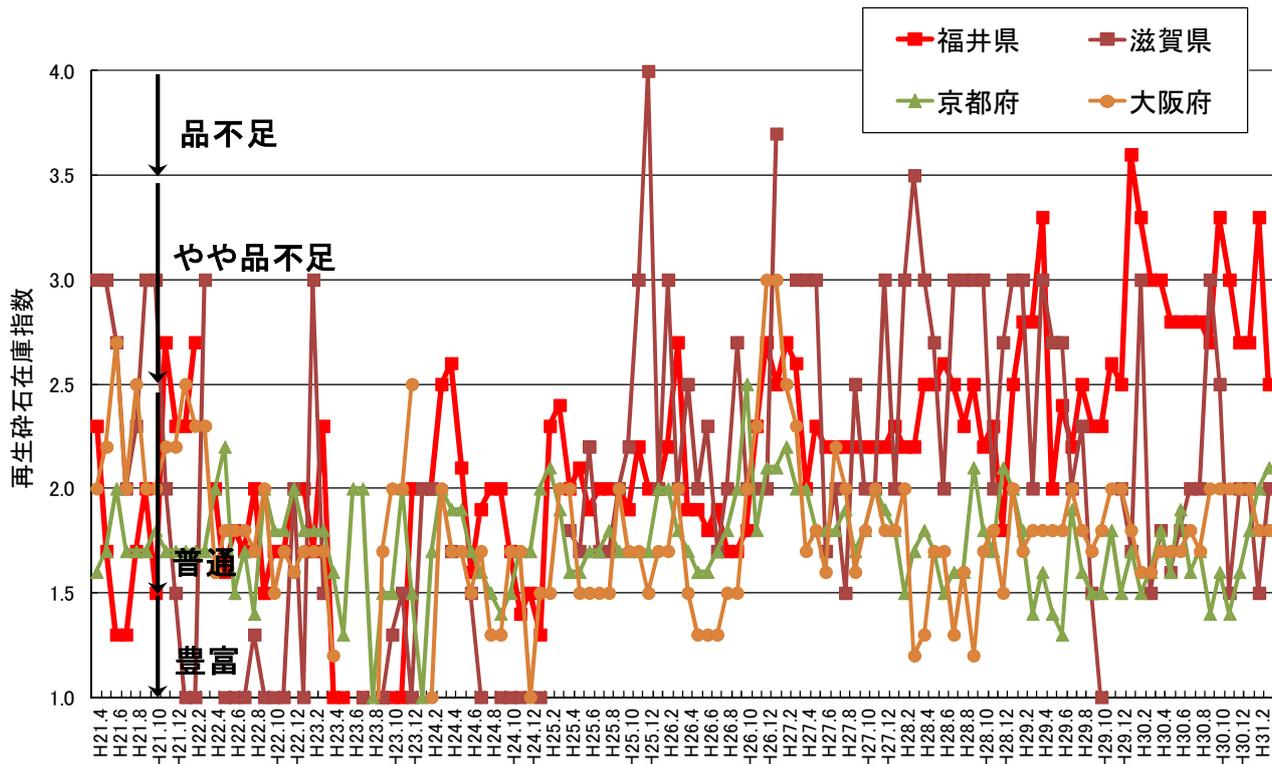


図 2. 2-10 再生砕石の在庫状況 (近畿1)

<近畿2>

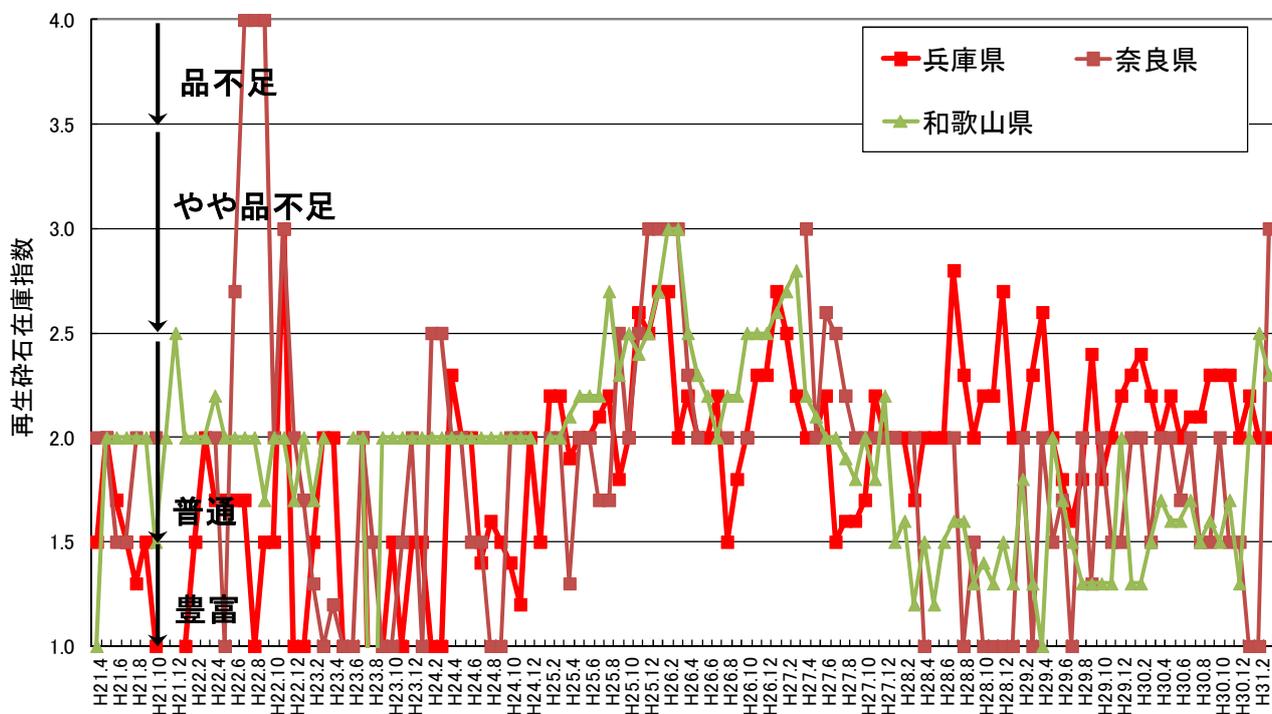


図 2. 2-11 再生砕石の在庫状況 (近畿2)

<中国>

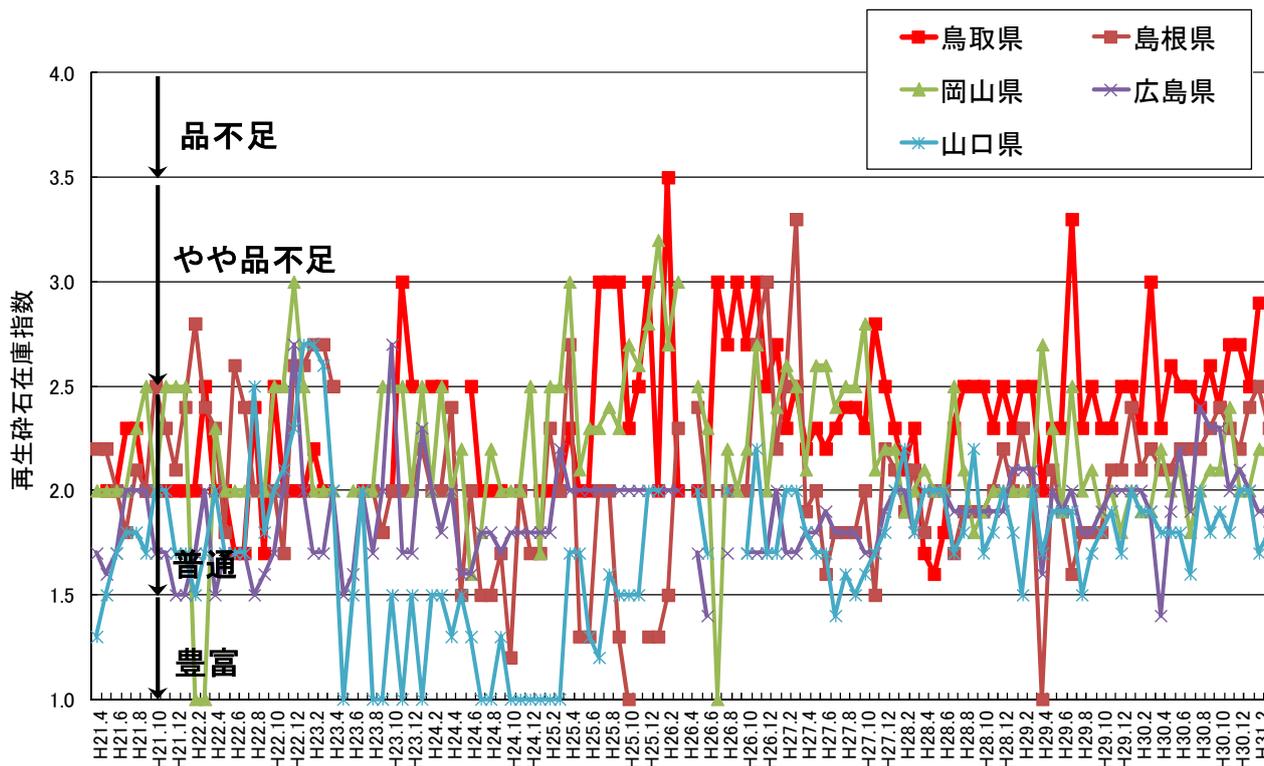


図 2. 2-12 再生砕石の在庫状況（中国）

<四国>

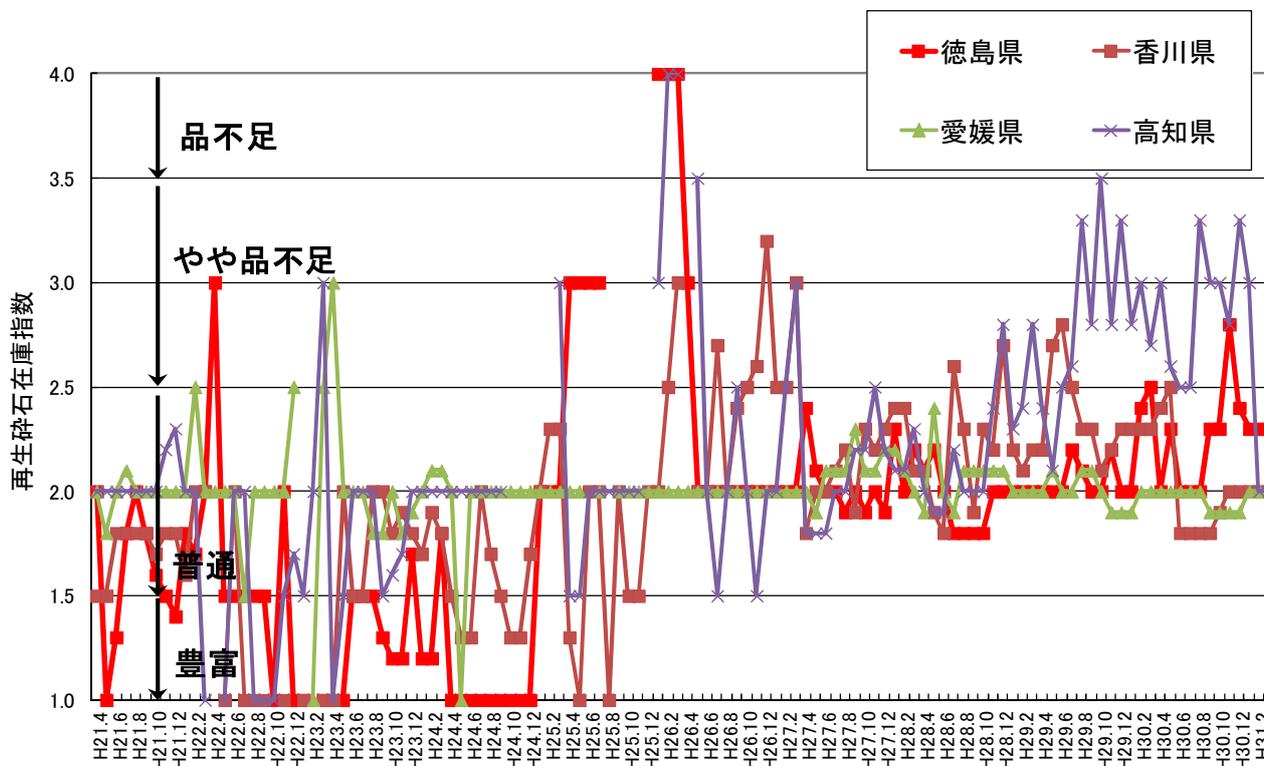


図 2. 2-13 再生砕石の在庫状況（四国）

<九州・沖縄 1>

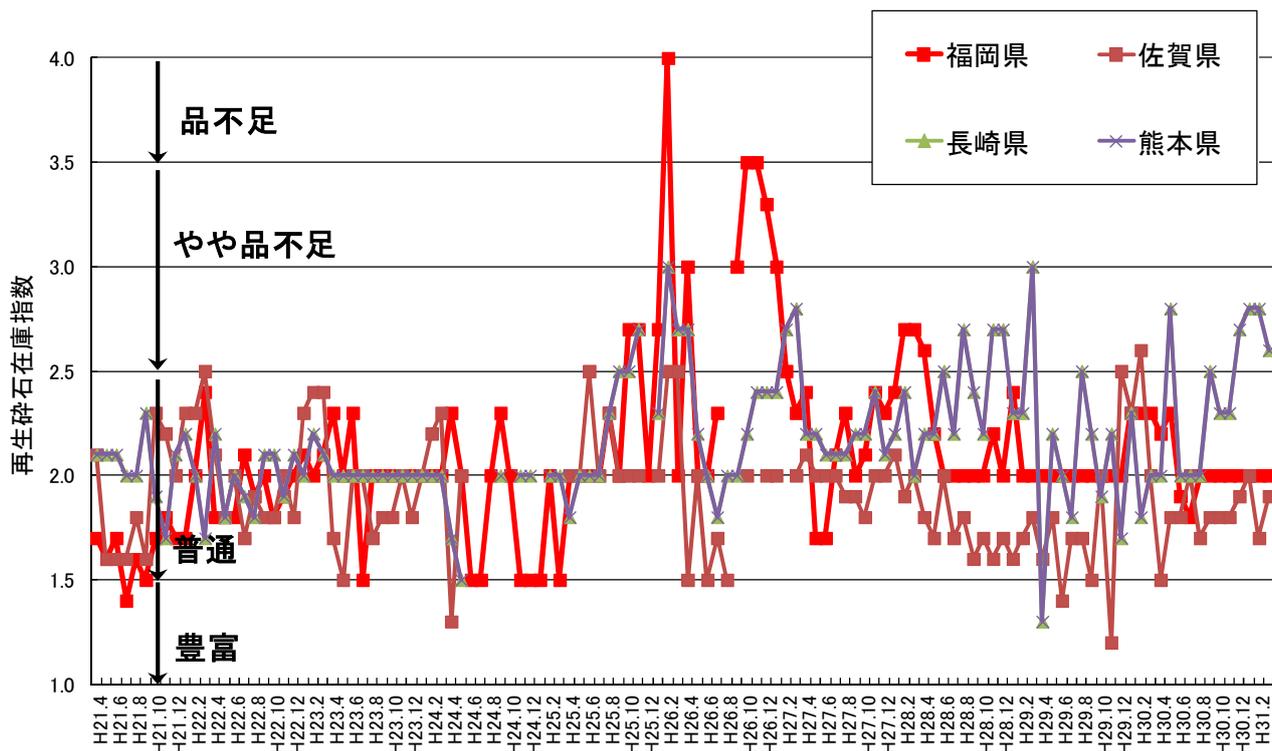


図 2. 2-14 再生砕石の在庫状況 (九州 1)

<九州・沖縄 2>

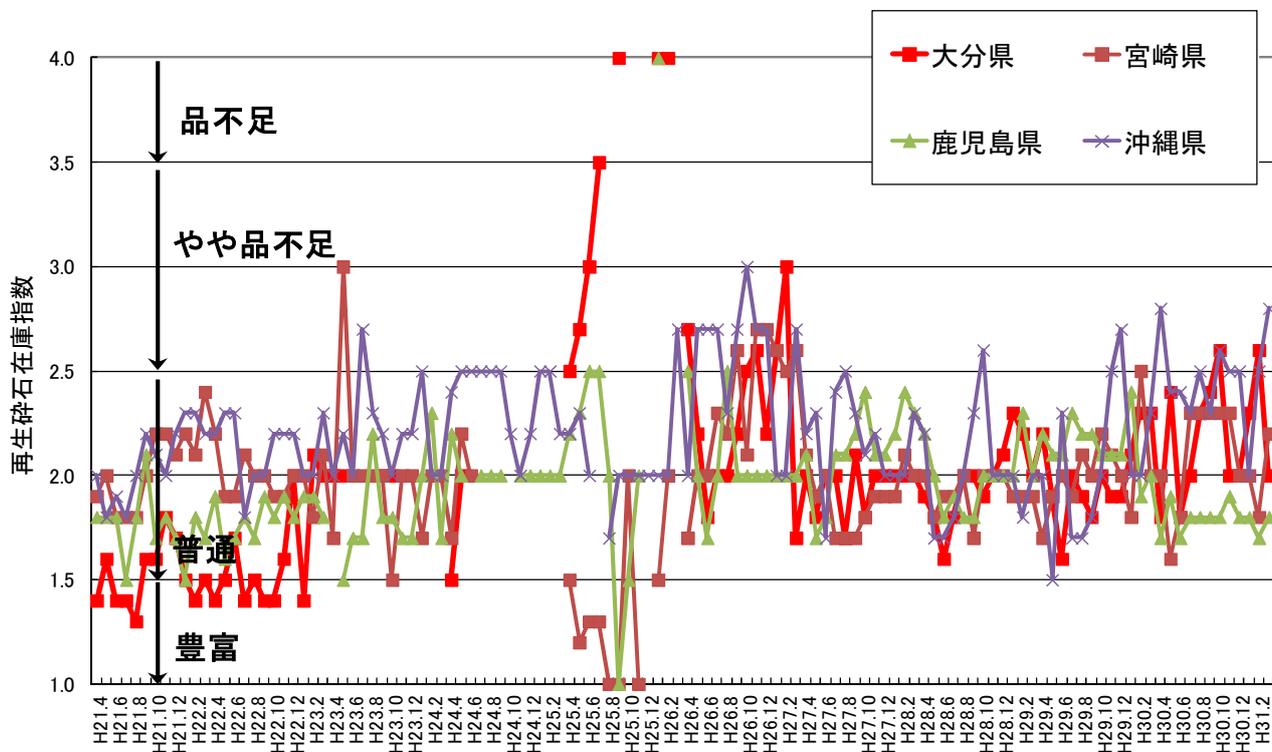


図 2. 2-15 再生砕石の在庫状況 (九州 2)

### <地理的状況>

地理的状況を把握するため、「主要建設資材需給・価格動向調査」を都道府県別に整理した。

- ①北海道：北海道全体では、やや品不足状態が続いている。
- ②東北：岩手県で平成24年9月頃、再生砕石の在庫が豊富であった。東北全体としては、やや品不足となっている。
- ③関東：東京都では平成25年、神奈川県では平成26年頃、再生砕石の在庫が豊富であった。一方、茨城県ではやや品不足の状態が続いている。
- ④北陸：北陸全体では、やや品不足状態が続いている。とくに、近年石川県での在庫が不足している。
- ⑤中部：愛知県では平成24年、25年頃、再生砕石の在庫が豊富であったが、近年は普通状態に戻っている。
- ⑥近畿：滋賀県では平成22年～24年頃、京都府では平成23年頃、大阪府では平成23年～24年頃、再生砕石の在庫が豊富であった。一方、福井県では平成26年以降、再生砕石の在庫がやや品不足状態となっている。  
兵庫県では平成21年～24年頃、奈良県では平成23年～24年、28年頃に、再生砕石の在庫が豊富であった。
- ⑦中国：島根県や岡山県では一時的に再生砕石の在庫が豊富な時期があった。山口県では平成23年～25年頃、再生砕石の在庫が豊富な時期があった。
- ⑧四国：各県において、平成22年～24年頃、再生砕石の在庫が豊富な時期があった。近年はやや品不足の状況である。
- ⑨九州・沖縄：宮崎県、鹿児島県で平成25年頃、再生砕石の在庫が豊富な時期があった。

東京都や神奈川県、愛知県、大阪府などの大都市においては、平成24年～26年頃、再生砕石の在庫が豊富な時期があったものの、都道府県単位でみると近年は豊富な在庫状況が解消されている。

一方、茨城県や福井県、高知県など都市部から離れた県では、再生砕石の在庫がやや品不足状況にある。これは、解体される非木造建築物が少ない地域であるが、公共工事で再生砕石を指定されているため、需給バランスが崩れているものと推測される。

以上より、建設副産物実態調査、砕石等動態統計調査、主要建設資材需給・価格動態調査を用いて、コンクリート塊の排出量や砕石の利用量などを整理した。

主要建設資材需給・価格動態調査において、大都市では一時期再生砕石の在庫が豊富で、都市部から離れた県では在庫がやや品不足状況との状況を把握することはできたが、数量的な把握はできなかった。

将来における数量的な需給バランスを把握するため、将来を予測しながら分析を行う必要がある。

### 3. 再資源化の促進

#### 3. 1 特定建設資材への新たな建設資材の追加

現行の建設リサイクル法で定義付けている「特定建設資材」と「特定建設資材廃棄物」は、次表のとおりである。

表 3. 1-1 建設リサイクル法における特定建設資材等

特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊
コンクリート及び鉄から成る建設資材	コンクリート塊
木材	建設発生木材
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊

ここでは、特定建設資材の候補の1つである「建設汚泥」について、搬出状況やリサイクル状況を整理するとともに、関係者（建設工事元請業者、処理会社、地方公共団体）へヒアリングを行い、特定建設資材への追加について検討した。

#### (1) 建設副産物実態調査

建設副産物実態調査結果を用いて、建設汚泥の搬出状況やリサイクル状況を整理した。建設汚泥全体の搬出量は、平成20年度を除き、概ね減少傾向にある。

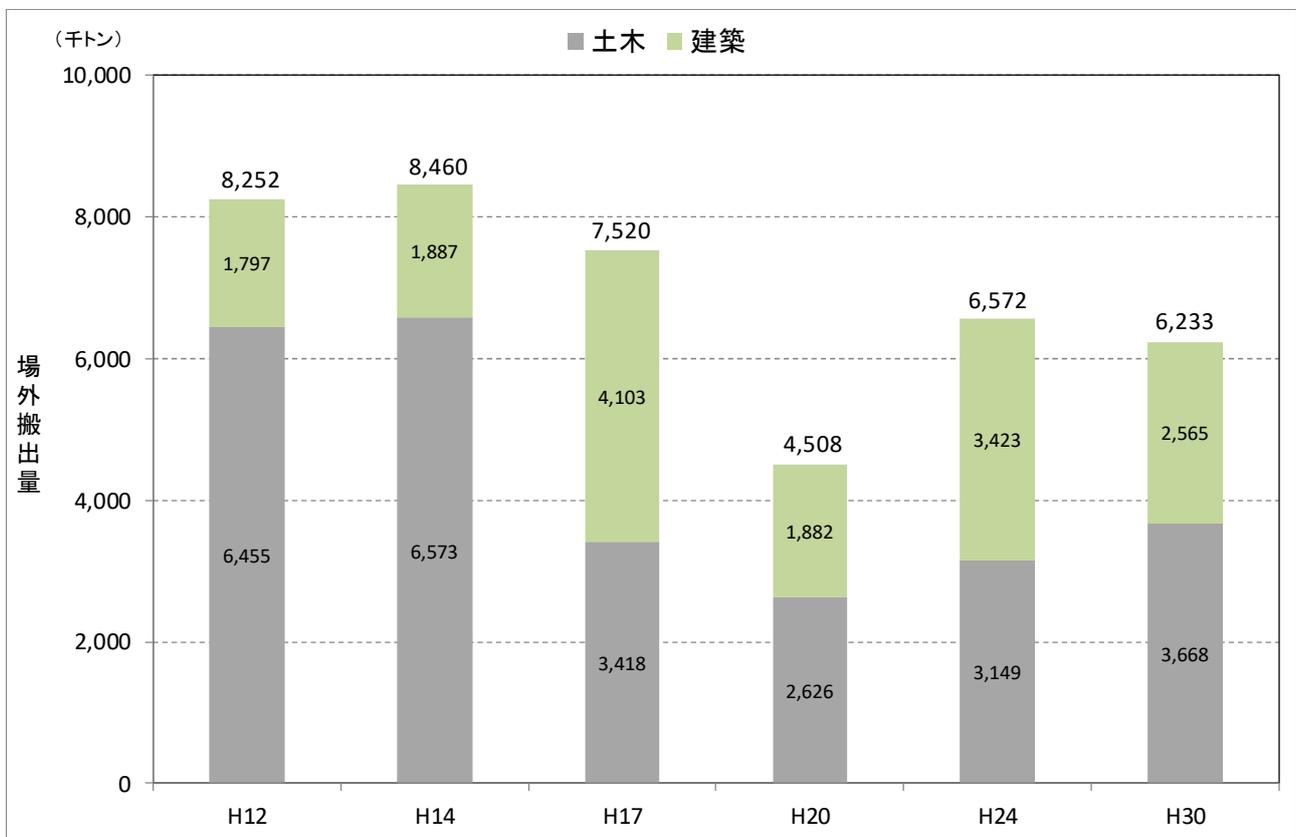


図 3. 1-1 建設汚泥の工事種類別搬出量

次に、工事種類別の搬出量割合について、過年度調査結果を整理した。

平成 12 年度、14 年度は土木工事が搬出量の約 8 割を占めていたが、平成 17 年度以降は土木工事が 5～6 割、建築工事が 5～4 割で推移している。

また、都道府県別の搬出量を整理すると、首都圏（一都三県）、大阪府、愛知県などの大都市での搬出量が多くなっている。

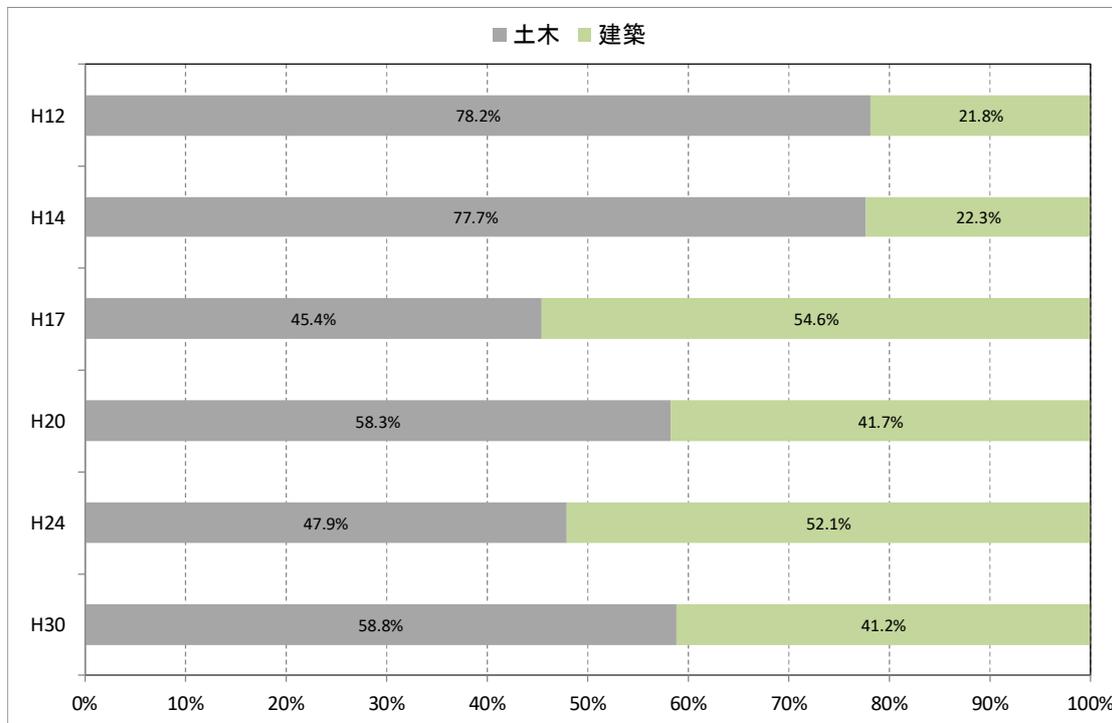


図 3. 1 - 2 建設汚泥の工事種類別搬出量割合

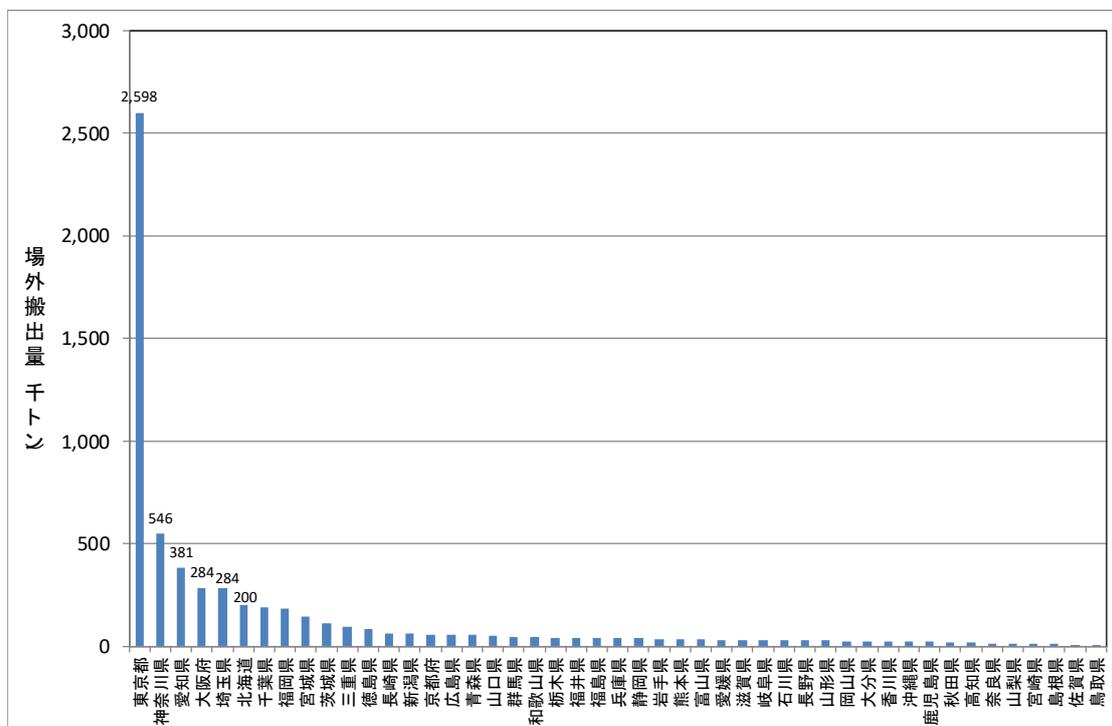


図 3. 1 - 3 都道府県別建設汚泥搬出量

建設汚泥の再資源化・縮減率を整理した。

再資源化・縮減率は年々上昇傾向にあり、直近の平成 30 年度は 94.6%まで上がってきた。

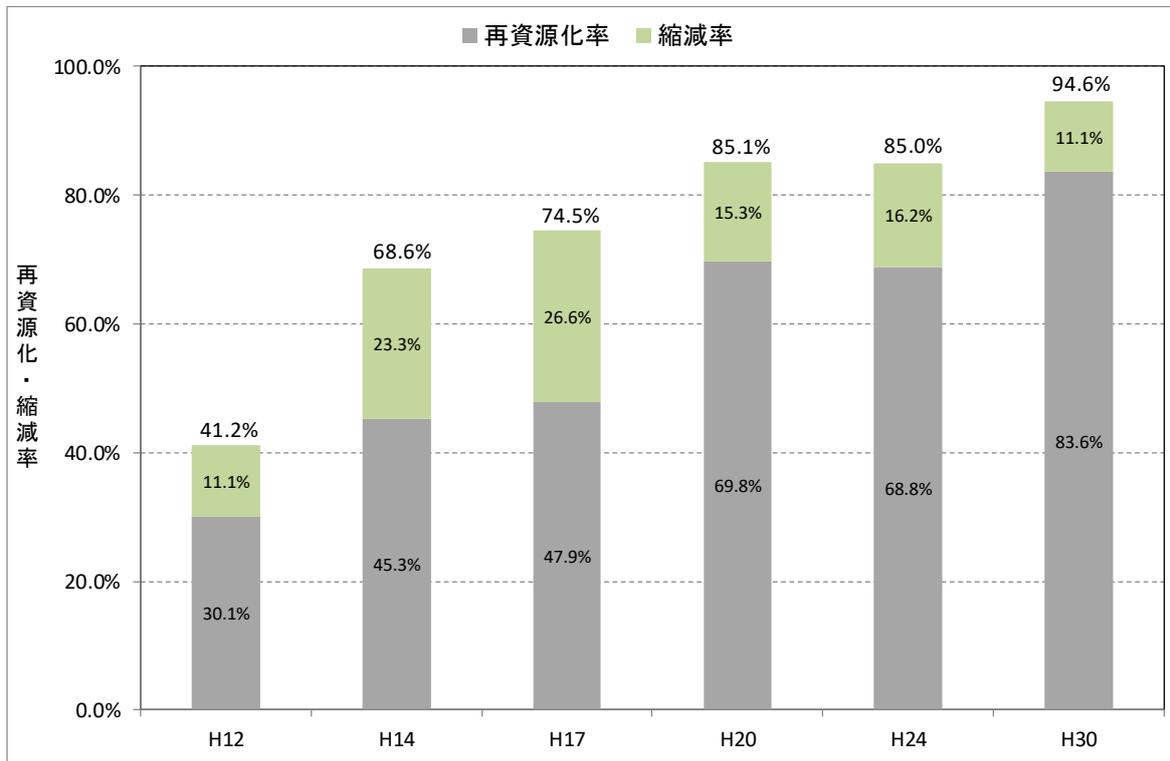


図 3. 1 - 4 建設汚泥の再資源化・縮減率推移

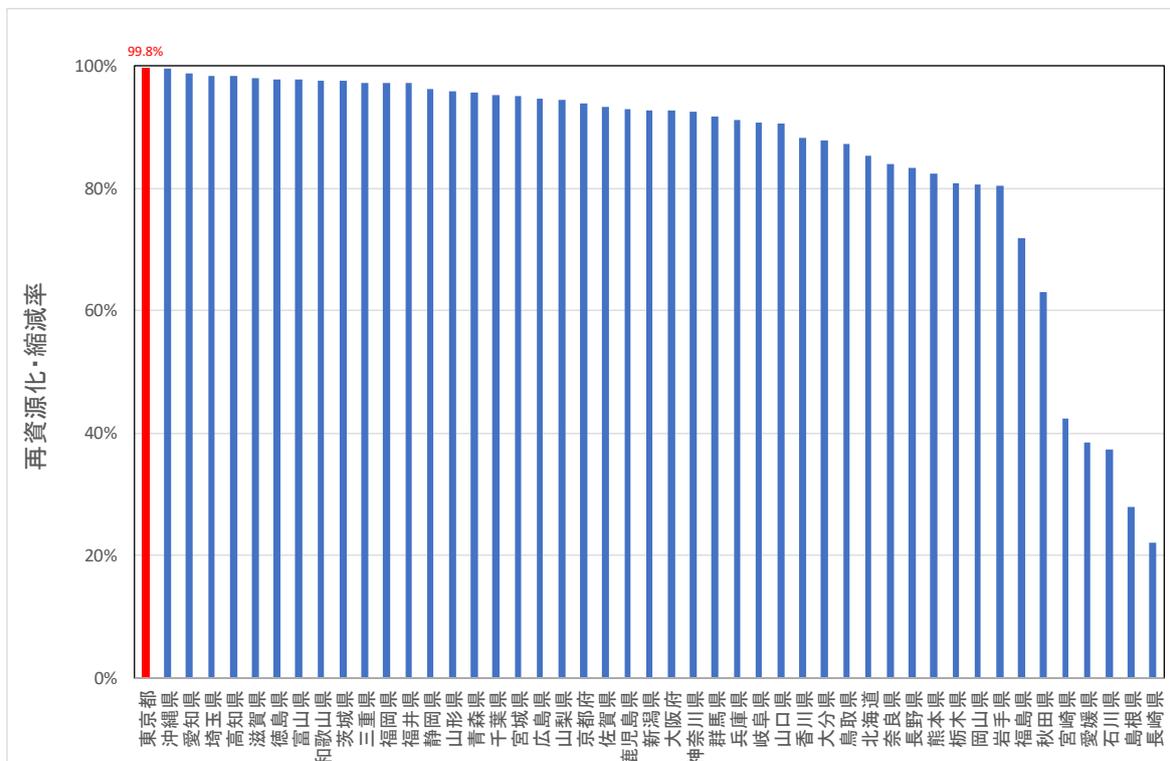


図 3. 1 - 5 建設汚泥の都道府県別再資源化・縮減率 (平成 30 年度)

(2) ヒアリング

関係者（建設工事元請業者、処理会社、地方公共団体）へヒアリングを行った。

表3. 1-2 ヒアリング対象

ヒアリング対象区分	具体的なヒアリング対象者
建設工事元請業者	①一般社団法人日本建設業連合会（東京都）
建設汚泥処理会社	②公益社団法人全国産業資源循環連合会（東京都） ③建設廃棄物協同組合（東京都） ④株式会社ヨコハマ全建（神奈川県） ⑤大幸工業株式会社（大阪府）
地方公共団体	⑥東京都 資源循環推進部 ⑦大阪府 環境農林水産部

表3. 1-3 主なヒアリング内容

ヒアリング対象区分	主なヒアリング内容
建設工事元請業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シールド工事から発生する建設汚泥は泥土状汚泥。杭工事は、自硬性か泥水状汚泥、山岳トンネルは泥水が発生する。</li> <li>・泥水汚泥は機械式脱水を行い、脱水ケーキを処分している（小規模工事は前処理を行わない）。</li> <li>・<b>大都市圏以外では、建設汚泥が発生する工事が少ない。</b></li> <li>・大都市では<b>大規模な建築物が増え、建設汚泥発生量が膨大</b>である。</li> <li>・建設汚泥の再生利用制度は活用されていない。大臣認定は現在行われていない。個別指定は発注者の事前検討が必要であり、検討されていない。</li> <li>・<b>自ら利用や個別指定に関して、認めていない地方公共団体</b>がある。</li> <li>・一部の地方公共団体で「流動化処理土を掘削したものは自然地盤ではないため残土に該当しない」との見解を示しているため、利用が進まない。</li> <li>・海洋投棄が実質禁止されたことにより、他の処理施設に分散して、処理を行っている。</li> <li>・建設汚泥のリサイクルが簡易にできるよう手続等の簡素化が必要である。</li> <li>・建設汚泥処理土は認知度の低さもあり、利用が進んでいない。<b>品質面・管理面で一定基準を満たす施設に対して公的なお墨付き</b>のようなものがあれば、利用が進むと思われる。</li> </ul>
建設汚泥処理会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設汚泥を受け入れる際、土壌汚染対策法の基準に合致しているか確認を检查している。</li> <li>・<b>建設汚泥処理土等の再生品の販売先を確保することが困難</b>である。条例により他県で発生した廃棄物を使用してはいけないなどを規定</li> </ul>

	<p>している場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の設計段階で設計コンサルが再生品の知識がないため、設計に反映されない。</li> <li>・ <b>産業廃棄物の卒業基準を明確にし、リサイクルを促進する必要がある</b>。全国産業資源循環連合会では、国土交通省や地方公共団体に対してリサイクル製品の利用を促進するため、「リサイクル製品事例集」や「リサイクル製品自主基準」を示して宣伝している。</li> </ul>
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設汚泥を建設リサイクル法で特定建設資材（廃棄物）に指定する場合、<b>資材である泥土の定義を明確にする必要がある</b>。</li> <li>・ 平成 26 年度から関係主体（国交本省・関東地整、東京都都市整備局・環境局、千葉県、日建連、建廃協。平成 29 年度から環境本省・関東地環）が集まり、建設泥土の課題を整理し、活用方法や仕組みの構築を継続的に議論している。</li> <li>・ 平成 27 年度に東京都環境局モデル事業として、「建築工事における建設汚泥改良土の利用促進事業」を実施し、民間工事（東京都内 10 か所）で約 4,500m<sup>3</sup>を資材として利用した。性能を確認するとともに、品質基準・品質管理手法を確立した。</li> </ul>

**<建設汚泥の搬出状況、リサイクル状況>**

- ・ 建設副産物実態調査結果から搬出量は減少傾向にあるが、ヒアリング結果から大都市では建築物工事から大量の建設汚泥が発生している。
- ・ 建設汚泥は大都市から多く搬出されている。平成 14 年度頃は土木工事から多く搬出されていたが、近年 半数は建築工事から搬出される。
- ・ 多くの都道府県で再資源化・縮減率が 80%を超えているが、一部の県では 20%台に留まっている。

**<定性的状況>**

- ・ 都道府県によって、建設汚泥に関する考え方（自ら利用、個別指定制度）が異なり、リサイクルを阻害している一因でもある。
- ・ 建設汚泥のリサイクルを促進する必要がある（手続等の簡素化、リサイクル施設の認定、廃棄物卒業基準の明確化など）が必要である。

⇒建設汚泥を特定建設資材廃棄物（特定建設資材に泥土）に指定するためには、次の点を整備する必要がある。

- ・ 特定建設資材である泥土の定義を明確化する
- ・ 全国で建設汚泥がリサイクルできる（用途及び量の確保）
- ・ 産業廃棄物を所管している都道府県及び政令市の建設汚泥のリサイクルに関する考え方の統一（又は国での統一的な考え方の策定）

### 3. 2 再資源化等完了後の地方公共団体等への報告のあり方

現行の建設リサイクル法において、対象となる建設工事を施工する前に都道府県等知事へ届出又は通知を行うこととなっており、再資源化等完了後については工事発注者へ報告を求めている。

一方で、再資源化等完了後の報告を地方公共団体等へ行うことにより、再資源化の促進につながるとの意見もある。

実際に、青森県、兵庫県では要綱・条例で報告義務を課している。

表 3. 2-1 青森県、兵庫県での報告義務

県	根拠	概要	ホームページ
青森県	青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱	建設リサイクル法第9条第1項に定める対象建設工事により排出された廃棄物の引渡しを完了した日から <b>20日以内</b> に環境部局へ「建設資材廃棄物の引渡完了報告書」を提出	<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpai_houkoku.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpai_houkoku.html</a>
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	解体工事により発生した建設資材廃棄物の処分業者への引渡し完了したときから <b>15日以内</b> 環境部局へ「建設資材廃棄物引渡完了報告書」を提出	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd30_000000077.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd30_000000077.html</a>

表 3. 2-2 青森県での報告内容

報告項目	報告内容
①報告対象者	元請業者又は自主施工者
②対象工事	建設リサイクル法第9条第1項に定める対象建設工事（ただし、公共工事は除く）
③報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の名称</li> <li>・ 工事現場の所在地</li> <li>・ 工事の種類・規模</li> <li>・ 建設リサイクル法の届出年月日、提出先</li> <li>・ 廃棄物処分業者に建設資材廃棄物の引渡しを完了した年月日</li> <li>・ 運搬業者名</li> <li>・ 引渡し先の処分業者名、処理施設の所在地</li> <li>・ 引渡しをした量</li> <li>・</li> </ul>
④報告時期	工事により排出された廃棄物の引渡しを完了した日から <b>20日以内</b>
⑤報告場所	工事の施工場所の所在地を管轄する地域県民局環境管理部（青森市及び八戸市の区域内で施工される工事に係るものについては、それぞれの市）

別記様式 (第3関係)  
(表 面)

建設資材廃棄物引渡完了報告書

平成××年××月××日

青森県知事 殿

報告者 (  元請業者  自主施工者 )

住 所 ○○市△△1丁目2-3

氏 名 △△建設株式会社

代表取締役 △△ ×× 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0123-45-6789

提出日 (郵送の場合は発送日) を記入

該当するものに✓

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3の規定に基づき、次のとおり報告します。

対象建設工事の概要	名 称	■◆様邸解体工事	
	場 所	★★郡◎◎町大字△△字◇◇1番	
	種 類 及 び 規 模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	工事対象床面積の合計 85.74 m <sup>2</sup> 請負代金 円
建設リサイクル法の規定による届出の概要	届出(受理)年月日及び受理番号	平成××年 ▽▽月 ◇◇日 第***号	
	提 出 先	県 <input type="checkbox"/> 東青 <input checked="" type="checkbox"/> 中南 <input type="checkbox"/> 三八 (地域整備部) <input type="checkbox"/> 西北 <input type="checkbox"/> 上北 <input type="checkbox"/> 下北	<input type="checkbox"/> 弘前市
建設資材廃棄物の引渡し(搬入)を完了した年月日	平成××年 ●●月 ■■日		
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> ①マニフェスト (B2票) を複写した書面 <input type="checkbox"/> ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し (自己運搬の場合)		
引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	がれき類	運搬を行った者の氏名又は名称	●×運輸株式会社 [許可番号 00200123456]
		処分業者 氏名又は名称 株式会社▲★興業 [許可番号 00220234567] 処分を行う事業場の所在地 ★★郡◎◎町大字■▲字××2-3	
木くず	木くず	引渡し(搬入)をした量	4 (t・m <sup>3</sup> )
		運搬を行った者の氏名又は名称 自己運搬 [許可番号 - ] 処分業者 氏名又は名称 有限会社◎☆産業 [許可番号 00220234567] 処分を行う事業場の所在地 ○×市大字◎☆字◇◇4-5	

工事名を記入

工事現場の所在地を記入

該当する工事の種類に✓し、工事の規模(床面積の合計又は請負代金)を記入

建設リサイクル法の届出書が受理された年月日と受理番号を記入

建設リサイクル法の届出書の提出先に✓

工事で排出されたすべての建設資材廃棄物を引き渡した日を記入

添付書類に✓ (複数の種類の書類を添付した場合はすべてに✓)

運搬業者を記入 (自己運搬の場合は「自己運搬」と記入)

引渡し先の処分業者及び処分事業場の所在地を記入(元請業者が自ら処分を行う場合は「自己処分」とし、処分事業場の所在地を記入)

処分業者に引き渡した量(自己処分の場合は自社処理施設に搬入した量)を記入し、単位を○で囲む

産業廃棄物の種類を記入

基本的にサ法と容量基本建設リサイクル法の同じなり。

注1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。  
 2 添付書類として①又は②の書類を添付した場合は、引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し(搬入)をした量の記載を省略することができる。  
 3 引渡し(搬入)をした量の単位は、t(トン)又はm<sup>3</sup>(立方メートル)のいずれかに○印を付すこと。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

図3. 2-1 青森県報告様式

表3. 2-3 兵庫県での報告内容

報告項目	報告内容
①報告対象者	解体工事の元請業者、自主施工者（自ら施行する者）
②対象工事	
③報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事</li> <li>・建築物以外の工作物で、請負金額が500万円以上の解体工事</li> </ul>
④報告時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の名称</li> <li>・工事の場所</li> <li>・建築物の構造</li> <li>・建築物の解体面積</li> <li>・請負代金</li> <li>・引渡し完了年月日</li> <li>・引渡し事業場の名称、所在地</li> <li>・廃棄物の種類、</li> <li>・処理に要する費用</li> </ul>
⑤報告場所	
	解体工事により発生した建設資材廃棄物の処分業者への引渡しが完了したときから15日以内
	各県民局県民生活部環境課、神戸市環境局事業系廃棄物対策室、姫路市環境局産業廃棄物対策課、尼崎市環境市民局産業廃棄物対策担当、西宮市環境局産業廃棄物対策課

様式第5の2（第8条の2関係）

建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

兵庫県知事 様  
注文者 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m <sup>2</sup>
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡数量		
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡数量		

注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

A4

図3. 2-2 兵庫県報告様式

報告を課したことの効果、他部署との連携方法、完了報告がなされない場合への対応などについて、青森県・青森市・八戸市へヒアリングを行った。

表 3. 2-4 青森県等へのヒアリング結果

	⑧青森県	⑧青森市	⑧八戸市
建り法届出部局との連携方法（届出情報の入手方法）	届出の受理部局である地域県民局地域整備部が届出の「写し」（紙）を地域県民局環境管理部へ定期的又は随時送付	建設部局より届出情報のエクセルファイルを週1回、廃棄物対策課へメールしてもらう	建設部局より届出情報のエクセルファイルを2週間に1回、環境保全課へメールしてもらう（建設部局へ、年度末に次年度のメール送付を依頼）
届出件数に対する完了報告件数の比率	H30 年度 1,549/1,718=91.9%	H30 年度 769/805=95.5%	H30 年度 468/504=92.9%
完了報告がなされない場合への対応状況	2～3度電話で催告 廃掃法 18 条報告徴収の実績無し なお、H30 年度分については R1.6 月末まで催告を実施したが、R1 年度は 4 月末までに変更。	催告方法、法 18 条報告徴収に関して、県と同様	催告方法、法 18 条報告徴収に関して、県と同様
運営体制	人員増加無し	臨時職員 1 人増員	人員増加無し（中核市移行に伴う人員増有）
制度の効果・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入の目的である <u>建廃不法投棄件数は減少</u> しており、制度導入効果有と評価</li> <li>・「引渡完了報告提出率」を「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」の進行管理の指標の 1 つとして設定。（H30 年度の県全体の提出率 92% を基準値とする）</li> <li>・ <u>マニフェストを整理するよい機会になったという元請業者の意見有。</u></li> <li>・これまで、排出事業者への立ち入り時、年 2 回の建設リサイクル法の全国一斉パトロール時に指導を実施してきたが、制度導入後は、個別工事のマニフェストに基づいて、<u>従来より多くマニフェストを確認する事ができ、指導の機会も増える</u></li> <li>・個別工事内容がわかるので、マニフェストに記載された廃棄物種類、量が適正かどうかの確認ができる。</li> <li>・2 年間の運用で引渡完了報告書を提出しない業者を特定できつつある、いわば、不適正処理業者の一部が顕在化した</li> </ul>		

#### <再資源化等完了後の地方公共団体等への報告のあり方>

- ・各都道府県及び政令市における再資源化等完了後の報告の有無、有りの場合はメリットなど、実施状況をアンケート等で確認する（後述の地方公共団体向けアンケートにおいても、報告を地方橋団体に言うべき、との意見あり）。
- ・建設リサイクル法の見直しにおいて、地方公共団体への報告が改正されない場合は、上記アンケート結果をフィードバックするとともに、青森県や兵庫県などの事例を掲載する。

## 4. 適正処理の徹底

### 4. 1 有害物質の取扱いについての情報提供等

有害物質が他の建設廃棄物や特定建設資材廃棄物に混入することにより、リサイクルが可能だった廃棄物が最終処分せざるを得なかったり、有害物質が適正に処理されないケースが発生する。

ここでは、有害物質の1つである石綿（アスベスト）について、現場分別状況や手続きなどについて関係者（建設工事元請業者、処理会社、地方公共団体）へヒアリングを行った。

表4. 1-1 ヒアリング対象

ヒアリング対象区分	具体的なヒアリング対象者
建設工事元請業者	①一般社団法人日本建設業連合会（東京都） ⑨三同建設株式会社（大阪府） ⑩株式会社平組（福岡県）
産業廃棄物処理会社	②公益社団法人全国産業資源循環連合会（東京都） ③建設廃棄物協同組合（東京都） ⑪東明興業株式会社（埼玉県）
地方公共団体	⑦大阪府 環境農林水産部 ⑫茨城県 土木部 ⑬鳥取県 県土整備部 ⑭沖縄県 環境部

表4. 1-2 主なヒアリング内容

ヒアリング対象区分	主なヒアリング内容
建設工事元請業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト調査士が設計図書などを確認し、石綿の有無をチェックしている（駐車場、倉庫などのスレート材、ケイカル板に使用）。</li> <li>・図面が残っていないことが多いため、目視による事前調査や建築年数の聞き取りなどで石綿の有無を判断している。判断付かない場合は、専門分析会社へ依頼している（発注者に義務付けるべき）。</li> <li>・混入している建材が少量の場合は、アスベストが混入していると見なして、最終処分場へ搬出している。</li> <li>・アスベストについて、厚労省、国交省、環境省が作成したマニュアルの足並みがそろっていないため、統一して欲しい。</li> </ul>
産業廃棄物処理会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅に使用されている石綿含有建材は、水回り、火回りに少量混入しているケースがある。</li> <li>・解体現場などの元請業者は、石綿含有建材を認識しておらず、分別が不徹底である。ルーペで繊維の形状などをチェックしたり、ライターであぶることで、簡易に石綿か否かをチェックすることは可能である。</li> </ul>
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県ではクボタショックをうけ、当時の知事からのトップダウンにより「鳥取県石綿健康被害防止条例」を制定した（法律だけでは</li> </ul>

健康被害への対策として不十分と知事が判断)。当初は、延床面積の規模要件はなかったが、平成 25 年改正により延床面積 10m<sup>2</sup>とした（建築基準法第 10 条と一致）。

- ・提出された届出は、建築部門、環境部門、土木部門、さらに労働基準監督署と連携している。

上記ヒアリング結果より、

- ・発注者に対して、アスベストなどの有害物質は適正な処理が必要であり、適切な処分費用の負担を依頼する（ポスターやパンフレットなどで周知する）。
- ・元請業者に対して、有害物質に対する知識、判別方法、現場分別の徹底について周知する。周知の方法は、関係業界（各都道府県の建設業協会や解体業協会）を經由して行う方法、建設リサイクル法の届出提出時にパンフレット配布などで行う方法がある。
- ・地方公共団体等に対して、建設部局、環境部局、労働基準監督署との連携を促す。実際に連携しているベストプラクティスを集めて、事例集として整理、配布する必要がある（前述の地方公共団体等への完了報告と同様）。

## 5. 建設系廃プラスチックの発生及び市資源化状況の整理

### 5. 1 建設系廃プラスチックの発生及び現場分別状況

環境省では、廃プラスチックの世界的な課題へ対応するため、令和元年5月31日に「プラスチック資源循環戦略」を策定した。

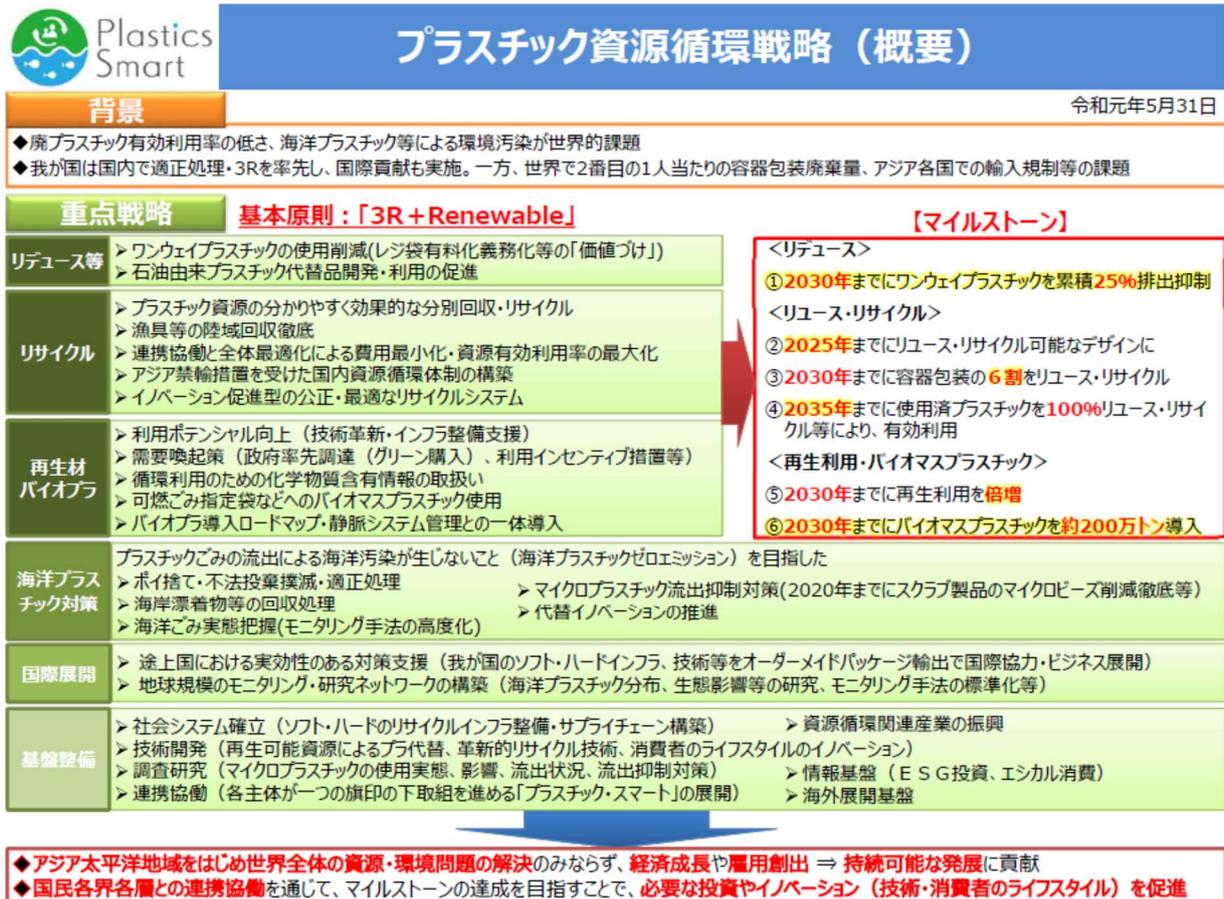


図5. 1-1 「プラスチック資源循環戦略（概要）」

出典：環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/press/files/jp/111746.pdf>

そこで、建設業界もプラスチック製品を多く使用しており、廃プラスチック類として廃棄物を発生させていることから、より積極的な対応が望まれている。

まず、プラスチック建材の利用及び、建設系廃プラスチック類の搬出量を整理した。

プラスチック建材は、樹脂製品製造量の 11.8%（119 万トン）を占め、分野別では「輸送」に次ぐ第 4 位を占めている。

一方、使用済製品の廃棄物排出量でみると、プラスチック建材は全体の 6.9%（62 万トン）と分野別では「家庭用品／衣類履物／家具／玩具等」に次いで 4 番目に多い。

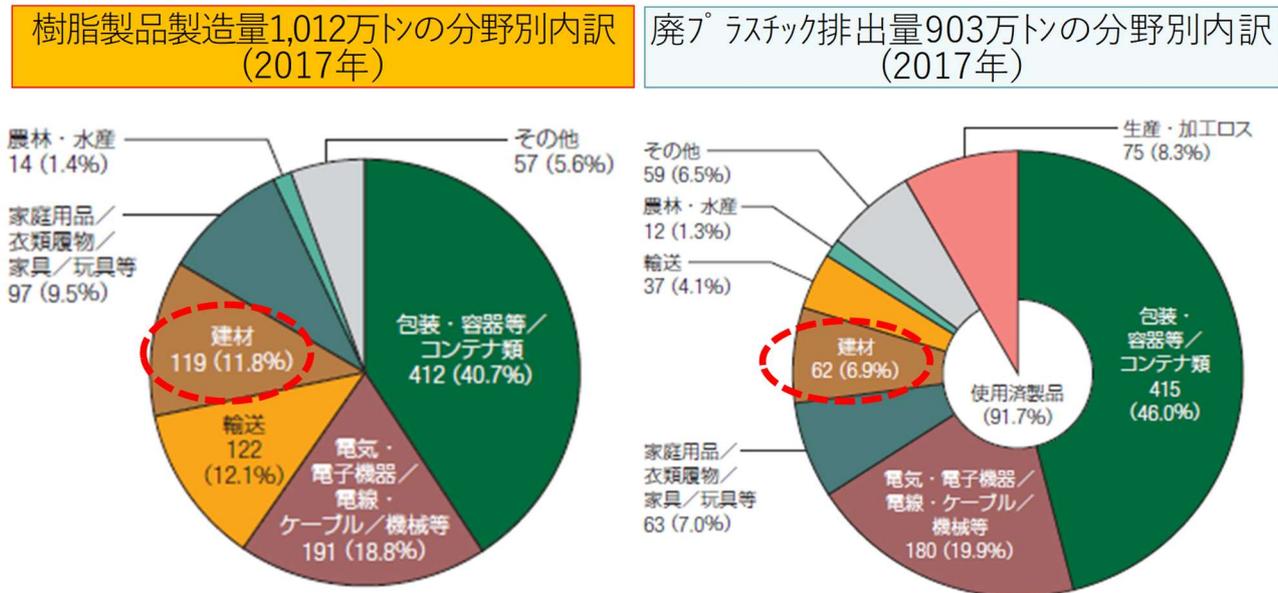


図5. 1-2 樹脂製品製造量及び分野別廃プラスチック排出量

出典：「リサイクルデータブック2019」（一社）産業環境管理協会 資源・リサイクル促進センター

「建設副産物実態調査」によると、建設工事から発生する廃プラスチック量（単品）は、廃塩化ビニル管・継手を含め①51.7万トン（H30年度）となっている。

また、建設混合廃棄物として排出された廃プラスチック量を選別施設における組成分析データ※をもとに推計すると、②21.7万トン（H30年度）となる。

※建設廃棄物協同組合：<https://www.kenpaikyo.or.jp/works/file/pamphlet/kongouhaiki.pdf#zoom=100>

（詳細は表5. 1-1、5. 1-2に掲載）

建設現場から排出される廃プラスチック量は、建設混合廃棄物として排出される分を含め、平成30年度で73.3万トン(①+②)と見込まれ、H24年度の53.6万トンから4割近く増加している。工事種類別では、新築・増改築工事が全体の54%を占めている。

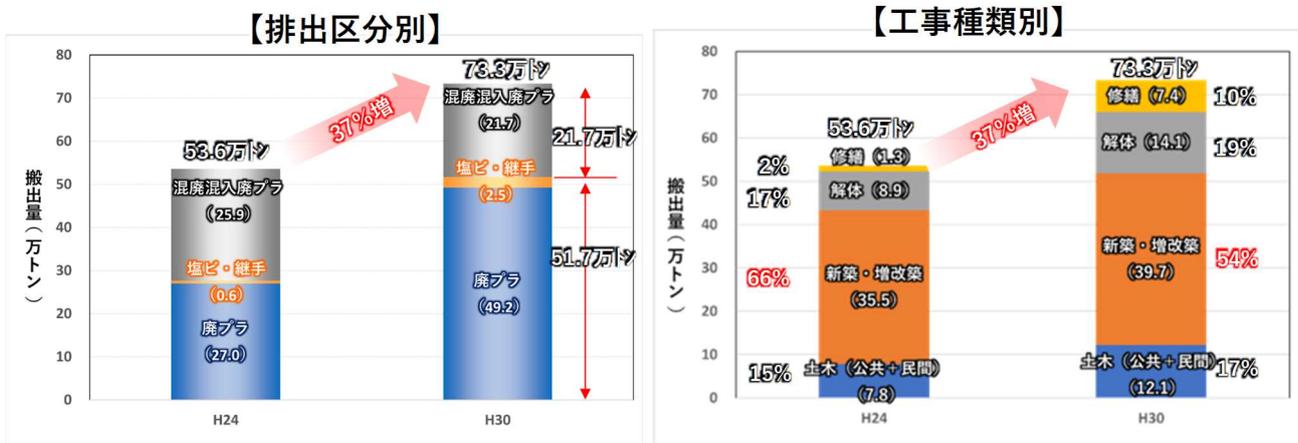


図5. 1-3 建設副産物実態調査による廃プラスチック排出量(排出区分・工事種類別)

表5. 1-1 解体混合廃棄物の組成分析結果

平成15年12月調査

解体混合廃棄物 ※ ( ) 内の数字は、ミンチ状の混合残渣							
廃棄物の種類	品目	容量 (%)	重量 (%)	マテリアルリサイクル	焼却 (サーマル含)	安定型埋立	管理型埋立
がれき類	コンクリート片	0.2 ( 2.6)	1.1 ( 4.6)	○●			
	その他がれき類	3.7 (13.9)	11.1 (13.6)			○	●
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	グラスウール	1.2 -	0.3 -			○	
	廃石膏ボード	0.8 -	0.9 -				○
	その他	1.6 ( 0.7)	1.0 ( 1.3)			○	●
廃プラスチック類	軟質プラ	4.3 ( 1.3)	2.2 ( 0.1)		○●	○	●
	硬質プラ	10.2 -	6.2 -		○	○	
	発泡スチロール	1.1 -	0.1 -	○			
	その他	9.8 ( 4.6)	4.9 ( 2.9)		○●	○	●
金属くず		1.2 ( 2.2)	1.1 ( 1.1)	○●			
木くず	再生可	4.0 -	2.6 -	○			
	再生不可	9.6 (9.9)	6.8 ( 2.5)		○●		●
可燃物	木毛板	5.7 -	9.4 -		○		
	その他	4.0 ( 3.5)	3.0 ( 0.8)		○●		●
複合材	可燃物	13.1 ( 2.4)	9.0 ( 1.8)		○●		○●
	不燃物	8.0 ( 2.4)	8.6 ( 1.8)			○	●
残渣		21.5 (56.5)	31.7 (68.9)				○●

出典：建設廃棄物協同組合ホームページ

表 5. 1-2 新築混合廃棄物の組成分析結果

新築混合廃棄物							
廃棄物の種類	品目	容量(%)	重量(%)	マテリアル リサイクル	焼却 (サーマル含)	安定型埋立	管理型埋立
がれき類	コンクリート片	1.7	7.6	○			
ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	ロックウール	0.4	0.4			○	
	廃石膏ボード	4	4.6	○			
	その他	5.1	8.6			○	
廃プラスチック類	塩ビ管	0.8	0.4	○			
	発泡スチロール	2.5	0.1	○			
	ペットボトル	0.3	0.1	○			
	その他	20.8	7.6		○	○	
金属くず	空き缶	0.8	0.3	○			
	その他	7.3	8.4	○			
木くず	再生可	12.6	8.3	○			
	再生不可	4.9	3.3		○		
紙くず	ダンボール	10.3	3.1	○			
	その他	12.7	4.2		○		
繊維くず	繊維くず	0.6	0.5		○		
複合材	処理困難物	4.1	3.1		○		
残渣		11.1	39.4				○

出典：建設廃棄物協同組合ホームページ

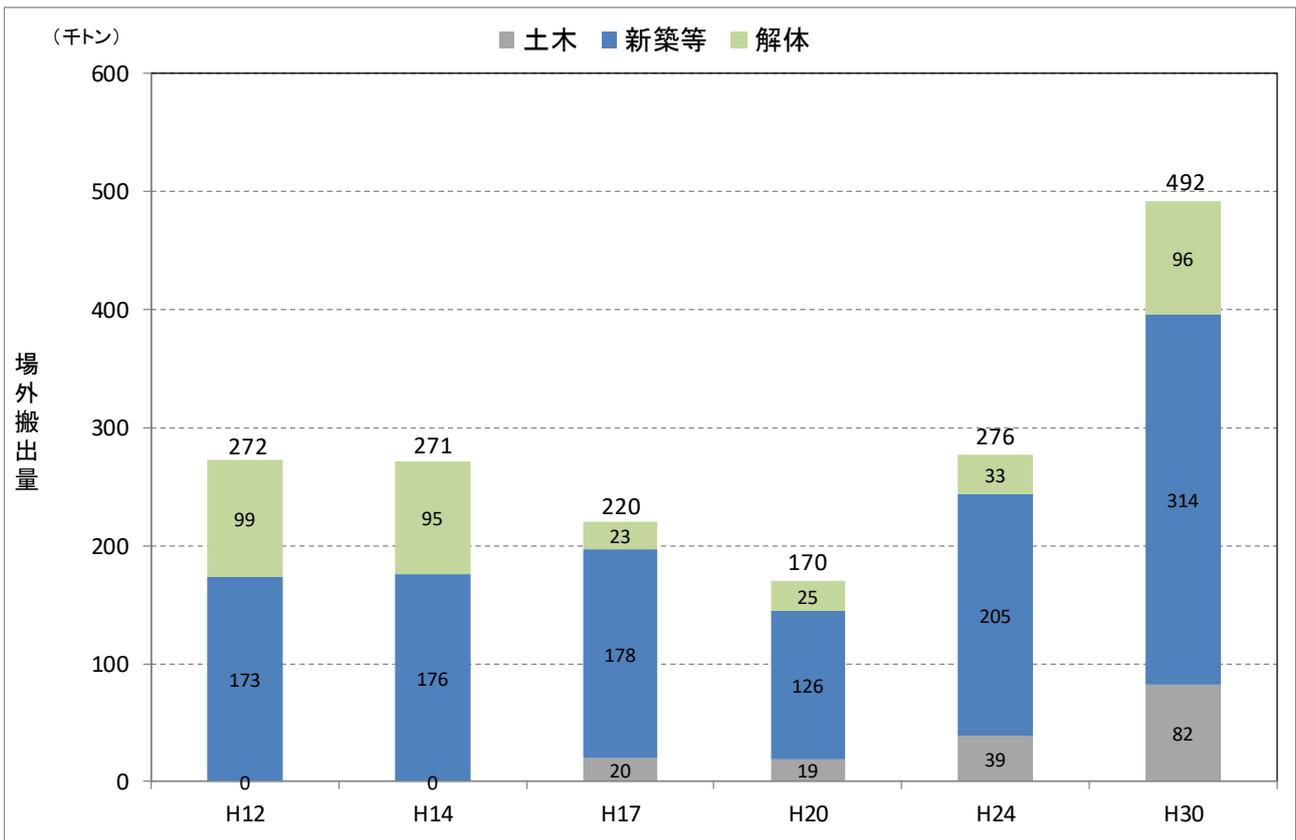


図5. 1-3 工事種類別廃プラスチック搬出量（建設副産物実態調査）

※土木工種の廃プラスチック類量は平成17年度より推計を行ったため、平成12年度、14年度の数値はない。

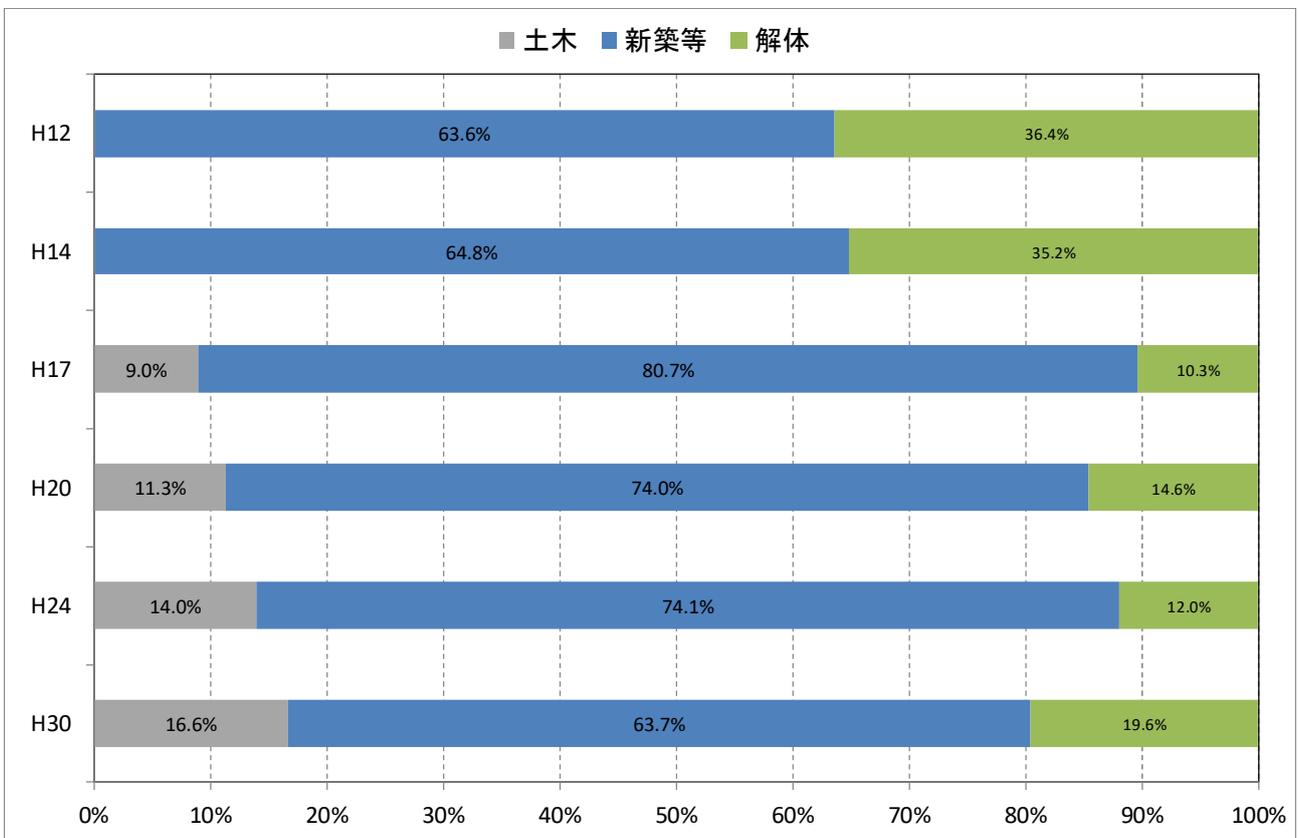


図5. 1-4 工事種類別廃プラスチック搬出量

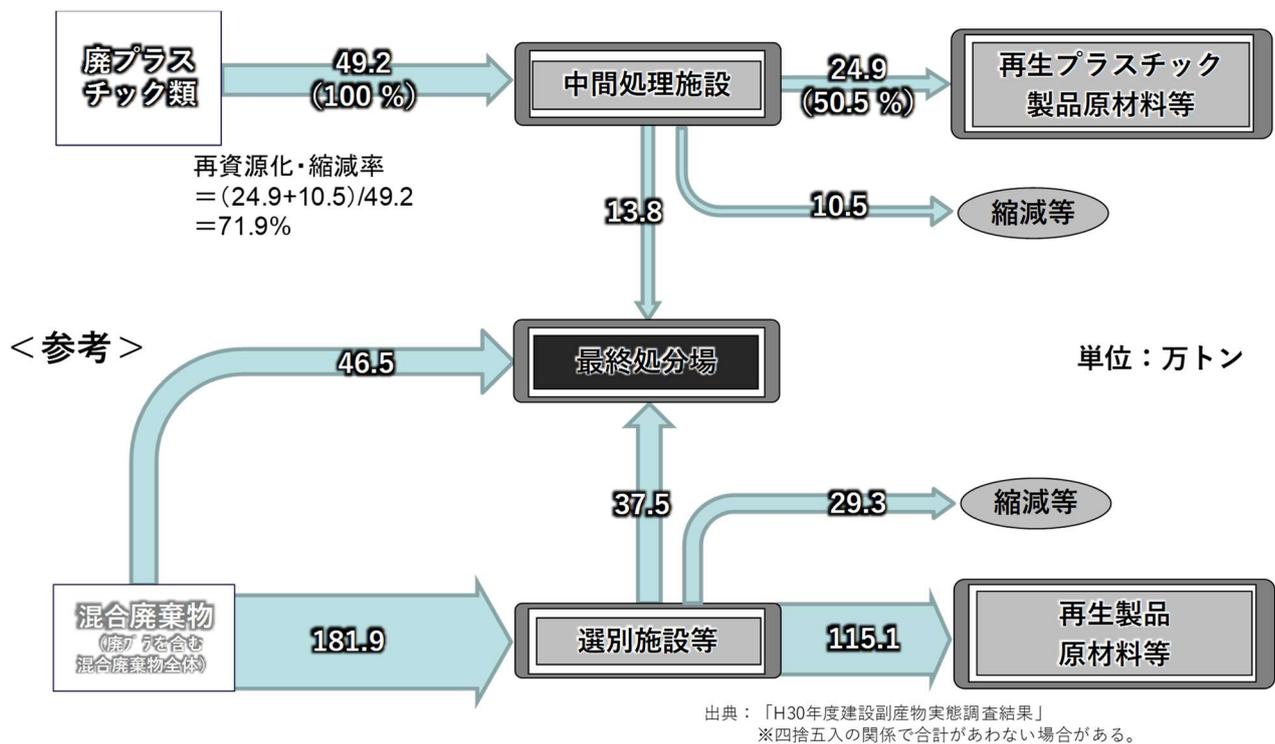


図5. 1-5 建設工事における廃プラスチック類搬出状況 (平成30年度)

## 5. 2 建設系廃プラスチックの再資源化状況

建設系廃プラスチックの再資源化状況などを把握するため、関係者（建設工事元請業者、処理会社）へヒアリングを行った。

表5. 2-1 ヒアリング対象

ヒアリング対象区分	具体的なヒアリング対象者
建設工事元請業者	①一般社団法人日本建設業連合会（東京都） ⑮一般社団法人住宅生産団体連合会（東京都） ⑨三同建設株式会社（大阪府） ⑩株式会社平組（福岡県）
産業廃棄物処理会社	②公益社団法人全国産業資源循環連合会（東京都） ③建設廃棄物協同組合（東京都） ⑪東明興業株式会社（埼玉県）

表5. 1-2 主なヒアリング内容

ヒアリング対象区分	主なヒアリング内容
建設工事元請業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事から発生する廃プラスチック類は、<u>土や汚れなどが付着しているため、リサイクルが困難</u>である。汚れを落とすためには、水洗いなどを行う必要があり、手間がかかる。</li> <li>・廃プラスチック類は、塩化ビニル系廃プラスチックかそれ以外かで、大きく分別を行う。単品の廃プラスチック類が分別可能であれば、分別を行う。</li> <li>・建設工事から発生する廃プラスチックの分別・リサイクルを促進するため、分別方法の例示等を含めたポスターを作成し、普及・啓発を図る（2020年度実施）</li> <li>・建設工事で発生する廃プラのデータ等の収集・分析を実施（長期検討課題）する。</li> <li>・産業廃棄物処理業者との連携（意見交換・処理施設視察等）。呼称の統一や分類表などの作成</li> </ul>
産業廃棄物処理会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩化ビニル系廃プラスチックと非塩化ビニル系廃プラスチックと分別してもらっている。また、混合状態ではなく、単品で現場から排出してもらうよう依頼している。</li> <li>・素材が統一された廃プラスチックであれば、リサイクルは可能である。手間とコストとの兼ね合いで、マテリアルリサイクルを選択している。</li> </ul>

## 6. 建設リサイクル法見直しのためのアンケート調査

### 6. 1 地方公共団体向け建設リサイクル法の施行状況に関する調査

#### (1) 調査の目的

建設リサイクル法については、同法施行5年後に法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じてきた。しかしながら、前回の施行状況の検討から約10年が経過し、改めての検討が必要となっている。

本調査は、法の施行状況についての検討を行なうための基礎資料とするため、法の主要項目について実務担当者（窓口担当者）の皆様が法の施行にあたり普段感じている率直なご意見を伺うことを目的として行った。

#### (2) 調査対象機関

調査対象機関は、各都道府県環境部局並びに管内指定都市建設リサイクル法担当窓口担当者  
各都道府県は、出先機関及び管内指定都市等の窓口担当者にアンケートを配付・回収する。

#### (3) 調査結果

##### Q0. 回答状況

- ・ 県及び出先機関：149機関
- ・ 指定都市等：78市

##### Q1. 指定建設資材廃棄物に関する距離基準に代えて基準を定める必要性

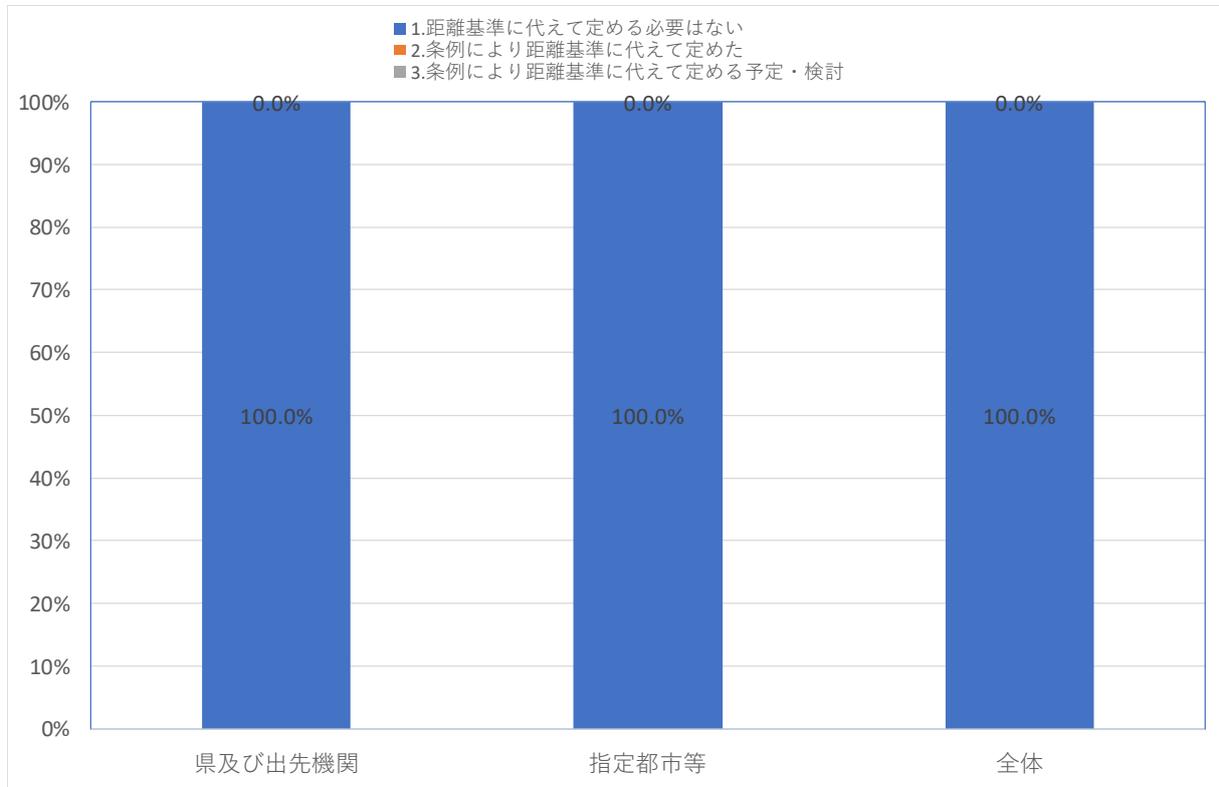


図6-1 距離基準に代えて基準を定める必要性

- ・距離基準に代えて基準を定める必要性について、全ての県及び出先機関、指定都市等は「距離基準に代えて定める必要はない」との回答だった。

#### ＜具体的な個別の理由＞

- ・現行で問題が生じていない【仙台市】
- ・実務を行っている部署ではないため回答できません【福島市】
- ・現状で特段の問題が生じていないため【郡山市】
- ・処理施設が近傍に多数存在するため【神奈川県】
- ・本市において当該条文の運用の必要性がないため特に意見はございません【横浜市】
- ・近隣の再資源化施設の処理能力が、一時的に不足する場合もあるが、独自基準の設定の必要性までは感じていない【岡崎市】
- ・再資源化施設の所在地等から現状の基準（50km）で特に問題ないと考えられるため【京都府】
- ・法に規定される距離基準に関し、事業者から見直しを求める意見は挙がっておらず、条例により改めて距離基準設定を要する状況にはないため【山口県】
- ・都道府県知事の権限に属する事務であるとともに、必要性を感じた事例が無い【高松市】
- ・現在、条例の制定により、特定建設資材廃棄物の再資源化による減量が必要な状況にないため【高知県】
- ・指定建設資材廃棄物に関する距離基準について、相談等を受け付けた実績がないため【別府市】
- ・島しょ県である本県においては、一部離島地域で、再資源化する施設が島内に存在せず、距離に関する基準の範囲内に施設が存しないケースがあるが、本県島しょ地域において再資源化を促し、建設廃棄物の減量化を図るうえでは、距離基準だけではなく、島しょ故の特殊性である地理的条件、経済性の面などから勘案する必要があるため、距離基準に代えて定める必要はないと考える【沖縄県 1】
- ・沖縄県中部保健所管内であれば、50km 以内に指定建設資材廃棄物再資源化施設が存在するため【沖縄県 2】

Q 2 - 1. 適正な再資源化の実施に関する改善すべき点

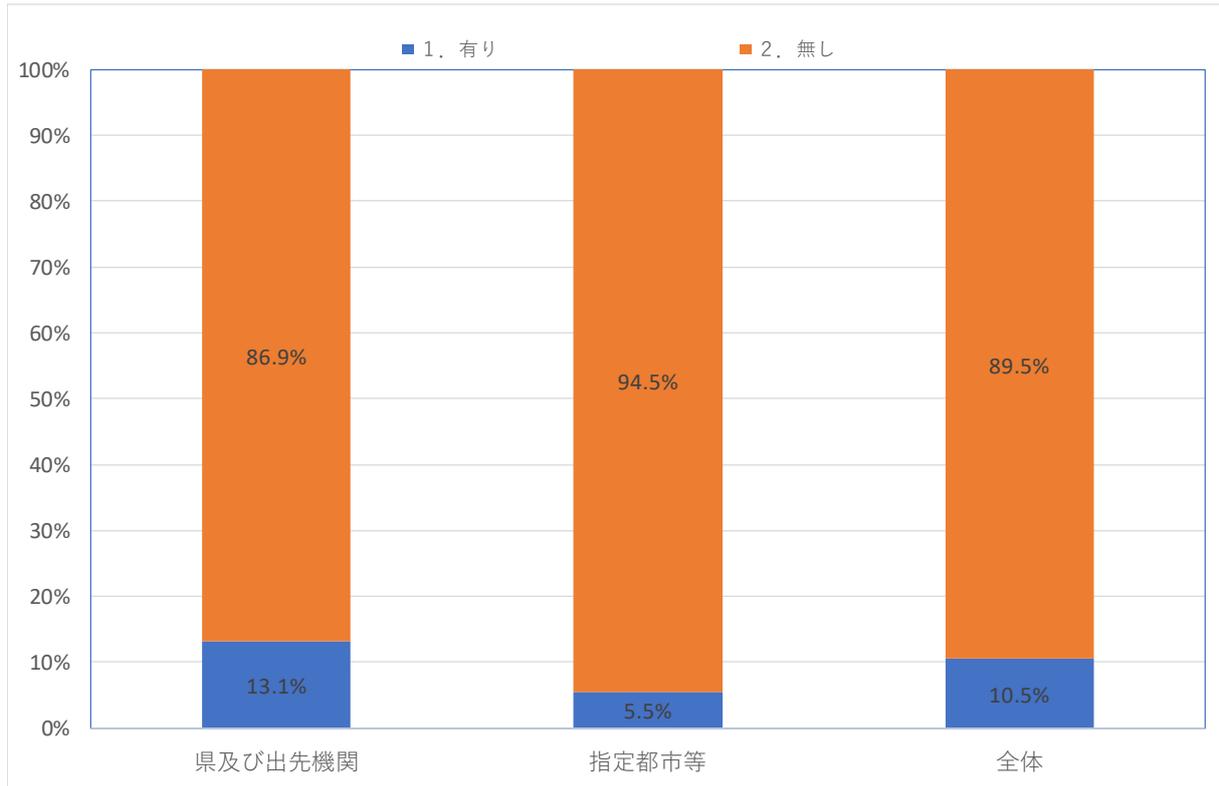


図 6 - 2 適正な再資源化の実施に関する改善点有無

- ・適正な再資源化の実施について、県及び出先機関の 13.1% (19 件)、指定都市等の 5.5% (4 件) が「有り」との回答だった。

<具体的な個別の理由>

- ・現在は、再資源化等が適正に行われたのか、建設リサイクル法の届出書を受理した都道府県では、確認ができない状況となっている。元請業者から、再資源化等が完了したことの届出を行わせることで、再資源化等の実効性がより高まると思われるため【岩手県】
- ・「再資源化等をした廃棄物の種類及びその量」、「届出どおりの再資源化等が実施できなかった場合、その理由」は必要ではないか。(適正に行われなかった場合、法第 18 条第 2 項に基づき、発注者は、知事あてに申告するため、再資源化等の実施が適正に行われたか発注者が判断できるよう必要ではないか。)【宮城県】
- ・法第 18 条第 2 項の定めによる、報告を受けた発注者が再資源化等が適正に行われなかったかどうかの判断においては、次の事項についても確認する必要があると考える。再資源化等に係る廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し。再資源化等の方法【埼玉県】
- ・再資源化した特定建設資材廃棄物の種類及び数量を追記した方が工事発注者が工事受注者の法 16 条に伴う再資源化の実地状況を適切に把握することができるようになるため。現在の報告書では発生した特定建設資材廃棄物のうち何割が再資源化されたか不明である【相模原市】
- ・報告内容に、発生した廃棄物の全量及び要した処理費用を追加すべき。(理由) 法第 18 条第 2

項の現状の報告内容だけでは、再資源化及び処理が適正に行われなかったと判断するだけの材料がない。コストを明確に報告させる必要がある。廃棄物処理法では、工事業者と処分業者で単価を明示する規定があるため、建り法において発注者へ報告すべき。他、法 19 条、20 条においても判断材料が乏しく、実効性にかけるため【三重県 1】

- ・法第 18 条第 1 項に基づく報告書中の「再資源化等に要した費用」について、間接費の取扱いが明示されていない。複数にわたる下請業者が関係し、かつ間接費込みで当該費用が記載された場合に、**発注者側が適正な費用で再資源化がなされたかどうか適切に判断することができなくなってしまうことから間接費を除外した金額を記載**するよう改善すべきである【三重県 2】
- ・元請業者から下請業者への告知が十分でなく、特定建設資材廃棄物が適切に処分されていない事例がある。適切な再資源化が行われたことを確認するため、**報告すべき事項としてマニフェスト E 票の写しを添付**させてはどうか【滋賀県】
- ・発注者に報告すべき事項に以下の項目を追加。「**再資源化等の方法**」、「**再資源化等を行った特定建設資材廃棄物の種類及び量**」【京都府】
- ・特定建設資材の再資源化に関してだけでなく、石綿を含有する廃棄物が適正に処理されたかどうかについても報告することとしてはどうか。元請業者から**行政に対し、特定建設資材の再資源化及び、石綿を含有する廃棄物が適正に処理されたかどうか報告**することを義務付けてはどうか【堺市】
- ・不適正保管が後を絶たないため、元請業者が発注者に適正な報告を行っているのか、その実施状況が不明である。**発注者が適正な処理を確認できるようにマニフェストの写しの提供**を義務づけるべきである【兵庫県】
- ・発注者へ適正に報告されているか確認するのは難しく、立ち入り検査等実施しない限り確認はできないと考える。**何らかの形で行政に報告義務を課す**ことにより再資源化の実態が把握できるのではないかと考える【和歌山市】
- ・当該規定は、**行政側が履行状況に関与する明確な決まりがない**。そもそも発注者側に再資源化に関する知識等がないため、当該規定があることの認識がなく、また、再資源化が適正に行われたか否かの判断ができない。また、再資源化すると費用が嵩むので、費用を抑えたい発注者側からすると、**規定が発注者主体であり罰則がないので、その実効性が乏しい**と考える。加えて、現在の報告事項は、再資源化等をした施設の名称及び所在地を記載するようになっているが、**処理事業者を記載**するようになっていない【山口県】
- ・住宅の解体工事など規模の小さい民間発注の工事では、発注者への再資源化等の報告制度が適切に運用されていないのではないかと考える。**報告制度の適正な実施を担保するためには、義務違反者に対する勧告、建設業又は解体工事業の事業停止等の規定整備が必要**と考える（第 10 条の届出義務違反も同様）。また、法 18 条第 1 項に対する罰則は、再資源化等の実施状況に関する記録の作成及び保存の義務に反した、又は虚偽の記録を作成した場合に適用されるが、報告義務違反又は虚偽の事実を記載した書面による報告は罰則の対象となっていない【香川県】
- ・元請業者が発注者に書面で報告しなかった場合に罰則が適用されず、（記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者に、十万円以下の過料が課される。）、

実際に運用されているか疑問である。「発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる」という規定があるが、発注者は、廃棄物処理法上の排出事業者責任を負わない故に経費削減を希望していることが多く、報告内容を理解する知識にも乏しいため、**元請業者から直接行政に報告するしくみが必要**と考える。当市では、元請業者が移動式がれき類等破砕施設でコンクリート殻などを自ら処理し、自ら利用した場合（公共工事を除く）について、自治体の指針等で、元請業者から報告を求めているという苦しい現状がある【高松市】

- ・ **再資源化施設への搬入日と搬入量の項目を追加**。理由：搬入等の事実を産業廃棄物管理票で確認できるため【福岡県1】
- ・ 元請工事（自称）の廃棄物のコンクリートや木材を多量に自社事業場に保管し、重機破砕や野焼きを繰り返す解体業者がいる。建り法10条規定の届出はしばしば出しており、届出規模以上の工事で排出されたものも多量に含まれていると思われ、「発注者」が「再資源化等が適正に行われなかったと認めるとき」に該当すると考えられるが、**発注者から法18条第2項の申告を受けたことがない**。制度としての周知や注意喚起の取り組みが必要【福岡県2】
- ・ **産業廃棄物管理票（D票）の写しなど、適正処理されたことが分かる根拠資料についても添付（報告）**させた方がよい【福岡県3】
- ・ **発注者への報告事項の追加**。再資源化ができない場合にあっては、**再資源化ができなかった理由**。特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の処理状況。【理由】元請業者に対しては、安易に再資源化以外の処理ルートに流さないこと。発注者に対しては、再資源化優先の元請業者を選択することの意識を高めるため【福岡県4】
- ・ 元請業者から発注者への報告が適切に行われているのであれば、不法投棄等の不適切な処理はなくなるはずである。現実には、発注者への報告や、発注者からの確認が適切になされていないため、不法投棄が未だなくなるのではないかと考えられる。**報告時にマニフェストの写しを添付させたり、発注者の責任を重くしては如何か**【熊本県】
- ・ **再資源化等をした廃棄物の種類と量**。再資源化等をした施設（産廃処分業者）との委託契約書。マニフェストE票【沖縄県1】
- ・ **再資源化等をした施設（産廃処分業者）との委託契約書**。マニフェストE票。上記2つの写しを追加添付【沖縄県2】
- ・ 発注者が特定建設資材廃棄物の適正な再資源化を把握するために、**元請業者は再資源化を委託した施設の名称以外の情報（許可（産業廃棄物処理業）や認定（再生資材）等）も報告すべき**と考える【沖縄県3】
- ・ **再資源化等をした廃棄物の種類と量**【沖縄県4】

## Q 2-2. 事務処理を円滑に進めるための改善すべき点

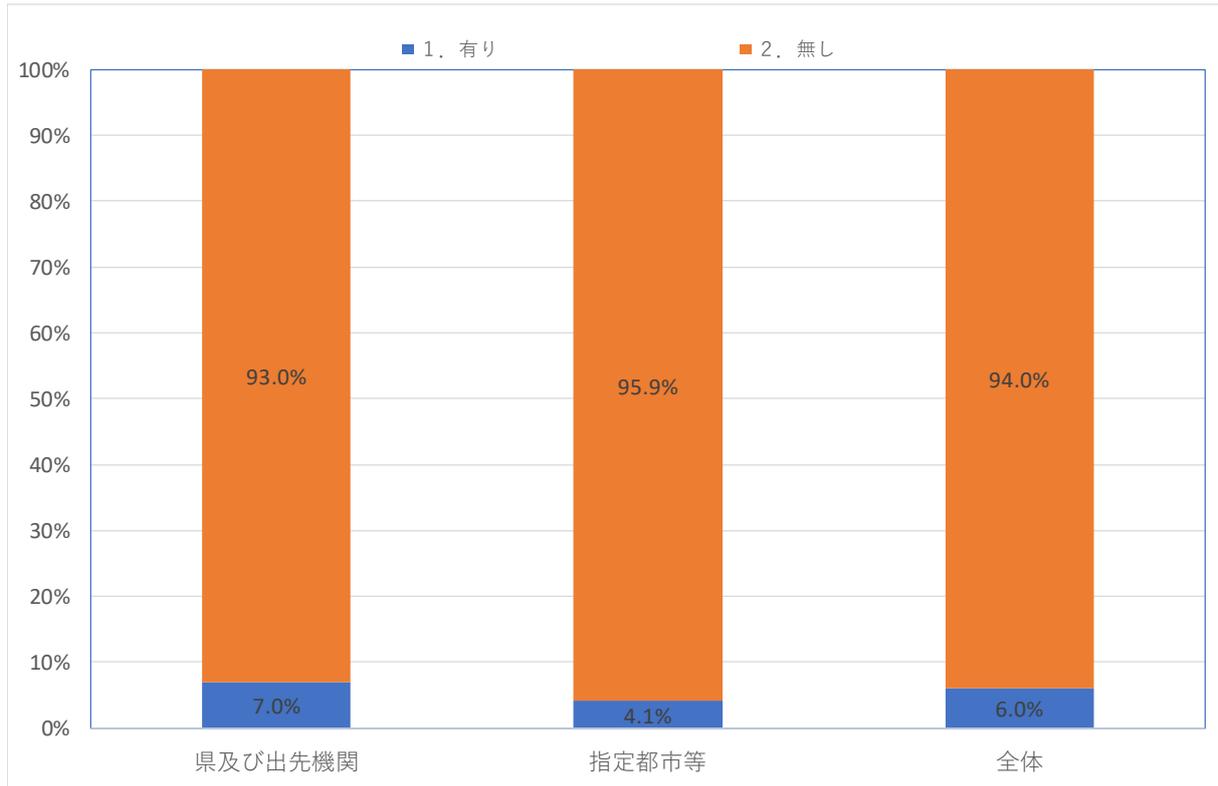


図 6-3 事務処理を円滑に進めるための改善点有無

- ・事務処理を円滑に進めるための改善点について、県及び出先機関の 7.0% (10 件)、指定都市等の 4.1% (3 件) が「有り」との回答だった。

### <具体的な個別の理由>

- ・工事発注者が法第 18 条第 2 項に基づく都道府県知事等に対する申告をする際の判断基準を明確化及び様式を定めた方が再資源化の不適正処理の状況を把握しやすくなると考える【相模原市】
- ・法第 20 条の「特に必要があると認めるとき」とは何かの例示を記載したほうがよいと考えます。また、第 18 条第 2 項に「報告を受けなかった場合」を追加すべきと考えます【新潟県】
- ・第 18 条の報告を行わなかった者に対し、勧告することができる規定が必要。法第 19 条の規定においては、再資源化がおこなわれている事業者であれば第 18 条の報告をしていなくても勧告できないと考えられるため【三重県 1】
- ・建設リサイクル法に係る解体工事等の届出は建設部局で所管しているため、法第 18 条第 2 項の申告に対して環境部局が対応する場合、情報が少なく迅速・円滑な事務処理が困難【三重県 2】
- ・適正な処理を確認できるようにマニフェストの写しの提供を義務づけるべきである【兵庫県】
- ・再資源化の適正な実施についての指導にあたり、判断材料が必要となる。行政に報告があればその内容を判断材料として活用できると考える【和歌山市】
- ・確実な実行性の担保のため、廃棄物処理法に基づく委託契約書や産業廃棄物管理票の写しを必要な添付書類とする等、履行内容の証拠書類が必要と考える。また、発注者側に対しても、

解体業者任せで事実が曖昧になるため、**報告書の保管等の責務を明確**にすべきと考える【山口県】

- ・元請業者が発注者に書面で報告しなかった場合に罰則が適用されず、(記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者に、十万円以下の過料が課される。)、実際に運用されているか疑問である。「発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる」という規定があるが、発注者は、経費削減を希望していることが多く、報告内容を理解する知識にも乏しいため、**元請業者から直接行政に報告するしくみが必要**と考える【高松市】
- ・廃棄物ごとの再資源化に係る詳細を把握するため、**発注者への報告時にマニフェスト写しを添付**させてはどうか【愛媛県】
- ・法第 19 条の助言・勧告、法第 20 条の命令は、政令市で行われた解体工事から発生した特定建設資源廃棄物であっても、再資源化でない処分が都道府県域で行われた場合は、都道府県知事でも助言・勧告、命令ができるようにしたほうが良い【福岡県】
- ・立入検査等の際にマニフェストとの整合を確認できるよう、**再資源化した特定建設資材廃棄物の重量や数量を記載内容に含める必要**があると考えため【沖縄県】

Q 4 - 1. 電子Manifestの普及の取組み

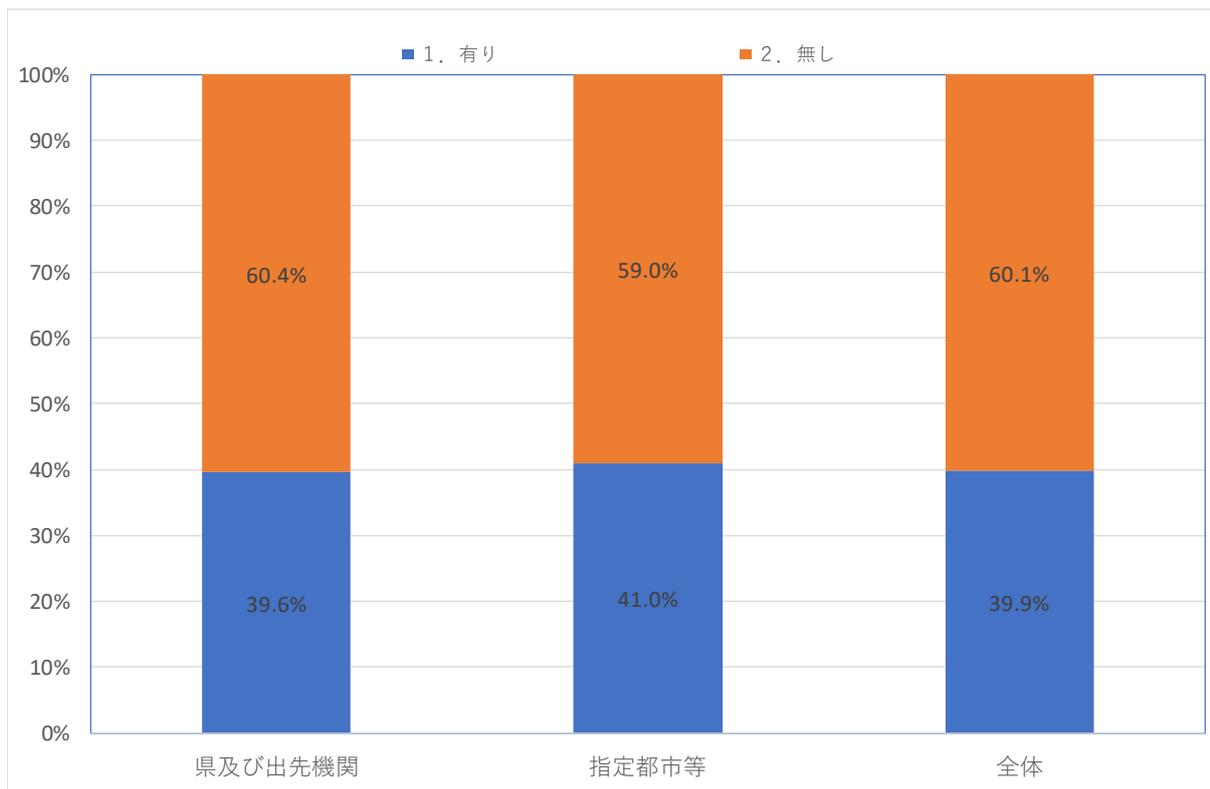


図 6 - 4 電子Manifestの普及の取組の有無

・電子Manifestの普及の取組について、県及び出先機関の 39.6% (53 件)、指定都市等の 41.0% (32 件) が「有り」との回答だった。

表 6 - 1 電子Manifest普及の具体的な取組

具体的な取組	県及び出先機関	指定都市等	全体
1. 建設業者への講習会	37.7%	25.0%	32.9%
2. 処理業者への講習会	43.4%	18.8%	34.1%
3. 自機関発注の建設工事で電マニ義務付け	5.7%	0.0%	3.5%
4. 自機関発注の建設工事で電マニ奨励	3.8%	9.4%	5.9%
5. その他	52.8%	75.0%	61.2%

#### <Q4-2 電子マニフェストの活用事例>

- ・福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査【福島県】
- ・市内の産業廃棄物発生量等の集計へ活用【越谷市】
- ・産業廃棄物発生量等調査の基礎資料として活用している【千葉市】
- ・建設業に関らず多量排出事業者の特定に用いている。特定した多量排出事業者には、廃掃法第12条第9項及び第10項に基づく計画の提出及び実施状況の報告を案内している。次年度以降、報告が無い場合には、督促を行っている【相模原市】
- ・情報処理センターから報告される「電子マニフェスト登録等に関する報告書」を利用して、不適正処理事案に係る廃棄物の処理状況等について確認した【石川県】
- ・不適正処理が発生した場合の確認【金沢市】
- ・不適正処理が疑われる業者の指導する際、電子マニフェストのデータを情報検索し事実確認に活用している【浜松市】
- ・問題のある処理業者に委託した排出事業者を抽出し、指導に活用した【愛知県】
- ・紙マニフェストのデータと合わせて、市内における産業廃棄物排出量や電子マニフェスト導入状況（割合）の把握に活用しています【岡崎市】
- ・電子マニフェストデータを用い、排出事業者や処理業者への効率的・効果的な指導に活用【三重県】
- ・解体工事現場等から発生する廃棄物の情報を把握し、元請業者指導等に活用している【大阪府】
- ・適正処理を確認するために活用【尼崎市】
- ・電子マニフェストに登録された情報を参考に、監視指導業務を行うケースがある【香川県】
- ・産業廃棄物の排出事業者責任の追及に活用【福岡県】
- ・廃棄物の多量排出事業者は処理実績や計画書提出が義務付けられている。電子マニフェストの情報をもとに建設系廃棄物の排出量の集計に活用している【鹿児島市】

### <Q5①分別解体等の実施>

- ・解体後の廃棄物の再資源化をより促進するために、解体業者における適切な分別解体のさらなる推進を図る施策を充実させていただきたい【北海道】
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による「届出書」は、対象建設工事の発注者（又は自主施工者）が、都道府県知事又は特定行政庁へ提出することとなっています。しかし、一般住民でこのことを理解している人は非常に少ない状況で、一般住宅の家屋解体工事では、工事受注者が届出書を作成し、委任状により発注者の代理者として届出をするケースがほとんどです。また、届出書の「【別表1】分別解体等の計画等」に記載する内容も、一般の方には難しく、工事受注者に記載してもらうケースがほとんどではないかと思われます。そのため、「届出者」に、「工事受注者」を加えることで、実態に即した事務手続きになるのではないかと考えています【岩手県】
- ・小規模解体については、分別解体が徹底されていないケースも想定されることから、届出を電子申請化して、全ての解体工事を随時行政側で確認できることが望ましい【宮城県】
- ・分別解体を推進するためには、ルールをシンプルにしていく必要があると考えます【郡山市】
- ・建物解体事業者等が建設系やその他の産業廃棄物を扱う際に、末端の作業員にまで関係法令について、的確な研修指導を徹底し法令違反が発生しないような環境づくりが必要と考える。そのため、行政側や関係団体による研修制度の充実や研修に参加した事業者のメリットとなるような制度づくりが必要と考える【埼玉県1】
- ・建設工事での分解解体後の廃棄物の処理を行う中間処分業者で、搬入物にスプレー缶や蓄熱材等契約書に記載されていない廃棄物の混入物による火災が多発している。混入物の中には中間処分業者の許可品目外のものが含まれると、廃棄物処理法違反となることも想定される。これらの観点より、分解解体等を行う建設業者等に対し、建設工事等における廃棄物の分別の徹底についての周知及び指導をお願いしたい【埼玉県2】
- ・ミンチ解体した廃棄物の不適正保管が問題となっている事例があるが、分別解体等の実施が課せらるるのは対象工事に該当する場合のみであるため、対象工事に該当しない場合は法に基づく指導ができない【横須賀市】
- ・解体工事について確認を行うと、発注者から発注を直接請け負ったのは不動産業者や工務店であると考えられますが、届出の元請業者欄には不動産業者や工務店から発注を受けた解体工事業者名が記載されていることが多いため、元請が実際の解体実態と合わず、建り法や廃掃法による法令に基づく指導が難しいです【新潟県】
- ・パトロールの結果、比較的小規模な解体工事において、分別解体が徹底されていないことがある。解体業者から「分別解体による運搬コストの増加が負担だ。」という意見がある【富山県】
- ・建設混合廃棄物の不法投棄や不適正保管は後を絶たず、中には、建設リサイクル法に係る届出がされた事案も見られます。工事完了後の都道府県への報告義務など検討すべきではないでしょうか【三重県1】
- ・分別解体の対象品目として、瓦くず、石膏ボード、外壁（がれき類等）、断熱材、壁土等の追加を検討していただきたい【三重県2】
- ・建築物等を解体する場合、土地の状況により、地下工作物の残置が必要となった場合の取扱い（基準）【京都市】

- ・廃棄物の処理ができたことをマニフェストで元請業者に確認させ、それを行政に報告してもらうような方法を取れば、より適正に廃棄物が処理されると考えます【京都府1】
- ・解体工事における、特定粉じんに係る調査を行っているかの確認の厳格化【京都府2】
- ・外壁に付着する石綿含有建材（壁に貼り付けられたスレート材や仕上げ塗材等）について、現行法では、機械による解体作業も認められているが、手作業での解体を法律で義務付けてはどうか。スレート材などL3建材のうち石綿含有の有無が明らかでない場合は、「みなし」での作業も可能とし、他法令との整合を図るべき【大阪市】
- ・適正な分別解体とミンチ解体の判断が難しい場合がある。明確な判断基準を定められないか【和歌山市】
- ・本県で解体工事業者が、特定建設資材廃棄物を適正に分別解体や再資源化を行わずに不法投棄事件に至った事例がある。これは、解体工事業者が、建設資材廃棄物の有効活用の名目で集積し有価物と主張するため、不法投棄の刑事処分を行うことに非常に労力や時間を要した。結果、建設資材廃棄物が山積みとなり、不法投棄へ繋がった。一方、発注者からは、分別解体や再資源化を行わない方が、解体費用が安価であるため、解体業者の主張を黙認する要因となる。昨今、価格のみで解体工事を発注することも多いことから、発注者側の責務の強化（罰則、行政による立入検査・報告の徴収）や分別解体・再資源化の方法（廃棄物処理法の許可施設での実施や再資源化までの期間等）の限定に関する規制強化の建設リサイクル法の改正が必要と考える【山口県】
- ・石綿含有建材や石膏ボードが適切に分別解体されない場合、建設系廃棄物の適正な処理に支障を及ぼすため、解体工事における事前調査の強化と、これら部材の分別解体に関する制度設計が必要と考える【香川県】
- ・当市では、廃粘土瓦（自治体により産業廃棄物の種類として、がれき類又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと判断がわかる。）や廃タイルの破砕物が、クラッシャーラン（コンクリート破砕物）に混入したものは、リサイクル資材としては認めていない。安定型最終処分場の埋立容量のひっ迫による産業廃棄物の処分価格の高騰により、解体業者による自ら利用と称する廃粘土瓦、廃タイルの産業廃棄物（ハンマーや重機等で荒く破砕しただけのもので異物が大量に混入し、粒度調整、品質管理等が行われていないもの）がクラッシャーランに混入した物の不適正処理が行われるおそれがあるため、分別解体の徹底が重要だと考える。そのためには、建物内残置物（主に一般廃棄物）の分別処理、陶磁器くずの分別処理まで元請業者に認識させるような法定（建設リサイクル法）様式の改正が必要だと考える【高松市】
- ・建設部局と環境部局の合同パトロールでも、建設部局は分別解体の指導を徹底していないように見受けられる【福岡県1】
- ・建設リサイクル法の届出対象とならない小規模解体工事において産業廃棄物の不適切な処理が散見されるため、届出対象を拡充（裾下げ）してもらいたい【福岡県2】
- ・建り法規則第2条第二項前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成することとあるが、調査が不十分で不適正な解体、分別、保管となっている。改善方法としては解体・分別に使用する重機名（1日当たりの処理能力の確認）及び台数、従事人数（解体・分別能力の確認）などを届出書に追記し確認する。また、排出現場以外に廃棄物を保管する際は、不適正保管及び不

法投棄を防止するため届出書に追記し確認する【長崎県】

- ・建設系混合廃棄物を受け入れできる業者は少ないので、対象建設工事ではなく、**全ての新築・解体・修繕工事に分別解体を義務**づけてほしい【沖縄県】

### <Q5②再資源化等の実施>

- ・中国が、廃プラの受け入れを中止してから引き取ってくれる処理場がないという話をよく聞きます。不法投棄の防止という観点から、受け入れ先の確保など環境を整えることが大事だと思います【岩手県1】
- ・建設リサイクル法の届出書では、建設資材廃棄物の発生量（見込み）は確認できるが、それをどのように再資源化するか、再資源化施設名等が確認できない。届出の内容を追加して、再資源化等の実効性を高めるようにしていただきたい（岩手県では、県条例にて追加の届出書を提出させている。）【岩手県2】
- ・「建築物に付随する太陽光発電設備の再資源化等について」FIT法等の施行により、屋根等に太陽光発電設備が設置された住宅等が増加している。太陽光発電設備の寿命については20～30年程度と言われており、数年後には撤去される太陽光発電設備も増加していくことが想定される。太陽光発電設備の撤去に当たっては相当の経費が必要となることから、建物解体時にも多く排出されることが想定される。太陽光発電設備の全量が最終処分場で処分されると有用金属等の再資源化も困難となることから、建物解体時に排出された太陽光発電設備についても再資源化等の規制を設けるべきと考える【埼玉県】
- ・再資源化後の利用が確実に担保されるよう、法の整備を図る必要がある【千葉県】
- ・木材等について、解体業者等への聞き取りによれば供給過多となったことを理由に処理業者の受け入れが一時的に困難となった時期があったとのこと。現時点で再資源化に重大な支障がないが、木材に限らず、常に需要と供給のバランスによって再資源化が困難となるリスクが存在する【神奈川県】
- ・現在、再資源化の実施状況については、元請業者から発注者にのみ報告するしかないため、行政側は把握することが困難である。そのため、行政側にも発注者から実施状況を報告する仕組みにすれば、建設資材廃棄物の再資源化される事例が増加すると考える【相模原市】
- ・下請契約書締結が徹底されていないことから、再資源化義務が下請に告知されていないため、指導に苦慮しています。解体工事の場合、法第18条第1項の再資源化の報告について、発注者への報告が浸透していないと考えられます。自称再資源化施設と主張する施設があるため、再資源化施設の基準を設けるべきと考えます【新潟県】
- ・再資源化業者から「再生資材への異物混入による苦情がある。」「再生資材への悪いイメージが存在する。」という意見がある【富山県】
- ・具体的にどのように再資源化したのか確認が難しい。報告等を課してみてもどうか【和歌山市】
- ・建設系廃棄物の最終処分量が減少した。最近の建築物は、外見では素材を判別し難い建材（外見上、木材に見えるボード類など）が多く使用されているためか、木くずではない建材が誤って木くずの破砕処理施設に搬入されたり、管理型産廃が誤って安定型最終処分場に搬入されたりする事例を把握しており、今後も同様の事例が発生すると思われるため、建材メーカーからの積極的な情報提供など建材が廃棄物になったときに適正処理が確保されるための対応が必要と考える【香川県】
- ・廃粘土瓦、廃タイル等の破砕物が、クラッシャーランに混入したものが、リサイクル資材として認められるかどうかの判断は、自治体により分かれるため、建設リサイクル法令・通知等で参

考となる基準を示すことが望ましい【高松市】

- ・元請業者が発生場所以外で廃棄物を大量に保管する事例が多数あり、発生源の特定も困難であるため、解体業登録時の届出や帳簿記載の義務付けが必要【福岡県1】
- ・届出工事に関して、石綿含有産業廃棄物の有無、石綿含有産業廃棄物の処理委託先等についても確認を行ってほしい【福岡県2】
- ・建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出事項の追加。発生廃棄物すべてについて、「発生見込量」、「予定運搬先」、「処分方法」の記載及び処理委託契約書の添付。分別解体省令第2条第2項様式1号における廃棄物発生見込量の欄への、「混合廃棄物（発生理由）」の追加。工事完了後、発注者が行政に対し実施状況報告書（マニフェストの写しを添付）を提出する報告制度の創設【福岡県3】

### <Q5③その他>

- ・青森県との違いがあり、工事発注者、元請業者から問い合わせが来ることがある。**隣接県とのわかり易い対比表のような資料をHPに載せる**といいと考えます【岩手県】
- ・法の対象となる**建設工事の規模要件を拡大**していただきたい。(理由)法の対象とならない規模の建設工事から発生したと思われる廃木材が最終処分されている実情がある【秋田県】
- ・「PCB廃棄物の適正処理の推進について」建築物用の電気機器(トランス・コンデンサー等)にはPCBが含有されているものが一定数存在する一方で、当該PCB含有機器を把握していない事業者(発注者・受注者等)が相当数存在している。特に建築物の解体工事において不適正に処理される事案が後を絶たない(建設現場においてPCB含有絶縁油を漏れ、受注者がスクラップ屋に売却等)。発注者及び受注者に対して建築物解体時におけるPCB廃棄物について注意を払ってもらうことを目的として、様式第一号の別表1「分別解体等の計画等」の表中に、**PCB廃棄物の有無のチェック欄を設ける**ことをご検討いただきたい【埼玉県】
- ・搬出経路がなく、解体した廃棄物が残置された状況になっている事例があり、対応に苦慮している。**搬出経路を確保する前に解体に着手することがないように法で規制**し、違反した場合は厳しい罰則が適用されるようにしていただきたい【横須賀市】
- ・法第10条第1項の届出について、**届出書記載内容の裏付けとして、発注者と元請業者との工事請負契約書の添付を必須**とするとよいのではないかと考えます。元受け業者による発注者へ再資源化報告率の改善のため、**工事業者が完了報告せざるをえない体制の構築が必要**ではないでしょうか。解体工事の元請業者の法令知識や意識が低いです。特に、新築に伴う解体工事の場合は、新築業者からの口利きという形で解体工事の元請業者となっているようです。このような場合、解体工事の丸投げのようなケースも考えられ、新築請負業者から解体工事請負業者への責任転嫁や責任意識の希薄となっていることが不適正処理の原因となっていると考えます。そこで、**業界団体に対して、構成企業に対する普及啓発が重要**と考えます。解体工事などの建設工事で発生した廃棄物による不適正な処理が今でも散見されます。この原因として、建り法では元請業者に対する罰則等の規定が弱いことが多く、実際には廃棄物処理法に基づく罰則が適用されていると考えます。その場合、建り法や建設業法の業許可等取消規定を設けることで、不適正な処理の抑止力になると考えます。大気汚染防止法の石綿飛散防止規則について、事前調査における規制強化等が検討されている。**建設リサイクル法10条の届出における石綿含有建材の報告もあることから、届出者側が混乱しないように大気汚染防止法との整合**を図っていただきたいと思います。空き家が増えており、さらに当県は雪国という事情もあり、倒壊により近所に迷惑をかけないため、親族が重機を持っている近所の者に頼み、とりあえず潰すということが行われています。多くの場合、再資源化(あるいは廃棄物の適正な処分)に必要な費用は計上されていません。このような、安全のため空き家を取りあえず潰す行為及びその後の廃棄物の処分や再資源化について、**空き家法、廃棄物処理法、建設リサイクル法を所管する省庁が連携して取り組める枠組が作られるのが望ましい**と考えます【新潟県】
- ・小規模住宅等の届出対象外となる解体工事において、不適正な分別解体が行われるケースが多く、解体工事に伴って生じた廃棄物の不法投棄が多発しています。そのため、**法の対象となる**

工事の規模の引き下げをご検討いただきたい【三重県】

- 不法投棄などの不適正事案の多くが解体工事に伴う産業廃棄物によるものである。産業廃棄物の適切な処理が行われることが、再資源化の基礎であると考え。このことから、建築物の解体に伴う届出要件として、床面積 80m<sup>2</sup> 以上が設定されているが、この要件を撤廃することにより全ての解体工事を届出対象とし、不法投棄の抑止および事案発生時の速やかな情報把握につなげることとしてはどうか【滋賀県】
- 石綿に関する事前調査を実施する者の要件を示してはどうか。例えば、石綿則では、「建築物石綿含有建材調査者など、石綿に関し一定の知見を持ち、的確に判断できる者が行うこと」と示されている。大気汚染防止法においても、今後の法改正で石綿則との整合が図られると言われているので、当該法律においても整合を図るべき【堺市】
- 昨今、解体工事に伴い発生する産業廃棄物が不適正に保管される事案が増加傾向にあることから、排出事業者や行為者の特定を速やかに行い、行政指導に導けるよう、建設リサイクル法対象工事の規模要件の引き下げ（特に解体工事）を要望する。（例：80m<sup>2</sup>→50m<sup>2</sup> 等）【神戸市】
- 法第 21 条の解体工事業者の登録事務は県知事が行っており、本市が再資源化に係る立入検査を実施しても、そもそも当該業者が解体工事の登録業者であるかどうか判別できない。法第 26 条(解体工事業者登録簿の閲覧)については、インターネットで公表するよう義務付けて、発注者や行政など関係者がすぐに業者登録の確認ができるようにしてほしい。また、適切な分別解体や再資源化を推進するため、未登録業者が解体を行った場合の罰則を強化してほしい【明石市】
- 法第 10 条の無届について元請業者に罰則がない。新たな罰則規定を定めてみてはどうか【和歌山市】
- 建設リサイクル法に係る解体工事業者が他法令に違反し刑に処せられた場合、営業停止、登録取消等が行われるよう処分規定の見直しを行うこと。【背景、理由】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）による解体工事業者の登録を受けた業者において、建設系廃棄物を不適正に過剰保管する事案が生じたことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく改善命令を行い、さらに命令に従わないことから告発し処罰を求めた事案が発生した。しかしながら、建設リサイクル法においては、解体工事業者が廃棄物処理法等の建設リサイクル法以外の法律による処罰を受けた際の登録取消等の処分規定がないため、当該解体工事業者は、処罰を受けた後も解体工事業を継続し、結果、さらに不適正保管量が増加しており、対応に苦慮しているところである。なお、建設業法においては、建設業許可業者に対し他法令による処罰を受けた場合の許可取消等の処分規定が設けられている。【実現による効果】廃棄物処理法等の他法令に基づく指導及び処罰の実効性が確保される【岡山市】
- 建設リサイクル法は廃棄物処理法の特措法であり、ほとんどのケースで解体に伴い廃棄物処理が必要となることから、法第 24 条に定める欠格要件に廃棄物処理法違反を含むべきものとする【倉敷市】
- 建設リサイクル法において「廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合」についての処分規定（解体業の登録取消し等）を設け、不適正な廃棄物処理を行う解体業者を業界から排除しな

ければ、建設リサイクル法の目的を達成することは困難と考える。廃棄物処理法違反により刑に処せられた業者に対する解体業の登録取消し等が建設リサイクル法に規定されなければ、当該不適正処理業者が引き続き解体業を行い、受注工事で発生した廃棄物を継続して不適正処理することで、周辺環境への被害が拡大する恐れがあるため、不適正処理の芽は早期に摘んでおくべきである【山口県】

- 建設リサイクル法の目的（～解体工事業者について登録制度を実施すること等により、～資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること）、全国的に建設系産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案があることに鑑みて、**廃棄物の不法投棄・不適正処理等により廃棄物処理法の行政処分を受けた解体工事業者に対し、何らかのペナルティを課すことが望ましい**と考える【福岡県1】
- 産業廃棄物処理業の許可を有していない解体業者は、環境部局の指導に従わない傾向にあるので、**廃棄物処理法違反で解体業の登録拒否及び登録取消し等ができるような改正が必要**【福岡県2】
- 所管部署が分かれており責任の所在が曖昧で両所属とも建リ法の運用方法が分からないため、ただ事務や立入の手間と時間だけを費やしているような現状がある。**法律上の義務や事務分掌、命令や罰則等について、説明会の開催を希望**する【福岡県3】
- 建設系廃棄物が不法投棄の全体の約70%を占める現状を鑑み、建設リサイクル法第24条に規定する**解体工事業登録拒否に、次の要件を追加する。廃掃法に基づく業の許可を取り消された者**。廃掃法違反による罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者【福岡県4】

## 6. 2 業界団体向け建設リサイクル法の施行状況に関する調査

### (1) 調査の目的

建設リサイクル法については、同法施行5年後に法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じてきた。しかしながら、前回の施行状況の検討から約10年が経過し、改めての検討が必要となっている。

建設リサイクル法の施行状況の評価・点検をするにあたり、建設廃棄物処理に関わる事業者より、建設リサイクルを進めていく上での課題や今後の施策に対する意見等を収集する。

### (2) 調査対象機関

調査対象は、産業廃棄物処理会社で、全国産業資源循環連合会を經由して、各都道府県産業廃棄物協会（産業資源循環協会）加盟の会社へアンケートを配付する。

### (3) 調査結果

#### Q0. 回答状況

- ・各都道府県産業廃棄物協会（産業資源循環協会）加盟会社55社

## 【再資源化等の方法に関して】

<p>Q1 再資源化等（アスベスト等の有害物質の取扱い等）について、問題点・課題・お困りになっていること、改善に向けた提案はありますか。回答欄に理由をお答え下さい。</p> <p>(1) 問題点・課題・お困りになっていること</p>	
<p>主な意見</p>	<p>①アスベスト等の有害物質が他の品目に混入しているケースがある</p> <p>②東北・関東地域において、木材チップ・再生砕石の需要が減少している</p> <p>③再資源化後（リサイクル製品）が利用されない。</p> <p>④改質アスファルト混合物や樹脂等のバインダーを含む設計が増え、再資源化が困難となる傾向</p> <p>⑤アスベスト（レベル3）について排出事業者（大手含む）の理解が低い</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト、コンクリートの処分を行っています。保管容量について、季節性の強い廃棄物なので、容量の規制は緩めて欲しい。他の廃棄物よりも緩みがある事は承知しているが、さらなる緩和を望みます。また、RC-40を製造しているのですが、溶出基準について。環境基準をズバリ当てはめるのではなく、第二溶出基準でも良いのではないかと？当社の製品はコンクリートとアスファルトをミックスしたものを販売しているが、コンクリートのみで溶出試験を行った事はないが、仮に行った場合、基準をクリアできない懸念がある。</li> <li>・アスベストについては、廃石膏の処理時に試験することになってはいますが、過去にアスベストが検出されたことはありません。</li> <li>・事前の問い合わせや受入れ前に廃棄物を確認し、有害物質を含んでいる廃棄物の受け入れはしないが、時々、事前問い合わせで内容を誤魔化してくる業者がいる。</li> <li>・小規模のアスベストについて解体見積時、見落としがある場合があり他材料に混入する可能性がある。建設当時の設計図には、アスベストの表記がほとんどない。公共工事の場合は、混入見込み算定の場合がある場合とない場合がある。廃棄処理の場合、処分場が限られ費用面についても高額となる。石膏ボードについては、ほとんどの建築物に使用されており、数量も多大であるが、降雨等の水濡れにより再資源化については、難しい面があり、管理型処分場の絶対的数量不足の為に埋め立て処分も困難状況である。</li> <li>・関東、東北エリアで燃料チップの需要が減っている。木造の解体が、木くずが処理できないため滞っている。再生砕石の需要がいつまで有るのか不安。同業者の集まりでは、いつ止めるかが話題になっている。</li> <li>・現状は埋立しか考えていない。</li> <li>・再資源化した物がスムーズに流通出来る環境が欲しい。</li> <li>・弊社は、がれき類廃アスファルトコンクリート及び廃セメントコンクリートを受入れて、再生アスファルト混合物及び再生砕石 40-0を製造販売しております。近年道路公共事業の舗装設計で改質アスファルト混合物が多く設計され再生アスファルトにするのが困難である傾向です。改質アスファルトは樹脂等のバインダーが含まれており本来の姿（ストレートアスファルト）の組成が変わり再生率が低下しますので弊</li> </ul>

社としてアスファルト廃材の再生専用プラントとしては問題点が多くこれから先の課題として検討中です。

- ・ 特定建設資材に有害物質の付着がある場合受け入れしていない。
- ・ レベル1・2の扱いについては、当社にて処理を行っていませんので問題はないのですが、レベル3（非飛散性アスベスト）については、排出事業者側の理解をしておらず、説明やトラブルが多く発生しています。例えば、紙を圧縮した天井ボード、石膏ボード等をアスベスト含有物として排出される場合がありますが（みなし処理）、スレートを排出する感覚と同様で排出される事が多い現状です。管理型物・安定型物の区別を理解されていないのが現状です。これは小規模企業に限らず、大手ゼネコンや大手ハウスメーカーも同様です。安全環境部は周知しておられますが、実際の現場はほぼ、無知に近い状態です。大手ゼネコンは排出される前に相談を受ける事が多いのですが、ハウスメーカーに関しては、ほぼ相談等は無いのが実情です。また、レベル3に関しては、回収に行った際にも、どれがアスベストの入った回収物なのか不明な事も多く発生しています。そもそも現場で保管するのあたっても法で定められている事を知らないのが実情です。
- ・ 建築物の仕上げ材のリストが無い。アスベスト含有の検査費用。
- ・ 1970年代から1990年代にかけて多量に輸入、使用されてきた石綿であるが、建築物等の耐用年数が40年から50年であることより今後20年から30年が廃棄石綿のピークを迎えるにあたり、建設業者も含め大半の人がこの事を理解していない。・平成27年からは石綿含有塗材についても検討されるようになったが、認識は希薄である。解体作業を行う働き手が減少している中、石綿等分別解体を行うにあたって1件あたりの工数が増えてきており、年間施工件数に大きな影響がある。木造建屋においても石膏ボードを使用した内装仕上げが主であり、これも工数が増える要因となっている。石綿のレベル分けもあいまいで、塗材、整形保温材は特別管理産業廃棄物扱いでなく通常産物の埋立品目相当でよいのではないか。問題は分別解体を行う事に対する理解はあるが、工期、費用については解体（無くなるもの）である事より承諾されない事にある。特に施主によりこの件は顕著に表れ、大手企業になるほどコンプライアンス上の観点から理解は得られるが、一般住宅のように個人を対象とした場合は真逆で、できるだけ”安く”が一般的で、このことから建設業の許可を持たない50万未満の軽微な工事を請け負う業者による解体が行われ、そのような業者の坪単価が平均値として出回っている気配がある。このような業者の一部は資格（作業主任者・特別教育等）も持たないため、自社作業員に対する健康被害予防、周辺近隣に対する被害防止もできていない。
- ・ 排出事業者の方々に日々石綿含有廃棄物に関するお願い、注意事項等作成し、徹底のお願いをしていますが未だに混合廃棄物の中に少量の含有物を混載してくる業者がいるのが現状です。
- ・ 廃石膏ボードやPタイル等（アスベスト含有建材の可能性のある建材）を受入れる際、判断基準が不明確。（弊社はアスベスト含有建材の受け取りは出来ないの）例えば、お客様が分析結果票を持参（提示）されても産廃物と分析結果票の整合がとりにくい。

	<p>疑えばキリがないが、含有建材と無含有建材が混ざる複数現場の産廃を混ぜて持ち込まれて、その際に無含有の分析結果票を添付されたら無含有と判断せざるを得ない。処分業者に任せ放しになっている現状。排出事業者に「排出事業者責任」の認識を強く持たせることが課題と思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設会社の二次、三次の下請け業者、又個人営業会社は分別が悪く、整理されていない。搬入会社の負担が多くなる。</li> <li>・スレート瓦や波スレート、カラーベスト等の受け入れは行っていません。</li> <li>・外壁のアスベスト除去が増えることにより、施主様の負担が大きくなるのがつらいです。</li> <li>・近年RC造り等の建物外壁にアスベスト入り塗料を塗布した射体が問題になっていますが、自社での解体工事は、外壁の調査を行い、アスベストの有無を確認してから見積もり～工事の施工をおこないます。アスベストが入っていた場合、施工費が高くなり、民間の場合解体工事を中止することが多いです。コンクリートガラ処理についてですがお客様からの持ち込み分は上記のような調査はしないのでアスベストの有無はわからないままでの処理となります。</li> </ul>
--	---

(2) 改善に向けた提案	
主な意見	①アスベスト含有検査の法的整備及び費用の発注者支出の明確化 ②排出事業者向けの教育や廃棄物に関する取扱い等のリーフレットの配布
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アスベスト含有検査の法的整備（全工事建築物について）及び費用の発注者支出の明確化。</u>安定型処分場の基準緩和及び焼却無害化の施設の増設。</li> <li>・石膏ボード保管のためのヤードの整備（屋根・外壁等）及び乾燥施設。特に市街化調整区域の規制緩和。メーカーに対する再生施設の増設に対する政府等援助（資金・研究施設等）</li> <li>・建設資材廃棄物で発電した時の買取り価格を上げる。間伐材を使った発電の七割程度まで買取り価格を上げる。</li> <li>・リサイクル可能な施設があれば検討をしたい。</li> <li>・官公庁以外の工事でも積極的に再資源物が使用されるようなシステム構築。</li> <li>・高速道路等は改質アスファルトを使用した設計はしょうがないとし県道市町村道は本来のストレートアスファルトを使用する様、各自治体に働きかけたいと考えております。</li> <li>・<u>排出事業者へ廃棄物に関しての教育や廃棄物に関する取扱い等のリーフレットの配布。</u></li> <li>・今から20年から30年が消費されてきた石綿の廃棄ピークであることを知ってもらふ必要がある。中小企業、個人住宅等においては国、地方自治体の費用援助、支援がないと納得してもらえない。業者の罰則規定も見直しを行い、事業主及び作業指揮者双方に直罰（実刑）ぐらいでないと思われ。効果薄いと思われる。（交通違反が運転手本人及び事案によっては事業主、管理者に及ぶ事と同様）石綿問題は国の問題である事より、</li> </ul>

廃棄（埋立）については国、地方自治体が管理し、所定の手続きをとった者については埋め立て処分費用を免除するなど、目に見えて思い切った対策が必要ではないかと思えます。

- ・ 処理業者に罰則ばかり設けず、排出事業者にもそれなりの罰則を設け対応して頂きたい。今後は増々解体・リフォーム工事が増加して行く中でこのような事例は今後増加すると思われる為提案致します。
- ・ 更に官民が一体となり、アスベスト事前調査を含めて排出事業者に産業廃棄物及び廃掃法、排出事業者責任の知識や認識を深めてもらう。中間処理、最終処理業者への負担軽減。リサイクル量に応じてリサイクル減税や還付金制度を構築する。
- ・ 行政からの指導、教育を願いたい。屋内保管をするための補助金等ができないか。
- ・ 国・地方自治体による補助費を出してもらえないか。

【分別解体等及び再資源化等の対象となる建設資材に関して】

<p>Q2 (1) 建設資材のうち、石膏ボード、塩化ビニル管について                  (1) - 1 解体工事、新築工事、リフォーム等における分別解体等やリサイクルの推進に向けて、現在、どのような取扱いをしていますか。</p>	
<p>主な意見</p>	<p>①石膏ボードは概ねリサイクルされている。                  ②塩化ビニル管や③その他廃プラは、リサイクルしている場合と、最終処分している場合がある。RPFの需要が減少か？</p>
<p>回答</p>	<p>&lt;石膏ボード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 1500 t の石膏を中間処理剤として処理しています。</li> <li>・解体時分別により石膏ボードについては、中間処理施設に搬入。</li> <li>・再資源化施設で処分。</li> <li>・分別し処分しています。</li> <li>・付着物がない、石膏ボードはリサイクルをしている。</li> <li>・石膏ボードはリサイクル会社を紹介している。</li> <li>・紙・石膏粉共リサイクル。</li> <li>・石膏ボードについてはリサイクルをしているが、100%リサイクルではない。</li> <li>・原料（改良材）</li> <li>・分別を行っているが、再資源化は行っていない。</li> <li>・分別の徹底。</li> <li>・セメント会社にて焼成、石膏ボード製造業者にてリサイクル。</li> <li>・破砕を行い石膏粉と紙に分類し、石膏粉に関してはトクヤマ・チヨダに再生委託。剥離紙：以前は RPF の固形燃料化をしていましたが、現在は RPF の製品基準が厳しくなった為、RPF 化は不可能になってきております。</li> <li>・解体工事で発生した廃石膏ボードは、リサイクルの施設がないので最終処分場での埋立処分となります。</li> <li>・石膏ボードについては、新建材から発生する廃棄物は水漏れがない限り再生工場でのリサイクルに回しているが、改修・解体工事から発生する石膏ボードは、クロス、接着剤等の付着物があり、再生工場での処理費が高くなるため、最終処分場での埋立が安価なので、埋立処分をおこなっています。</li> </ul> <p>&lt;塩化ビニル管&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩化ビニルについては、安定型処分場に搬入。</li> <li>・広域再生の拠点に排出</li> <li>・分別し処分しています。</li> <li>・塩ビ管は抜き取り、洗浄を行い再生業者へ販売している。</li> <li>・リサイクル</li> <li>・塩化ビニル管についてはリサイクルをしているが、100%リサイクルではない。</li> <li>・破砕し売却。ただし、グレー管のみ、他のカラー色はリサイクル不可。</li> <li>・原料。</li> <li>・分別を行っているが、再資源化は行っていない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の徹底。</li> <li>・有価物として取扱い</li> <li>・解体工事で発生した塩化ビニル管は、一部は中間処分場（破碎施設）へ排出しているがほぼ最終処分場での埋立処分になります。</li> </ul> <p><b>&lt;その他廃プラ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラについては、安定型処分場に搬入。</li> <li>・破碎して最終処分又はサーマルリサイクル</li> <li>・分別し処分しています。</li> <li>・きれいなビニールはRPFにしている</li> <li>・その他廃プラ等は汚れの状態にもよるが、再生できるものはRPFとして利用している。</li> <li>・塩素含有プラ又は汚れが酷い物は埋立、それ以外はリサイクル</li> <li>・その他廃プラについてはリサイクルをしているが、100%リサイクルではない。</li> <li>・RPFの製品基準の向上のより、再生可の物が減少。また各企業のRPF燃料からの離脱蛍光にあり、販売ルートは減少・減量傾向にある。</li> <li>・最終処分</li> <li>・分別を行っているが、再資源化は行っていない。</li> <li>・分別の徹底。</li> <li>・セメント会社にて焼成、石膏ボード製造業者にてリサイクル。</li> <li>・現状、分別を行い、リサイクル可能な廃棄物はリサイクルする。</li> <li>・分別して処理業者に搬入している。</li> <li>・解体工事で発生したその他の廃プラは、リサイクル施設がないため、最終処分場の埋立処分となります。</li> <li>・廃プラスチックについては、選別し再生できるものは分別してありますが、量が多いので荒選別しかしていない。</li> </ul>
--	---

(1) - 2 リサイクル推進の観点から、今後、どのように取り組むべきと考えていますか	
主な意見	<p>①石膏ボードは水濡れ厳禁、付着物も分別して欲しいと要望</p> <p>②塩化ビニル管、③その他廃プラは、現場分別の徹底</p> <p>全体：リサイクル製品の需要を強化</p>
回答	<p><b>&lt;石膏ボード&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社の石膏の利用モデルを全国に広げてゆきたいと思っています。</li> <li>・出来るだけリサイクル可能な物は分別し処分します。</li> <li>・付着物の石膏ボードが剥離できるように考えてほしい。</li> <li>・石膏ボードのリサイクルは水濡れ厳禁のため、排出先におけるリサイクル条件を理解頂いた上での搬出協力が必要である。また全体的に汚れの付着を少なくできるような強力があればリサイクルがさらに進むと思われる。処理先の処理状況を確認し、排出事業者が委託先での処理方法を学ぶ機会を増やせば、排出段階でのやり方に工夫が生まれリサイクルの推進につながる。</li> </ul>

- ・セメント工場、最終処分場、リサイクル施設等にも限界があるので、排出事業者が品目毎に分別して搬出する。

#### <塩化ビニル管>

- ・出来るだけリサイクル可能な物は分別し処分します。
- ・塩ビ管等、安定したリサイクル先がほしい。
- ・塩素濃度の高い建材製造をなくす建材の開発。

#### <その他廃プラ>

- ・現場搬入できる 小型トロンメルで高精度及び高能力のものの開発 及び中間処理施設のリサイクル比率の高度化。
- ・可燃物は、燃料化を進める。
- ・出来るだけリサイクル可能な物は分別し処分します。
- ・その他プラの塩素含有物のリサイクル確立。
- ・その他廃プラについて：製品製造の段階から、リサイクル処理工程を考えてて製品化しない限り、廃棄物の減少には至らないと考えます。 実際に、当社でも大手ハウスメーカーさんには、エコ住宅と言いながらの今だけ・自分達だけエコ住宅の製造を考え直して欲しいと訴えています。現在は高気密・高断熱を表に出しますが、孫の世代に立て直す為に解体した時、この複合廃棄物だらけ住宅は再生できる物が存在するのでしょうか？逆に昔ながらの日本建築は廃棄する物がほとんど存在しません。(当社では、壁土類も、分級・選別施設にて再生)。また、某国際サーキット場と、ウレタンバリアの処理で取引をおこなっていますが、ウレタンバリアは全て破砕・埋立処理となっています。これも再生へと依頼・予防が強いのですが、塩素濃度が高く・弾力性が高いので RPF 化は不可能物となっています。逆に提案させて頂いたのですが、F1 レースが開催されるレースは国内基準より厳しい環境基準等のなかで開催されるそうです。しかしながら、ウレタンバリアに激突し炎上した場合、ウレタンバリアは一瞬で焼失してしまうのですが、同時に高濃度のダイオキシンを観客に吸わせてる事になるのでは？再生より、まず人命・環境の観点から、ダイオキシンを発生させず今の安全性能を確保できる物へしては？と提案をさせて頂き現在は、大手タイヤメーカー合同で開発に入っているという動きもあります。

#### <全体>

- ・販路がないため、解体材を受け入れるリサイクル施設がないのが現状で、地元には販路があり、減容化（焼却）より処分費用が低ければ費用対効果で施設もできると思われる。指定 4 品目においても、アスファルトを除き、再生コンクリートガラ、リサイクルチップは行き先がなく、製品置き場に積まれているので新たな廃材の受け入れが出来ず、受け入れ休止する場合がありますので、利用方法についても幅を広げる必要があると思われる。：再生コンクリートガラは舗装路盤以外に通常の宅地かさ上げなどに使用する際、新規搬入土と同様に扱う。
- ・国内でのリサイクルの技術力の強化及びリサイクル製品の需要強化。
- ・排出者への分別指導を行う。分別の徹底。
- ・リサイクル施設を増やすこと。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業なので、コスト面からの判断となり、安価でリサイクルできる方法ができたら利用する。</li> </ul>
<p>(2) その他の建設資材(建設汚泥を含む)についてのリサイクル推進の観点からの国への提案等があれば、理由も添えてお答えください。</p>	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公共工事において、再生砕石などの利用を義務付け。利用用途の拡大。</li> <li>②再度の廃棄まで考えて、リサイクル可能な製品の製造を製造業界へ指導</li> </ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用面でリサイクル推進を優先すれば 見積・入札金額で予定価格より高額となり、受注が難しい。民間企業であるので、国に提案することはない。独自色を出して頑張るしかない。</li> <li>・燃料チップ、RPF、ゴムチップの需要が減少しつつある。製紙業、セメント製造業などが今後減産してより一層需要が減るので廃棄物発電を積極的に推し進めてほしい。</li> <li>・条件や単価が合えば検討したい。</li> <li>・<u>公共工事において再生土、再生砕石の利用を義務付ける。</u></li> <li>・その他の建設資材については、先にもお伝えしましたが、複合廃棄物が増加しているのが現状です。(リサイクル不可・手解体分別不可で管理型埋立物)。また、複合建材になるような(分別不可)建築の禁止等が出来ないものか? また、製品に関し、安全性能等だけでなく、廃棄時の指示や規定が盛り込んである事。など製品開発の時点で、<u>最後の廃棄までを考えた製品化基準規制が出来ないでしょうか?何故、作る側は作りっぱなしで世へ送り出し、処理を行う我々、中間処理施設・最終処分場だけが、再生や処理等に注意・指導を受けなければならないのか疑問です。作った側にも責任を持ってもらいたい。</u></li> <li>・<u>破砕、リサイクルされたコンクリートガラは土と同等に取り扱いを行うような体制が必要。現在リサイクルコンクリートは地盤かさ上げ等に使用されたものを掘削、搬出する際、産業廃棄物のがれき類として取り扱う様になっているが、かさ上げに使用されたものは土と混ざっていることからリサイクル処理でなく埋め立て処分となっており、残土同等の処理でないとリサイクルコンクリートの使用用途が限られる。</u>半面不法な埋立にもつながるので、管理、監視の工夫が求められる。</li> <li>・<u>受け皿を作らないと受入のみで循環はしないと思われる。</u></li> <li>・<u>再生後の再生品の使用をもっともっと増加させるべき。</u>設計書や仕様書にも記載して頂き、リサイクル製品の需要を増加させるべき。</li> <li>・中間処理後の廃棄物をリサイクルする技術の開発。リサイクルしやすい建材の開発。海外への輸出も制限させる中、中間処理後の廃棄物の行き先が急激に減少している。処理できないのであれば抑制することを最優先する。</li> <li>・国が建設廃材等の施設を立ち上げてほしい。</li> <li>・建設汚泥のリサイクル、改良工等の使用箇所、場所、公共工事等に推進願います。</li> </ul>

【分別解体等及び再資源化等の対象となる工事の規模に関して】

Q3. 分別解体等及び再資源化等の実施義務が課せられる以下に示す工事の規模の基準について、最終処分量削減やリサイクルの推進の観点から改善に向けた提案がありましたら、回答欄に理由も添えてお答え下さい。

<p>主な意見</p>	<p>①現状のままでよい ②対象範囲を広げる（とくに修繕・模様替えの1億円以上に疑問あり）</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧時や火災による解体については、一律基準を再考して対応しやすい方がよいのではないかと。理由：分別解体ができない場合が多い</li> <li>・現状でよい。</li> <li>・現在の規模の基準について対象範囲を広げる。</li> <li>・建築物の修繕・模様替え：請負金額1億円以上は引き下げるべきだと考えます。木造の戸建てリフォームでも構造柱・梁を残したリフォームなどは対象になるように請負金額の引き下げ。</li> <li>・基準の中で、一番疑問なのは、建築物の修繕・模様替え（リフォーム）：請負金額1億円以上基準です。リフォームの一億円工事はかなり大きい工事であり、大量に案件が存在すると思えません。一億円なら、立替ませんか？ リフォーム解体なら、100万円でも、かなり大規模の解体となると思うのですが・・・また、リフォーム工事が一番、分別解体をしてくれないと、厄介な廃棄物だらけになる可能性が高いと感じますが・・・。</li> <li>・解体工事の場合、車庫などを除き住宅、店舗については床面積縛りを撤廃するほうが良いのではないかと。勝手増築した未登記部を含め、80m<sup>2</sup>を超える建物を登記上の80m<sup>2</sup>未満として解体を行っている業者もあり、分別解体の趣旨が伝わっていない面もある。建設リサイクル法順守パトロールも定期的に行っているようだが、届け出のあった物件をパトロールしているにとどまり、無届現場への立ち入りは行われていないので、縛りを外すと解体現場のほとんどが対象となることより、届け出現場以外の把握ができやすいと思われ、分別解体を行わない業者指導が容易になると思います。施主への指導、業者への直罰も併せて行うと効果が望める。また、現在は4品目に限り再資源化義務となっているが、その他の廃棄物についても品目別に発生量、処分方法を明示するようにすれば再資源化意識が高まると思う。</li> <li>・規模の基準よりも引き下げを行い、対象規模を広げ、小規模工事でも対象にして不適正処理を防止した方がよいと思われる。</li> <li>・規模の基準以下であればリサイクルしなくて良い。という解釈もできるので、基準を廃止してすべての工事を対象にする。一定規模以下の解体業者は建設リサイクル法を届出する意識がない。</li> <li>・全てにおいて届けが必要になれば分別解体について、確立されるのではないかと。思います。</li> <li>・解体工事で発生した廃材をリサイクル処理できる処分場ができること。</li> </ul>

【混合廃棄物の実態に関して】

<p>Q 4 (1) 直近の 10 か年間（概ね平成 18 年以降）で、混合廃棄物の発生量及び性状・内容に変化はありますか。あれば、どのように変化していますか。</p>	
<p>主な意見</p>	<p>①変化がないという意見もあるが、減少傾向との意見もある。 ②複合建材など分別が困難な建材が増加している。</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年々減少している</li> <li>・廃プラ類、IT 廃棄物が増加傾向にある。</li> <li>・減量傾向</li> <li>・弊社は、建設廃材が主体です。相変わらず混合廃棄物の発生量が多い状態です。解体工事よりも新築工事の発生量が多いと思います。</li> <li>・工事の施工量に合わせて増減致します。</li> <li>・分別できる混合物は、減ってきている。</li> <li>・廃プラ比率は 10 年前と比べると高くなってきている。</li> <li>・変化なし</li> <li>・複合建設部材の増加。また、複合物になる様な建築施工が多い。</li> <li>・内装材、外壁材の素材の種類の多さ。</li> <li>・特に一般住宅において混合廃棄物の発生が増えている。旧家の解体では瓦、土壁、軸組の木材と使用材料も少なかったが、一般建売住宅普及の際、内装下地に石膏ボードが使用されるようになった後、木造でも内装解体が必要となり、さらに新建材が開発され、ツーバイフォー、サンドイッチパネル工法になってからは断熱材の取り出しにも手間がかかるようになり、今後は複層素材が出てくる事で複数素材が一体化となった混合廃棄物が増加する。</li> <li>・当処理場では顧客に対して分別の徹底を依頼しており、できていない場合は受入しないため、業者も年々周知してきており、混合廃棄物は減少。</li> <li>・変化あり。大手ゼネコン・住宅メーカーの新築にかかる廃棄物は分別回収が増加した。また、建設リサイクル法施行後は混合廃棄物の発生量は減少した。但し、年々解体リフォーム工事の増加に伴い、最近では混合廃棄物が増加しているのが現状です。</li> <li>・大きな変化は感じないが、人手不足からか分別可能なものまで時短の為に混合廃棄物として排出されている感じはする。</li> <li>・建設系のガレキ類がおおくなり、管理型の直接埋立て分別するものが多い。</li> <li>・年度ごとに施工実績が変わるので発生量の比較はできません。建設リサイクル法施工前は、現場を早期に完了させるため、ミンチ解体で主に木くずやコンクリートの一部が、最終処分場での埋め立て処分されることが多く見受けられましたが、現在では、内外装材は手壊しによる作業のため、発生量は減少していると思います。</li> <li>・混合廃棄物の処理量は増えている。内容については、金属等の有価品は減り廃プラスチックの割合が多くなっている。</li> </ul>

(2) さらに、建設廃棄物の排出量削減及びリサイクル推進の観点から、今後の混合廃棄物に対する取り組みについて国への提案がありましたら理由も添えてお答え下さい。

<p>主な意見</p>	<p>①石膏ボードの分別徹底 ②現場分別できない建材・廃材の減少 ③現場での分別に関する教育の徹底</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場では混合の方が便利と思いますが、リサイクルの観点では、分別が望ましく、特に石膏では他のごみが入っていないことがリサイクルの要因になっております。</li> <li>・高機能分別リサイクル機械の開発並びに低廉化。分別の徹底。</li> <li>・分別ができないような、廃棄物を減らしてほしい。(外壁の中に木チップを入れる、安定型処理ができないものや) 選別ができず最終処分に行くもの。</li> <li>・分別排出の義務化及び排出事業者への分別指導・監視。</li> <li>・製品製造の段階から、リサイクル処理工程を考えてて製品化しない限り、廃棄物の減少には至らないと考えます。</li> <li>・性能が良い素材は分別が出来ない品物が多いので、リサイクルは難しいと思われる。せめて熱回収を行う事が出来れば良いが、そのような素材を認定品として取り扱い、使用を促進するような方向へ向かえないか。</li> <li>・更なる分別の徹底。</li> <li>・建設リサイクル法で分別の努力義務なども盛り込むと混合廃棄物は少しは削減できるかも。業者により少しでも再生可能なものも出てくるかもです。</li> <li>・排出事業者に対してもっと理解を深めてほしい。分別解体と同様に分別建築、分別建設を義務化してはどうか。解体工事から発生する廃棄物については建設リサイクル法に則り分別解体工程や手順があり単品での処理が進んでいる。しかし、新築現場からの廃棄物分別方法(知識)や手順は下請業者や作業員まで浸透していない。工期、重層下請、建材の多品種により現在のままでは大変困難。</li> <li>・リサイクルするために完全に分別することは中小企業では不可能です。金属にプラが付着している廃棄物等の処理についてどこまでが良いのか指針があればと考える。</li> </ul>

【再資源化等の実態に関して】

<p>Q 5. 対象建設工事から発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化が困難な場合がありますか。あるとすれば、その理由は何ですか。回答欄にお答え下さい。</p>	
<p>主な意見</p>	<p>①特定建設資材廃棄物に泥や土などの異物が混入している ②複合建材の増加</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コンクリート塊に泥が多量に付着している場合</u>、プラント設備に洗浄する機能がなく、破碎後、泥混じりの再生砂利になり不適合製品となるため、受入れが出来ず再資源化が困難となる。</li> <li>・<u>細かい木くずの残土混入の場合</u>、付着物のある建設資材の場合、再資源化が困難。理由：時間がかかり、費用が高額になる。</li> <li>・木くずの受け入れ先が滞り、以前の三分の一程度しか搬出出来ない状況です。関東エリアの発電施設等の不足。F I Tの買い取り価格が建廃より間伐材の方が高いのでそちらに移行している。</li> <li>・<u>廃棄物の水濡れや著しい汚れの付着</u></li> <li>・<u>特定建設資材廃棄物に異物の付着の場合がある。</u></li> <li>・<u>複合物になる様な建築施工が多い。</u> 例えば、土間コンクリートの下にビニールシートや、断熱ウレタンを施工し、その上から生コン打設やサンドして打設している物。(がれき類と廃プラの複合物部分が多くできる若しくは分別不可能状態になりえる)。また、24 営業の飲食店舗に多いのが、木くずのコンパネに接着剤を塗布し、内装材のケイカル板や、外壁材を張って施工組み立てしてある。コンパネから図材を剥がしたとしても部材側に木くずがべったり付着したまま、若しくは剥がれない。(管理型物扱いとなる)</li> <li>・RC造の建物(外壁部分)にタイル張り施工。分別が困難。CCA木材等代表されるリサイクル不可材を始め、コンクリート中にワイヤーメッシュ代わりにピンチップ、カーボンファイバー、グラスファイバーを練りこんだものはリサイクル使用出来ない。商業店舗ではコンパネにプラ板、鏡を接着剤で張り付けたもの、金属素材を両面から木質系ボードでサンドイッチにしたものなど、剥がしとることが困難な品物がある。このような処理困難物を含めてリサイクル推進は現実的でないと思われ、木くず、コンクリートガラでもリサイクル可能品と不可能品を別に取り扱うべきと考えます。</li> <li>・<u>解体リフォーム工事は複合物が多く</u>、分別が出来ない物が多数あるため。再資源化が困難な場合は特にない。廃棄物(特定建設資材)ごとの受け取りはでき中間処理も出来るが、出来上がった再生資材の利用先が非常に少ない。そのため再生RCが出ていかず、受け取りができない中間処理場が増えている(木くずも同様)</li> <li>・取り壊した建物の石膏ボード、廃石綿含む廃棄物の処理先がないに等しい。</li> <li>・特定建設資材については特に問題はないが、解体等による壁土、屋根土等の処理については最終処分場以外に選択肢がなく、処理費が高くなります。土にわらが混入していますが、今後規制を緩和することはないのですか？</li> <li>・処分場の受け入れが制限されたとき。</li> <li>・熱線等が入ったコンクリート・アスファルトガラやスタイロフォームがサンドイッチ</li> </ul>

	<p>状に付着したコンクリートガラは、現場で分別できないため、最終処分場に搬出している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建材を造ったとき、もともと再生することを考えていないため。木毛板は埋立等の処理しかできない。CCA処理した木材。</li></ul>
--	---

【前回の建設リサイクル法実施状況点検時（H20.12）時点の課題に関して】

<p>Q6. 前回の建設リサイクル法実施状況点検時（平成20年12月）において、各種の課題等に関する指摘をいただいています。約10年経過した現状においても、同様の課題が存続しているかご意見を記入ください。</p> <p>（1）分別解体費用の負担について（参考資料P7（1）①）</p> <p>前回の点検時においては、分別解体費用の負担に関して、「一般市民を含む発注者等の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから（略）処理費用を押さえるために建設廃棄物の不適正処理がなされるおそれがあるという課題がある」としています。現状でも、このような費用負担に関する課題が感じられますか。状況について「回答欄」に記入ください。</p>	
<p>主な意見</p>	<p>①総じて、減少傾向にあるがまだ費用負担に関する課題はある</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事はやっておりませんが、利益も十分出ておられると思いますので、分別の徹底をご指導いただければと思います。</li> <li>・発注者から「処分はサービスして」と言われた事がある。廃棄物の処理は費用が掛かる事の意識が十分でない事、また処分は請負者が負担するものと勘違いされている様に思われる。</li> <li>・現在も同様の課題があると考えられる。</li> <li>・解体業者が費用負担している実態がある。</li> <li>・あまり変わっていないと感じます。</li> <li>・適正な費用で契約出来れば問題ないと思います。</li> <li>・お客様が解体ついて物を作るのではなく、結果的にさら地になれば良いと考えるだけであれば、価格だけの評価になり適正処理がされない無理な金額でやる業者がいると思われる。</li> <li>・感じられない。</li> <li>・弊社は、がれき類廃アスファルトコンクリート及び廃セメントコンクリートを受入れて、再生アスファルト混合物及び再生砕石 40-0 を製造販売しております。近年道路公共事業の舗装設計で改質アスファルト混合物が多く設計され再生アスファルトにするのが困難である傾向です。改質アスファルトは樹脂等のバインダーが含まれており本来の姿（ストレートアスファルト）の組成が変わり再生率が低下しますので弊社としてアスファルト廃材の再生専用プラントとしては問題点が多くこれから先の課題として検討中です。</li> <li>・あると感じます。</li> <li>・改善されていない。</li> <li>・分別解体かどうかを問わず、解体に費用をかけたくないという状況は変わらず、特に一般民間住宅についてその方向は強い。ゼネコン、大手工務店、ハウスメーカーには理解を得られるが、施主直接の場合、何らかの形で自分が不利になるような事が無いと理解は得られない。特に相見積もり時の内容説明の際、そう感じることもある。</li> <li>・排出事業者と処理業者では分別の意識（基準）が違うように感じられる。当社では費用というよりも、これくらいはいいだろうという排出事業者（オペレーター）の感覚</li> </ul>

	<p>が感じられる。費用負担とはあまり感じない。会社の規模にも差があるように感じられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その部分は以前に比べれば感じられなくなりました。</li> <li>・減少傾向にあるが、まだまだ感じる。</li> <li>・分別解体については分別することで処理費を抑えることができますが分別費用が発生します。選別できないものに対しては処理費が高くなります。民間・一般市民が解体処理業者を選定するにあたり、適正業者を選定できる窓口の確保が必要ではないでしょうか。</li> <li>・適正処理していますが、発注者には負担が多いと思う。</li> <li>・ほとんどの品目は分別したほうが処理費用は安くなるので問題ないと思う。ただ、アスベストの処理は第三者から見てもわからないので、アスベストの適正処理のPRは必要。</li> </ul>
--	---

<p>(2) 分別解体の取り組みについて (参考資料P7 (1) ②)</p> <p>前回の点検時においては、分別解体の取り組みに関して、「現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され廃棄物の収集・運搬が非効率になる」「現場分別したものの、結局再資源化されずに廃棄物として最終処分場に搬出されてしまう」といった課題が挙げられています。現状でも、このような取り組みに関する課題が感じられますか。状況について「回答欄」に記入ください。</p>	
<p>主な意見</p>	<p>①上記のような課題は感じている企業が多い</p>
<p>回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場分別については、収集運搬については非効率となるがリサイクルについては有効な場合が多い。</li> <li>・現状変化なし。</li> <li>・以前に比べると解体業者の混合廃棄物の搬入は減っている。</li> <li>・民間企業の間処理場では、それぞれ受入れ基準や処理方法が違うため、場合によっては無意味な分別になることがある。</li> <li>・感じる。</li> <li>・現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され廃棄物の収集・運搬が非効率になる。</li> <li>・現状、以前より分別しなければ処理・再生できないものが増加し多品目分別化が進んでいる状況です。これは、各都道府県により大きく違うと思いますが、当社が在を置く三重県では、異常に厳しく（おそらく日本で一番厳しいのでは？）最近では一年ごとに変化している様な状況です。</li> <li>・改善はされていない、再利用先が少ない。</li> <li>・リサイクル品の出口がなく、製品をストックしているので新たな廃棄物の受け入れが出来ない事が良くあり、これは木くず、コンクリートとも同じである。</li> <li>・製品も多様化している中、現場分別は限界があると思われ、徹底分別できる設備を設けた中間処理業者に分別を行わせるほうが効率が良いと思う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(中間処理場) 当処理場では分別していないものは受入しないため、必要な課題ではなく、当たり前レベルとして受け止めている。</li> <li>・以前に比べれば感じなくなりました。分別すれば処理費用の金額も少しは安価になりますので。</li> <li>・狭小地現場では分別スペース確保が困難な場合があるので、現場分別をすることで運搬費、人件費がかさむことがある。可燃性廃棄物はマテリアルリサイクル同様にサーマルリサイクルもまだまだ必要と考える。コンクリート等については地域にもよるが再利用用途が少ない。</li> <li>・分別すればするほどコストが増え、分別費用内でできなくなり、リサイクルが困難になり搬出されてしまいます。新しい取り組みに対しては、町・県といったサポート等も考えてもらえたら新しい取り組みが可能になるのではないのでしょうか。</li> <li>・特定建設資材以外の石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、廃石綿の分別は当然としても他の廃棄物は分別して最終処分場に排出しても、結果、処分場の同じ場所に荷下ろししているのが現状ですが、廃棄物の品目により処分料金が違うため、または、その施設の規制がある場合もあります。廃棄物の収集・運搬の非効率はあまり感じておりません。</li> <li>・結局、処理費用の安い方になる。</li> </ul>
--	---

<p>(3) 分別解体の施工方法が不明瞭(参考資料P7(1)③)</p> <p>前回の点検時においては、分別解体の施工方法に関して、「建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上手作業により難しい場合においては機械併用が可能となっているが、その対象が必ずしも明確でない」といった課題が挙げられています。現状でも、このような施工方法に関する課題が感じられますか。状況について「回答欄」に記入ください。</p>	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>①解体現場の状況にもよるが、機械併用の条件・基準などが明確にできれば機械併用を推奨すべき(最終は現場責任者が判断)。</li> <li>②確実に選別できる中間処理施設での処理を推奨することで、分別や再資源化、工期短縮などのメリットもあるのではないか</li> </ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手作業については、危険性があり、機械併用しなければならない工事現場もある。特に老朽建築物については機械併用しなければ作業員の安全性を確保できない。ただし、リサイクルの確保並びに分別については、手作業よりは劣る。</li> <li>・現状変化なし。</li> <li>・あまり感じない。</li> <li>・今後、解体住宅も構造が複雑な住宅が増え来ると思われるので、<u>明確にできるのであればしてほしい。</u></li> <li>・特段感じない。</li> <li>・構造上より、使用されている建材に注目されるべきではないか。石綿含有建材を除き、<u>確実に選別できる中間処理施設を作り、その施設に持ち込むことで工期が短縮され、分別、再資源化も確実にされることより、施主、解体業者、中間処理業者、自治体(国)の誰もが良い方向に向かえると思う。</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本では熊本地震により、莫大な処理量が発生し、各処分場にも置き場がなくなる程、がれき類が持ち込まれた経緯がある。その中で、がれきと一緒に他の廃棄物が多く見受けられ、処分場も場内で再分別を要するようになり、人手も経費も増大したことから、分別できていないものは受入拒否していた。こうした経験があり、排出事業者も分別に対する意識が高まった為、機械処理であっても雑な分別はあまり見受けられなくなった。</li> <li>・感じられない。基本的に手作業ですが、現場の諸事情により併用可能は問題ないと思います。</li> <li>・現場条件や環境はすべてにおいて異なるし安全上、機械併用の方がリスクが低減できる場合がある。よって上記対象は明確にせず主任技術者（現場責任者）の判断に委ねるべきである。</li> <li>・RC造5RC構造物であれば機械併用が中心となっていますが、木造解体等になると古いほど手選別作業が中心となるのが現状です。</li> <li>・手作業が必要な時は手作業で行っている。</li> <li>・老朽化が進んだ建物で、人力作業が危険な物件は、機械作業が主になり、分別が難しい。</li> </ul>
--	--

<p>(4) 関係者間の意思疎通、情報交換について(参考資料P10(3)①)</p> <p>前回の点検時においては、分別解体費用の負担に関して、「資材製造時や(略)設計及び改修工事等の際に解体時の分別解体のしやすさに対する配慮が必ずしも十分でない」「資材製造者に有する専門知識が、資材の再資源化過程で十分に活用されず、建設リサイクルの推進が円滑に進まない」といった課題が指摘されています。現状でも、このような課題が感じられますか。状況について「回答欄」に記入ください。</p>	
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>①分別解体まで考慮された資材設計をされていない(見栄え重視)</li> <li>②複合建材の種類は増加しているのではないか</li> </ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題については感じられる。特に高齢者作業員が多く、退職等が頻繁にあり情報の伝達や意思疎通がない。</li> <li>・同じだと思う。</li> <li>・今後益々感じるようになると思う。</li> <li>・あると思います。</li> <li>・資材製造時や(略)設計及び改修工事等の際に解体時の分別解体のしやすさに対する配慮が必ずしも十分でない。</li> <li>・感じられます。</li> <li>・民間工事に関しては資料不足。</li> <li>・資材の組成については日進月歩で、常に新しいものが出ており、すべて把握は不可能と思う。強い建物=解体に時間がかかる図式は当面変わらないと思う。知識については運搬業者、処分業者が十分勉強し、受取拒否がまっとうに発言できるよう、業界のレベルアップが必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別に関しては当社は受入の際、徹底している為感じないが、資材製造時の発生抑制の意識はあまり感じられない。建築と解体、両方を行っている会社は発生抑制の意識はあるかもしれないが、ほとんどの会社作り手のみか、解体のみで立場が違う為ではないかと思われる。</li> <li>・リサイクルを考慮せず、どうしても見栄えが良いように製造業者は製造されているので埋立処理は焼却処理しか出来ない複合物が多いのが現状です。</li> <li>・年々このようなケースは増加しているように感じる。また、リフォームを安価で抑えるため古い建材の上に新建材を上貼りしているケースがあるので、解体工事見積り時には十分な調査が実施できない場合がある。</li> <li>・選別費の負担がかかる。</li> </ul>
--	---

(5) 発生抑制について(参考資料P 1 1 (3) ③)  
 前回の点検時においては、発生抑制の取り組みに関して、「発生抑制に関する情報は関係者で十分に共有されていない」「発生抑制に対する意識はリサイクルと比べて希薄」といった課題が挙げられています。現状でも、このような課題が感じられますか。状況について「回答欄」に記入ください。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発生抑制に関する情報を関係者で十分共有されていないと多くの企業で感じている。</li> <li>②排出事業者責任の認識が希薄</li> </ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制については、解体工事の場合は抑制し難い。構造物を全部除去することが基本であることから、出てきたもののリサイクルは、十分配慮できる。</li> <li>・同じだと思う。</li> <li>・今後も続くと思う。</li> <li>・あると思います。</li> <li>・特に感じない。</li> <li>・発生抑制に対する意識はリサイクルと比べて希薄である。</li> <li>・感じられます。</li> <li>・良いものと言う観点から変わっていないと思われる。ただし、未使用、破断材などの廃棄材料を削減することは進んでいる。</li> <li>・分別に関しては当社は受入の際、徹底している為感じないが、資材製造時の発生抑制の意識はあまり感じられない。建築と解体、両方を行っている会社は発生抑制の意識はあるかもしれないが、ほとんどの会社作り手のみか、解体のみで立場が違う為ではないかと思われる。</li> <li>・解体業者は発生抑制というより処理費ありきなため発生抑制よりどの様に混合廃棄物に石綿含有物を混ぜ込ましたりを考える業者も居るのでやはり最初に戻りますが排出事業者にも何らかの知識向上と共に罰則規定等（建設業などの停止）等も検討して頂きたい。</li> <li>・<u>排出事業者責任の認識が希薄</u>である。民家など解体時の残置物に於いては一般廃棄物として自治体処理であるべきだが、実際には解体業者がサービスで運搬処分を請け負</li> </ul>

	うことで産業廃棄物として民間処分業者が取り扱っている。よって混合廃棄物が増える要因ともいえる。
--	---

(6) 再生資材の利用の取り組みについて(参考資料P 11 (3) ⑤)  
 前回の点検時においては、再生資材の利用に関して、「用途面に加えて価格面でも再生資材が新材に対して競争力が劣ることが、再生品の利用が進まない」「再生資材であっても、再生資源含有率が数%のものと100%近いものを同列に扱うなど、再生資材の定義があいまい」といった課題が挙げられています。現状でも、このような課題が感じられますか。状況について「回答欄」に記入ください。

主な意見	①再生品の利用が進まない、定義が曖昧などの課題を感じる企業が多い。
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生剤の単価が安いです。業界を挙げて、値上げしたいと思っています。</li> <li>・特に感じない。</li> <li>・同じだと思う。</li> <li>・感じられる。</li> <li>・あると思います。</li> <li>・価格面でも再生資材が新材に対して競争力が劣ることが再生品の利用が進まない。</li> <li>・感じられます。</li> <li>・現在も同様である。特定建設資材のほか、石膏ボードも同様に上げられる。</li> <li>・当社は採石場と中間処理場を兼ねており、再生材も新材も販売しているが、再生材の利用は進んでいると思われる。理由は材料の種類（新材・再生材）ではなく、商品の質及び価格ではないかと思われる。普通の中間処理場は一次破碎のみで二次破碎を使い泥抜きや目の粗いところ、細かいところの商品の細分化ができておらず、質が低いことから需要が少ないと思われる。</li> <li>・再生後の再生品の使用をもっともっと増加させるべき。設計書や仕様書にも記載して頂き、リサイクル製品の需要を増加させるべき。</li> <li>・現状でも、このような課題を感じる。公共工事から率先して使用用途を広めるべきと考える。</li> <li>・木材リサイクル等の燃料チップ化について処理業者については、燃料チップ・バイオマス発電所等に持ち込みが必要となりますが、運搬コストがかかり、県外への搬出が負担となり、事業を維持するのが困難になります。</li> </ul>

【前回の建設リサイクル法実施状況点検（H20.12）以降の新たな課題について】

課題	<p><b>新規技術に対する、現場レベルの優遇について</b></p> <p>建設リサイクルは以前より進んでいると思われます。ただ、新しい取り組みにまだ、光が当たっておらず、他の元同じと扱われるので、厳しい。</p>
	<p><b>リサイクル品の活用</b></p> <p>リサイクル品荷の一定量の確保ができない。木くず等出荷が止まっており、事業影響が出ている。</p>
	<p><b>廃石膏ボードリサイクル</b></p> <p>リサイクルとしての利用用途が多くなれば可能である。</p>
	<p><b>付属・付帯設備等の処理について</b></p> <p>今後、太陽光発電設備の交換、撤去など、これまでになかった設備類も発生する。また、ダイオキシン類発生が多いとされる給排水に使用される塩ビ管もリサイクル又は適正処理が課題となる。こういった物のリサイクル等の取り組みも盛り込む時期となっている。</p>
	<p><b>分別解体等及び再資源化等の実施義務が課せられる工事の規模の基準</b></p> <p>『建築物の解体工事：延床面積 80m<sup>2</sup> 以上』に対して、『建築物の修繕・模様替え（リフォーム）：請負金額 1 億円以上』というのには違和感を感じる。修繕・模様替え（リフォーム）には内部解体という工程が発生する。災害などにより今後も修繕・模様替え（リフォーム）工事は多く発生するが対象になりにくい現状。発注者及び排出事業者の意識向上に繋がりにくいと考える。</p>
	<p><b>分別解体等及び再資源化等の貢献度</b></p> <p>様々な面から産業廃棄物業界は年々厳しくなっている。マニフェストを完結させるために単純焼却しても分別解体等及び再資源化等に貢献しても同じ評価であることには違和感を感じる。</p>
	<p><b>災害廃棄物について</b></p> <p>災害廃棄物は一般廃棄物として処理しなければならないが、産廃業として特別届等を行ってガレキ類の処理ができますが、災害時の瓦等の受け入れは出来ない。台風などによる瓦の被害が多く、受け入れの特例時に緩和可能にしていきたい。</p>

以上

## アンケート調査実施要領 [環境部局用]

### 1. 調査目的

建設リサイクル法については、同法施行5年後に法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じてきたところであり、しかしながら、前回の施行状況の検討から約10年が経過し、改めての検討が必要となっており、本調査は、法の施行状況についての検討を行なうための基礎資料とするため、法の主要項目について実務担当者(窓口担当者)の皆様が法の施行にあたり普段感じている率直なご意見を伺うことを目的としております。

### 2. 調査内容

調査内容については、別紙のアンケート票をご参照ください。

なお、「分別解体等の実施」及び「解体工事業登録」については、国土交通省土地・建設産業局建設業課より、都道府県建設部局担当課へ別途同様のアンケートを実施しています。

### 3. 調査対象機関

各都道府県環境部局並びに管内指定都市建設リサイクル法担当窓口担当者

各都道府県は、出先機関及び管内指定都市等の窓口担当者にアンケートを配付回収し、株式会社日本能率協会総合研究所までご提出ください。

### 4. 調査方法

(配付) 環境省リサイクル推進室 → 都道府県 → 出先機関及び管内指定都市  
(回収) アンケート取りまとめ機関 ← 都道府県 ← 出先機関及び管内指定都市  
(下記、「6. 提出先」参照)

### 5. 調査主体

環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室 担当 氏家  
TEL : 03-6205-4946(内線 6828) FAX : 03-3593-8262

### 6. 提出先

期 限 : 令和元年9月12日(木)

提出先 : 株式会社日本能率協会総合研究所 社会環境研究事業本部 担当 : 松田、松橋

e-mail : [naruyuki\\_matsuda@jmar.co.jp](mailto:naruyuki_matsuda@jmar.co.jp)

TEL : 03-3578-7563 FAX : 03-5403-8473

提出方法 : メールにてご提出ください。

### 7. 問い合わせ先

「5. 調査主体」または「6. 提出先」

### 8. アンケート記入上の注意

- ① アンケート票の「法」、とは「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)を、「規則」とは「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」(平成14年3月5日国土交通省・環境省令第1号)を指します。

- ② 選択式の設問は「回答欄」に該当する番号を記入して下さい。
- ③ 自由回答式の設問は個人情報保護条例等により規制される内容を除きできるだけ詳細に枠内に回答を記入して下さい。
- ④ 回答する際はお手数ですがファイル名を「〇〇県(市)〇〇事務所\_環境」と変更して下さい。

以上

記入者氏名		
記入者御所属		
記入者ご連絡先	TEL	
	e-mail	

## ○再資源化等の実施に関して

### Q1 指定建設資材廃棄物に関する距離基準に代えて基準を定める必要性について [法第16条、法第17条、規則第3条]

法第17条では、都道府県は規則第3条で規定された指定建設資材廃棄物(建設発生木材)に関する距離基準に代えて条例により基準を定めることができるとされています。条例により距離基準を定めた、定めることを予定・検討している、又は政令で定める基準を変更するべきと考えている場合は、その理由も含めて具体的に回答してください

1. 距離基準に代えて定める必要はない
2. 条例により距離基準に代えて定めた
3. 条例により距離基準に代えて定めることを予定・検討している
4. 政令で定める基準を変更するべきと考えている

回答欄	
-----	--

<具体的な理由>

--

### Q2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告内容に関する改善すべき点について [規則第5条、法第18条第1、2項、法第19条、法第20条、法第42条第2項、法第43条第1項]

#### Q2-1 適正な再資源化の実施に関する改善すべき点について

元請業者から工事発注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告内容については、規則第5条で規定されていますが、この完了報告書の項目等に適正な再資源化等の実施する上で、改善すべき点があるとお考えの場合は、その理由を含めて具体的に回答してください。

<改善点の有無>    1. 有り    2. 無し

回答欄	
-----	--

<具体的な理由>

--

## Q2-2 事務処理を円滑に進めるための改善すべき点について

元請業者から工事発注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告内容については、規則第5条で規定されていますが、貴機関における法第18条第2項の発注者からの申告に係る事務、法第19条の助言・勧告に係る事務、法第20条の命令に係る事務及び法第42条第2項の報告徴収、法第43条第1項の立入検査に係る事務を踏まえ、事務処理を円滑にするという観点から、この内容等に改善すべき点があるとお考えの場合は、その理由を含めて具体的に回答してください。

<改善点の有無>    1. 有り    2. 無し

回答欄	
-----	--

<具体的な理由>

--

## Q2-3 発注者からの不適正な再資源化に関する申告について

法第18条第2項による発注者からの不適正な再資源化に関する申告がある場合には、現時点で内容を把握しているすべての事例について、別紙1にて内容をできるだけ詳細に回答してください。(平成18年度以降の事例についてご回答ください。)

### **Q3 再資源化等の実施に関する助言、勧告、命令、及び再資源化等の実施状況に関する報告徴収・立入検査事例の具体的内容について**

[法第19条、法第20条、法第42条第2項、法第43条第1項]

#### **Q3-1 再資源化等の実施について**

法第19条による再資源化等の実施に関して助言を行ったことがある場合には、貴機関において法の施行上重要と考えている代表的な事例の3つについて別紙2に内容をできるだけ詳細に回答してください。また、法第19条による勧告及び法第20条による命令を行なったことがある場合も、現時点で内容を把握しているすべての事例について、別紙2に内容をできるだけ詳細に回答してください。(平成18年度以降の事例についてご回答ください。)

#### **Q3-2 再資源化等の実施状況に関する報告徴収について**

法第42条第2項による再資源化等の実施状況に関して報告徴収した事例がある場合には、貴機関において法の施行上重要と考えている代表的な事例の3つについて、別紙2に内容をできるだけ詳細に回答してください。(平成18年度以降の事例についてご回答ください。)

#### **Q3-3 分別解体等の実施状況に関する立入検査について**

法第43条第1項による再資源化等の実施状況に関して立入検査を行なった事例がある場合には、貴機関において法の施行上重要と考えている代表的な事例の3つについて、別紙2に内容をできるだけ詳細に回答してください。(平成18年度以降の事例についてご回答ください。)

○その他

Q4 電子マニフェストの普及促進、活用等について

Q4-1 電子マニフェストの普及の取り組みについて

貴機関では、電子マニフェストの普及への取り組みを行っていますか。取り組んでいる場合は、その内容も含めてご回答ください。

<取組の有無>      1. 有り      2. 無し

回答欄	
-----	--

<具体的な取組(該当する者すべてに○)>

回答欄	取組みの内容
	1. 建設業者を対象とした講習会等で電子マニフェストの活用を奨励
	2. 建設廃棄物処理業者を対象とした講習会等で電子マニフェストの活用を奨励
	3. 自機関発注の建設工事では、電子マニフェストの活用を義務付け
	4. 自機関発注の建設工事では、電子マニフェストの活用を奨励
	5. その他(具体的内容を回答)

<その他の具体的内容>

--

Q4-2 電子マニフェストの活用事例について

電子マニフェストを活用した事例はありますか(例:パトロールへの活用、建設副産物の集計への活用等)。ある場合は、代表事例1件についてご回答ください。

<代表事例の具体的内容>

--

Q5 その他法施行上の課題・問題点、要望、提案事項、及び法の施行による効果等  
ありましたら御自由にご回答ください。

①分別解体等の実施に関して

--

②再資源化等の実施に関して

--

③その他

--

～～ ご協力ありがとうございました ～～

<別紙1>発注者からの不適正な再資源化に関する申告の具体的事例調査票

申告年月日			
対象建設工事の施工場所		都道府県	市区町村
工事区分(新築、解体等)	新築工事	解体工事	模様替え工事 土木工事
受注者の区分	建設業許可者 ( 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 解体工事業 ) 解体工事業登録業者		
対象行為の内容			
その後の状況			

注1)事例の工事区分、受注者の区分については該当するものを○で囲んでください

注2)用紙が足りない場合にはシートをコピー(「シートの名前を右クリック」→「移動またはコピー」→「コピーを作成するにチェックを入れる」→「OK」)してご回答ください。

<別紙2>再資源化等の実施に関する助言・勧告・命令・報告徴収の具体的事例調査票

事例の区分	助言	勧告	命令	報告徴収	立入検査
実施年月日					
対象建設工事の施工場所	都道府県			市区町村	
工事区分(新築、解体等)	新築工事	解体工事	模様替え工事	土木工事	
対象者の種類	発注者	受注者	自主施工者		
対象者が受注者の場合 その区分	建設業許可者 ( 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 解体工事業 ) 解体工事業登録業者				
対象行為の内容					
その後の状況					

注1)事例の区分、工事区分、対象者の種類、建設業者の区分については該当するものを○で囲んでください

注2)用紙が足りない場合にはシートをコピー(「シートの名前を右クリック」→「移動またはコピー」→「コピーを作成するにチェックを入れる」→「OK」)してご回答ください。

**建設リサイクル法に関するアンケート調査実施要領〔産業廃棄物処理業者団体等用〕****1. 調査目的**

本調査は、建設リサイクル法の施行状況の実態を把握するため、法の主要項目ごとに建設廃棄物処理業者の皆様が普段感じている率直なご意見を伺うことを目的としております。

**2. 調査内容・回答様式**

調査内容・回答様式については、別紙の 02 調査票を御参照ください。

**3. 調査対象**

公益社団法人全国産業資源循環連合会

**4. 調査方法**

公益社団法人全国産業資源循環連合会は傘下協会加盟の建設廃棄物処理会社(10~20社等)から意見を抽出をする等し、アンケートの回答をお願いします。

なお具体的調査方法は、貴団体で決定していただいてもかまいません。

(例) 調査委託会社→全産連→傘下協会→加盟会社→全産連(取りまとめ)→調査委託会社

**5. アンケート票提出**

令和元年11月15日(金)期限(希望)

期限までに提出できるよう、傘下協会及び加盟会社による回答期限を定め、回答を回収し、環境省調査委託会社まで、ご提出をよろしくお願いいたします。

**6. 問い合わせ・アンケート提出先(調査委託会社)**

株式会社日本能率協会総合研究所 社会環境研究事業本部 担当: 松田、松橋

e-mail: NARUYUKI\_MATSUDA@jmar.co.jp

TEL: 03-3578-7563 FAX: 03-5403-8473

**7. 調査主体**

環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 担当 氏家

e-mail: KODAI\_UJIIE@env.go.jp

TEL: 03-5501-3153(内線 6828) FAX: 03-3593-8262

**8. アンケート票記入上の注意**

- ① 自由回答式の設問は法令等により保護されるべき個人情報等を除きできるだけ詳細に枠内に回答を記入して下さい。
- ② 回答の記入にあたって、回答欄が不足する場合は、適宜用紙等を追加して下さい。(エクセルファイルに入力の場合は、そのまま入力して下さい。セルの調整等は不要です。)

以上

# 建設リサイクル法に関するアンケート

## 再資源化等の方法に関して

Q1 再資源化等(アスベスト等の有害物質の取扱い等)について、問題点・課題・お困りになっていること、改善に向けた提案はありますか。回答欄に理由をお答え下さい。

### 【回答欄】

(1)問題点・課題・お困りになっていること

(2)改善に向けた提案

## 分別解体等及び再資源化等の対象となる建設資材に関して

Q2 以下の設問にそれぞれ回答欄にお答え下さい。

(1)建設資材のうち、石膏ボード、塩化ビニル管、その他廃プラについて

(1)－1 リサイクルの推進に向けて、現在、どのような取扱いをしていますか。

【回答欄】

(1)－2 リサイクル推進の観点から、今後、どのように取り組むべきと考えていますか

【回答欄】

(2)その他の建設資材(建設汚泥を含む)についてのリサイクル推進の観点からの国への提案等があれば、理由も添えてお答えください。

【回答欄】

## 分別解体等及び再資源化等の対象となる工事の規模に関して

**Q3** 分別解体等及び再資源化等の実施義務が課せられる以下に示す工事の規模の基準について、最終処分量削減やリサイクルの推進の観点から改善に向けた提案がありましたら、回答欄に理由も添えてお答え下さい。

<現在の規模の基準>

- ◇ 建築物の解体工事:延床面積80m<sup>2</sup>以上
- ◇ 建築物の新築工事:延床面積500m<sup>2</sup>以上
- ◇ 建築物の修繕・模様替え(リフォーム):請負金額1億円以上
- ◇ その他工作物に係る工事:請負金額500万円以上

**【回答欄】**

## 混合廃棄物の実態に関して

**Q4** 以下の設問にそれぞれ回答欄にお答え下さい。

(1) 直近の10か年間(概ね平成18年以降)で、混合廃棄物の発生量及び性状・内容に変化はありますか。あれば、どのように変化していますか。

**【回答欄】**

(2) さらに、建設廃棄物の排出量削減及びリサイクル推進の観点から、今後の混合廃棄物に対する取り組みについて国への提案がありましたら理由も添えてお答え下さい。

**【回答欄】**

## 再資源化等の実態に関して

Q5 対象建設工事から発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化が困難な場合がありますか。あるとすれば、その理由は何ですか。それぞれ回答欄にお答え下さい。

【回答欄】

## 前回の建設リサイクル法実施状況点検時(H20.12)時点の課題に関して

(参考資料:「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」(H20.12)参照)

**Q6** 前回の建設リサイクル法実施状況点検時(平成20年12月)において、各種の課題等に関する指摘をいただいています。約10年経過した現状においても、同様の課題が存続しているかご意見を記入ください。

(1) 分別解体費用の負担について(参考資料P7(1)①)

前回の点検時においては、分別解体費用の負担に関して、「一般市民を含む発注者等の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから(略)処理費用を抑えるために建設廃棄物の不適正処理がなされるおそれがある」という課題がある」としています。現状でも、このような費用負担に関する課題が感じられますでしょうか。状況について「回答欄」に記入ください。

【回答欄】

(2) 分別解体の取り組みについて(参考資料P7(1)②)

前回の点検時においては、分別解体の取り組みに関して、「現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され廃棄物の収集・運搬が非効率になる」「現場分別したものの、結局再資源化されずに廃棄物として最終処分場に搬出されてしまう」といった課題が挙げられています。現状でも、このような取り組みに関する課題が感じられますでしょうか。状況について「回答欄」に記入ください。

【回答欄】

(3) 分別解体の施工方法が不明瞭(参考資料P7(1)③)

前回の点検時においては、分別解体の施工方法に関して、「建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上手作業により難しい場合においては機械併用が可能となっているが、その対象が必ずしも明確でない」といった課題が挙げられています。現状でも、このような施工方法に関する課題が感じられますでしょうか。状況について「回答欄」に記入ください。

【回答欄】

(4)関係者間の意思疎通、情報交換について(参考資料P10(3)①)  
前回の点検時においては、分別解体費用の負担に関して、「資材製造時や(略)設計及び改修工事等の際に解体時の分別解体のしやすさに対する配慮が必ずしも十分でない」「資材製造者の有する専門知識が、資材の再資源化過程で十分に活用されず、建設リサイクルの推進が円滑に進まない」といった課題が指摘されています。現状でも、このような課題が感じられますでしょうか。状況について「回答欄」に記入ください。

**【回答欄】**

(5)発生抑制について(参考資料P11(3)③)

前回の点検時においては、発生抑制の取り組みに関して、「発生抑制に関する情報は関係者で十分に共有されていない」「発生抑制に対する意識はリサイクルと比べて希薄」といった課題が挙げられています。現状でも、このような課題が感じられますでしょうか。状況について「回答欄」に記入ください。

**【回答欄】**

(6)再生資材の利用の取り組みについて(参考資料P11(3)⑤)

前回の点検時においては、再生資材の利用に関して、「用途面に加えて価格面でも再生資材が新材に対して競争力が劣ることが、再生品の利用が進まない」「再生資材であっても、再生資源含有率が数%のものと100%近いものを同列に扱うなど、再生資材の定義があいまい」といった課題が挙げられています。現状でも、このような課題が感じられますでしょうか。状況について「回答欄」に記入ください。

**【回答欄】**

**前回の建設リサイクル法実施状況点検(H20.12)以降の新たな課題について**

(参考資料:「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」(H20.12)参照)

**Q7** 参考資料P6から11に示すように、前回の建設リサイクル法実施状況点検時(平成20年12月)では、建設リサイクル制度の課題として14項目があげられています。

前回の14項目の課題以外で、建設リサイクル制度の課題と考えられるものがあれば回答欄に記入してください。

**【回答欄】**

<b>課題タイトル</b>	
<b>課題内容</b>	

<b>課題タイトル</b>	
<b>課題内容</b>	

<b>課題タイトル</b>	
<b>課題内容</b>	